
事 務 概 要

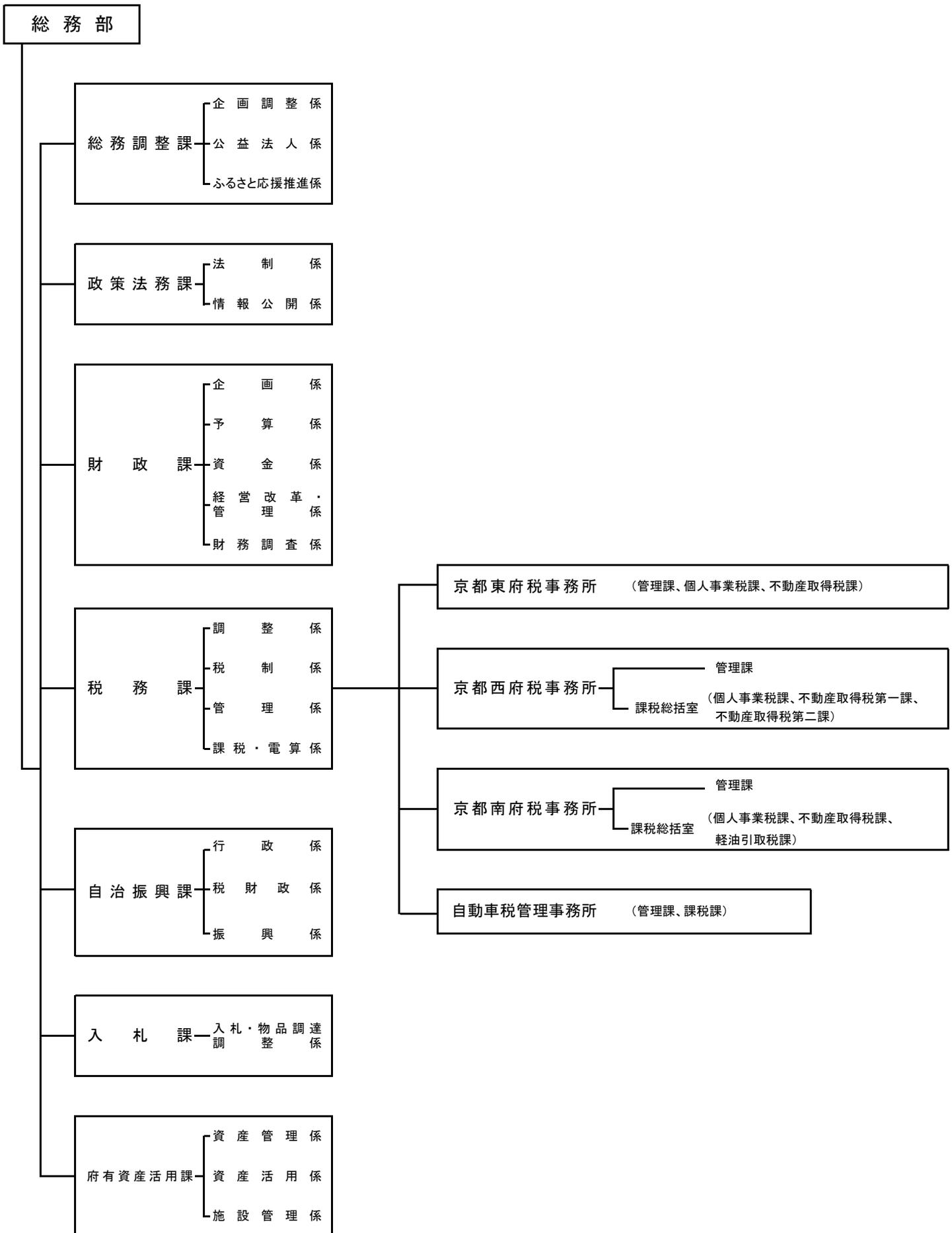
(令和 6 年度)

京 都 府 総 務 部

目 次

1	総務部組織図	1
2	職員配置数	2
3	令和6年度歳出予算額	3
4	事務概要	4
	総務調整課	4
	政策法務課	6
	財政課	8
	税務課	16
	自治振興課	19
	入札課	21
	府有資産活用課	23
5	主要職員名簿	24

1 総務部組織図



自治振興課

事務分掌

- (1) 市町村及び一部事務組合の行財税政に関すること。
- (2) 市町村振興対策に関すること。
- (3) 市町村の地方交付税及び地方債に関すること。
- (4) 市町村の地方公営企業に関すること。
- (5) 固定資産評価審議会に関すること。
- (6) 選挙管理委員会に関すること。
- (7) 市町村行政に係る表彰等に関すること。
- (8) 市町村職員の厚生福利制度に関すること。
- (9) 行政書士に関すること。
- (10) 市町村の土地開発公社等に関すること。

主要事項の概要

(1) 市町村自治の振興

市町村の振興を図るため、広域振興局とも連携し、きょうと地域連携交付金や市町村未来づくり資金等による支援を行っている。

また、市町村の行財政基盤の強化を図るため、府・市町村の行財政連携や行政改革の取組に対する支援を行っている。

(2) 市町村の行財政支援

市町村、一部事務組合等における適正な行財政運営を確保するため、地方公務員制度や地方税、地方交付税、地方債等に係る地方財政制度の的確な運用を行うこととともに、市町村等の行財政改革の取組に対する助言・支援を行っている。

(3) 選挙管理委員会に関する事務

府選挙管理委員会の事務局として、衆参両院議員に係る選挙、府議会議員及び知事に係る選挙等の管理執行のほか、適正な選挙が執行されるよう市区町村選挙管理委員会に助言し、併せて有権者に対する啓発事業を行っている。

事 務 概 要

(令和6年度)

<抄>

京都府総合政策環境部

目 次

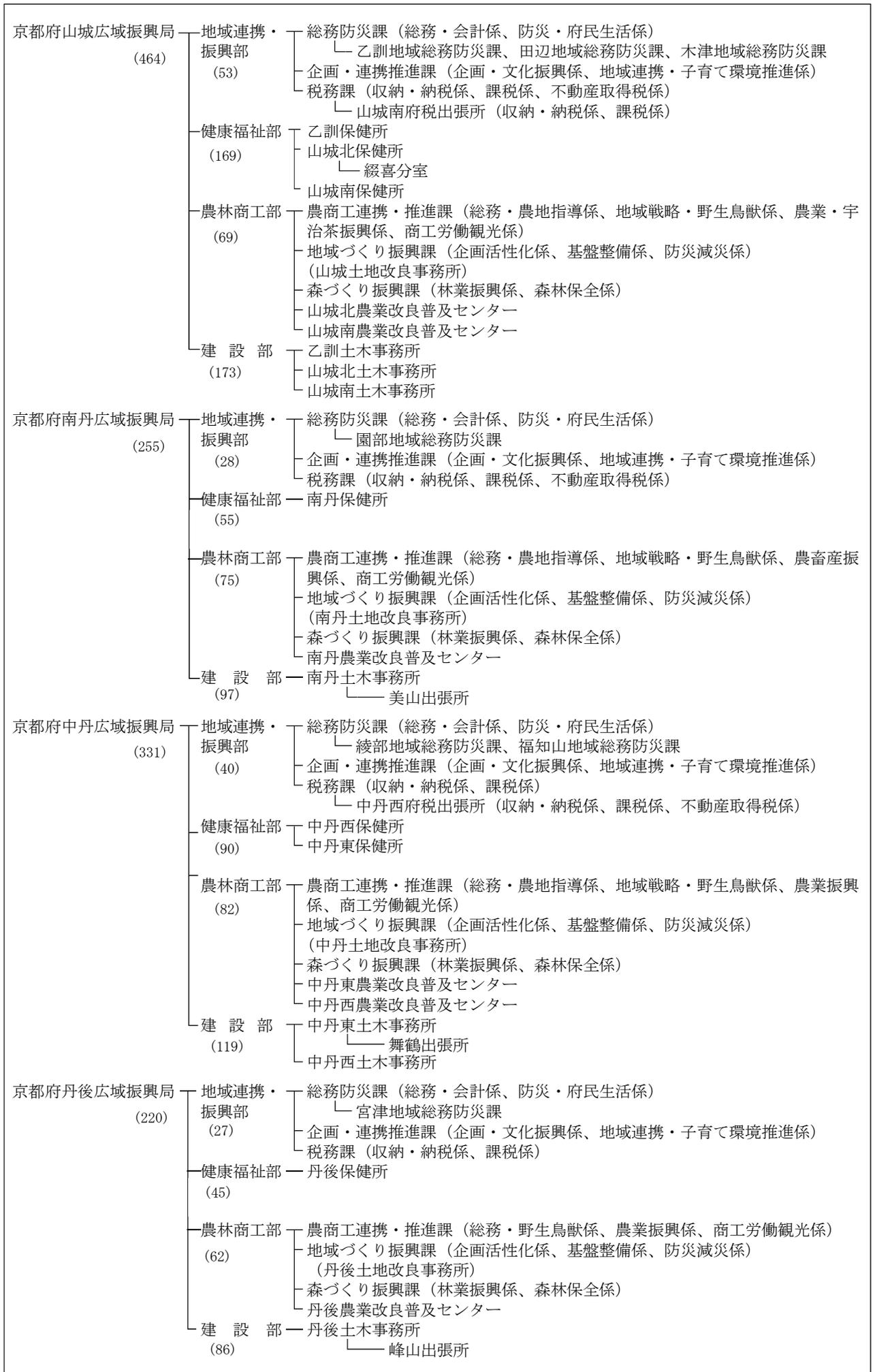
I 組 織	1
II 事 務 分 掌	3
III 主要事項の概要	3
IV 令和6年度予算	5
V 主要計画等	7
VI 関係施設等	9

I 組織

令和6年4月1日現在

本庁課	担当	地域機関等
総合政策室 (20) (子育て社会推進監含む)	子育て社会推進係 総合調整係 計画推進係 広域行政係	〔 関西広域連合派遣 (4) 全国知事会派遣 (1) 〕
地域政策室 (19)	北部係 中部係 南部係	〔 海の京都DMO派遣 (3) 森の京都DMO派遣 (2) お茶の京都DMO派遣 (3) 京都産業21派遣 (1) 〕
政策環境総務課 (17) (部長、副部长 (1) 含む)	総務企画係 経理係	〔 東京事務所 (9) 省庁等派遣 (17) 〕 〔 大阪府派遣 (1) 滋賀県派遣 (1) 城陽市派遣 (1) 公立大学法人派遣 (142) 〕
万博・地域交流課 (11)	展示企画係 機運醸成係	〔 2025年日本国際博覧会 協会派遣 (5) 〕
情報政策課 (18) (副部长 (1) 含む)	情報企画・セキュリティ係 共同化推進係	
デジタル政策推進課 (10) (企画参事含む)	スマート社会推進係 デジタル行革推進係	
企画統計課 (40)	企画調整係 情報分析係 社会統計係 産業統計係 生活統計係	
大学政策課 (7)	大学政策係	〔 大学コンソーシアム 派遣 (1) 〕
脱炭素社会推進課 (17)	企画調整係 温暖化対策係 エネルギー政策係	
循環型社会推進課 (18) (技監含む)	循環・リサイクル係 産業廃棄物係 不法投棄等対策係	〔 大阪湾広域臨海環境整備 センター派遣 (1) 〕
自然環境保全課 (8)	自然環境係 自然公園係	
環境管理課 (14)	指導致水係 指導致質係	
【2室10課 1地域機関】	〔 本庁 199 地域機関 9 派遣 183 〕	計391人

広域振興局の組織



Ⅱ 事務分掌

(地域政策室の事務)

- (1) もうひとつの京都構想の推進に関すること。
- (2) 地域振興計画の調整等に関すること。
- (3) 地域の総合的な整備等に係る各種事業の推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(大学政策課の事務)

- (1) 大学政策（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 京都府公立大学法人に関すること。

Ⅲ 主要事項の概要

[地域政策室]

1 部局を横断して取り組む地域振興施策の推進

京都府北部・中部・南部地域がそれぞれ抱えている地域課題について、広域振興局や庁内関係部とともに横断的に対応することで、魅力的な地域づくりを進める。

2 府・市町村が連携して取り組む地域振興施策の推進

複数の市町村が関係する課題について、市町村や広域振興局が連携し広域的に取り組む地域振興を図る。

また、各広域振興局の地域振興計画の推進について、広域振興局の独自施策と本庁施策が有機的に連動し、府域全体で実効ある地域づくりが進むように、施策（事業）の検討や予算について庁内関係部との調整等を行う。

3 各市町村の地域振興施策の支援

各市町村が個別で解決が困難な課題については、総合調整を行い、その解決に向けた支援を進める。

4 もうひとつの京都（海の京都、森の京都、お茶の京都、竹の里・乙訓）の推進

海の京都、森の京都、お茶の京都及び竹の里・乙訓の観光を入り口とした地域づくりを推進する。

・海の京都

古代より大陸との交流の窓口として栄えた歴史的背景や交通基盤整備の進捗を生かし、「海」というキーワードのもと、観光を入り口とした魅力ある地域づくりを推進し、府北部地域が全国有数の競争力のある地域であり続けることをめざして取組を進める。

・森の京都

府中部地域において、国立公園の指定等を契機に、豊かな自然環境を維持・保全する取組を強化するとともに、森の恵みを生かした食や伝統文化、産業など森に包まれた暮らし方を発信し、交流産業の振興、林業の付加価値向上をめざして取組を進める。

・お茶の京都

日本茶文化を創造し、全国に普及させてきた「宇治茶」や茶畑景観等の山城地域の価値を再認識し、世界に向け発信することにより、多くの人々が訪れる大交流圏を創出し、日本の茶文化の一大拠点となることをめざして取組を進める。

・竹の里・乙訓

世界的観光都市・京都市に近接し、多くの歴史・文化遺産、自然等の資源を有する乙訓エリアにおいて、竹林やタケノコ、工芸品を生かした、観光を入り口とした魅力ある地域づくりをめざして取組を進める。

[大学政策課]

1 大学の知を活かした京都の魅力向上の推進

大学が集積する京都の魅力をさらに高めるため、有識者等へのヒアリングを通じて、府の施策の方向性等の検討を行うとともに、府政課題の解決に向けて大学・学生と協働して取り組むプロジェクトの支援等を実施する。

2 京都府立医科大学及び京都府立大学における教育・研究・医療・地域貢献の推進

(1) 京都府立医科大学及び同附属病院・附属北部医療センター

「世界トップレベルの医学を地域へ」の基本理念の実現に向けて、教育・研究及び医療提供体制の充実を図り、府民の健康増進、福祉の向上に貢献する。

(2) 京都府立大学

「京都府の知の拠点」として京都に根ざした魅力的で個性ある大学の創造に向けて、府民が求める研究の推進と人材の育成を図り、大学による地域貢献を促進する。

(3) 京都三大学連携による教養教育共同化の推進

府立医科大学、府立大学、京都工芸繊維大学の三大学の連携により、平成 26 年度から全国初の取組として開始した教養教育共同化の一層の充実に努め、時代が求める新たな教養教育を推進する。

IV 令和6年度予算

○ 歳 入

(単位：千円)

款	予 算 額	内 訳	
		本庁・東京事務所	広域振興局
使用料及び手数料	152,344	142,344	10,000
国庫支出金	1,392,450	1,392,450	
財産収入	4,404	3,104	1,300
寄附金	12,040	12,040	
繰入金	272,495	272,495	
諸収入	956,328	956,328	
計	2,790,061	2,778,761	11,300

○ 歳 出

(単位：千円)

款・項	予 算 額	内 訳	
		本庁・東京事務所	広域振興局
総務費	6,476,978	4,830,277	1,646,701
総務管理費	1,691,493	44,792	1,646,701
企画費	4,244,663	4,244,663	
市町村振興費	900	900	
統計調査費	539,922	539,922	
衛生費	2,608,634	2,608,634	
環境衛生費	329,992	329,992	
環境対策費	2,278,642	2,278,642	
土木費	112,176	112,176	
公園費	112,176	112,176	
教育費	10,528,575	10,528,575	
大学費	10,528,575	10,528,575	
計	19,726,363	18,079,662	1,646,701

[令和6年度当初予算主要事項（令和5年度2月補正含む）]

課(室)名	事 項	予 算 額	説 明
		千円	
地域政策室	「海の京都」DMO推進事業費	84,250	海の京都DMOの事業に要する経費
地域政策室	「森の京都」DMO推進事業費	53,080	森の京都DMOの事業に要する経費
地域政策室	「お茶の京都」DMO推進事業費	65,251	お茶の京都DMOの事業に要する経費
地域政策室	「移住するなら京都」推進事業費	59,100	移住・定住に至るまでの各段階に応じた支援策の実施に要する経費
地域政策室	「もうひとつの京都」多言語情報発信強化事業費	10,145	多言語Webサイトによる府域の魅力や情報の発信強化に要する経費
地域政策室	「もうひとつの京都」ダイレクトマーケティング事業費	2,786	データを活用した効果的なダイレクトマーケティングに要する経費
地域政策室	「もうひとつの京都」観光周遊カーシェアリング推進事業費	1,870	もうひとつの京都エリアにカーシェアサービスを拡充するなど、観光周遊の取組の推進に要する経費
地域政策室	「もうひとつの京都」見える化促進事業費	1,147	ラッピング電車の運行等を通じた「もうひとつの京都」を体感できる環境整備に要する経費
地域政策室	産業創造リーディングゾーン総合推進費	5,000	産業創造リーディングゾーンの形成に向けて、産学公が連携して行う研究会等の実施に要する経費
地域政策室	アート&テクノロジー・ヴィレッジ推進事業費	20,000	アート&テクノロジー・ヴィレッジ京都の運営及び次世代を担う起業家や企業の中核を担う人材育成の推進に要する経費
地域政策室	地域振興計画推進費	130,000	地域の特性や課題に応じた事業を戦略的に展開するための取組に要する経費
大学政策課	京都府公立大学法人運営費交付金 京都府公立大学法人施設設備整備資金貸付金	10,407,476	府立医科大学・附属病院及び府立大学における質の高い教育研究、医療提供等を通じた府民への貢献促進のための法人運営に要する経費
大学政策課	大学の知を活かした京都魅力向上事業費	25,000	大学、行政の連携による「大学・学生のまち京都」の魅力の充実・強化に要する経費
大学政策課	産学連携和食文化発信事業費	4,000	日本料理の技法や歴史・文化等のデジタル化、海外発信に要する経費

V 主要計画等

名称	内容	備考
京都府総合計画	府政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画として、「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」第4条の規定により、京都府のめざす方向性を「将来構想」、「基本計画」、「地域振興計画」の形で明らかにするために策定したもの	改定： 令和4年度
京都府子育て環境日本一推進戦略	子どもや子育て世代をはじめ、全ての人にとって暮らしやすい「子育て環境日本一」の京都の実現に向けて、「子育てが楽しい風土づくり」「子どもと育つ地域・まちづくり」「若者の希望が叶う環境づくり」「全ての子どもの幸せづくり」を重点戦略として掲げ、具体的政策の方向性を明らかにするために策定したもの	改定： 令和5年度
京都府スマート社会推進計画	府民一人ひとりの夢・希望や、産業・地域活動の持続可能な成長・維持が、デジタル技術を活用することで実現される社会を目指し、官民データ活用推進基本法等に基づき策定	計画期間： 令和5～8年度 (4年間)
京都府環境基本計画	「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む具体的施策・事業などの指針となる計画	計画期間： 令和2～12年度 (11年間)
京都府地球温暖化対策推進計画	京都府地球温暖化対策条例第10条第1項に基づき策定する計画であり、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の規定に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に規定する「地域気候変動適応計画」に位置づけ 温室効果ガス排出量の削減目標の達成と気候変動適応策の推進を通じて、脱炭素で持続可能な社会を創造していくための方策を明らかにするもの	計画期間： 令和3～12年度 (10年間)
府庁の省エネ・創エネ実行プラン（第2期）	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」に位置づけ 府庁の温室効果ガス排出量削減目標を設定するとともに、その達成に向けた取組をまとめたもの	計画期間： 令和3～12年度 (10年間)
京都エコ・エネルギー戦略	府民生活の安心・安全を守り、経済活動の維持発展を図る立場から、地球温暖化など環境と経済の視点を踏まえたエネルギー政策の方向性と施策展開のあり方を明らかにするために策定	計画期間： 平成25～令和12年度 (18年間)
再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）	再生可能エネルギーを取り巻く国内外の環境変化を踏まえ、脱炭素社会を支える再生可能エネルギーの主力電源化に向け、再生可能エネルギーの導入・利用促進施策等を推進するため、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第5条に基づき策定	計画期間： 令和3～7年度 (5年間)

名称	内容	備考
京都府循環型社会形成計画（第3期）	資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにするため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項に基づき策定	計画期間： 令和3～12年度（10年間）
京都府災害廃棄物処理計画	災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方、必要となる体制、処理の方法等の基本的事項を定めたもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項に基づき策定	策定： 平成30年度
京都府海岸漂着物等対策推進地域計画	漁業者等と連携した漂流ごみ等対策、内陸域を含めた市町村、企業と連携した清掃活動の促進等を実施していくため、海岸漂着物処理推進法に基づき策定	改定： 令和2年度
京都府食品ロス削減推進計画	食品ロスの削減が国際的に重要な課題となり、食品ロスの削減に向けた機運が高まる中、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項に基づき策定	計画期間： 令和3～12年度（10年間）
京都府ごみ処理広域化プラン	人口減少によるごみ排出量の減少をはじめ、気候変動問題や災害への対応など、将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な一般廃棄物処理体制のあり方について策定	計画期間： 令和5～12年度（8年間）
京都府生物多様性地域戦略	京都府における生物多様性の保全と持続可能な利用を定めた総合的な基本計画として、生物多様性基本法第13条に基づき策定	一部改定： 令和5年度

VI 関係施設等

施設名 項目	京 都 府 立 医 科 大 学	京 都 府 立 大 学																																			
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路の梶井町465 075-251-5111	〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5 075-703-5101																																			
施 設 の 特 徴	医学及び看護学に関する知識及び技能を受け、有能な医師、看護師及び助産師となるのに必要な教育を行い、医学及び看護学の深奥を究めるための大学施設、附属病院及び附属北部医療センター	文学部、公共政策学部、農学食科学部、生命理工情報学部及び環境科学部の5学部を設けるとともに、大学院研究科を設置して教育研究を行う総合大学																																			
設 置 年 月	明治5年11月（栗田口青蓮院内に仮療病院を設置）	明治28年4月（京都府簡易農学校を設置）																																			
施 設 の 内 容	○大 学 ・学生数 (学部) 999人 (人) <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">医学科</td> <td style="text-align: center;">看護学科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医学部</td> <td style="text-align: center;">656</td> <td style="text-align: center;">343</td> </tr> </table> (大学院) 339人 (人) <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">医学研究科</td> <td style="text-align: center;">保健看護学 研究科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">修士課程</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">博士課程</td> <td style="text-align: center;">296</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> </table> ○附属病院 ・病床数：656床 ・入院患者数：⑤183,975人（年間） ・外来患者数：⑤462,852人（年間） ○附属北部医療センター ・病床数：288床 ・入院患者数：⑤65,686人（年間） ・外来患者数：⑤130,295人（年間）		医学科	看護学科	医学部	656	343		医学研究科	保健看護学 研究科	修士課程	12	12	博士課程	296	19	○大 学 ・学生数 (学部) 2,012人 (人) <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">文学部</td> <td style="text-align: center;">591</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公共政策学部</td> <td style="text-align: center;">458</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生命環境学部</td> <td style="text-align: center;">708</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農学食科学部</td> <td style="text-align: center;">113</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生命理工情報学部</td> <td style="text-align: center;">63</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">環境科学部</td> <td style="text-align: center;">79</td> </tr> </table> (大学院) 283人 (人) <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">文学研究科</td> <td style="text-align: center;">54</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公共政策学研究科</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生命環境科学研究科</td> <td style="text-align: center;">206</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">食の文化学位プログラム</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </table>	文学部	591	公共政策学部	458	生命環境学部	708	農学食科学部	113	生命理工情報学部	63	環境科学部	79	文学研究科	54	公共政策学研究科	18	生命環境科学研究科	206	食の文化学位プログラム	5
	医学科	看護学科																																			
医学部	656	343																																			
	医学研究科	保健看護学 研究科																																			
修士課程	12	12																																			
博士課程	296	19																																			
文学部	591																																				
公共政策学部	458																																				
生命環境学部	708																																				
農学食科学部	113																																				
生命理工情報学部	63																																				
環境科学部	79																																				
文学研究科	54																																				
公共政策学研究科	18																																				
生命環境科学研究科	206																																				
食の文化学位プログラム	5																																				
運 営 者 ・ 管 理 者	京都府公立大学法人	京都府公立大学法人																																			
担 当	大学政策課	大学政策課																																			

事務概要

(令和6年度)

京都府文化生活部
京都府文化施設政策監

目 次

I 組	組 織	1
	組 織 図	1
	事 務 分 掌	2
II	令和6年度予算状況	4
	総 括 表	4
	主 要 事 項 等	5
III	主 要 計 画 等	14
IV	関 係 施 設	16

I 組織

【組織図】

令和6年4月1日現在

本庁課	担当	地域機関等				
【文化生活部】						
人権啓発推進室(10)	企画・推進係					
文化政策室(25) (企画調整理事含む)	文化企画係 政策推進係 文化連携推進係	京都学・歴彩館 (33) (京都文化財団派遣) (2)				
文化生活総務課(27) (部長、副部長含む)	総務企画係 経理係 府民協働係	自転車競技事務所 (5) 植物園 (31) (文化庁派遣) (5) (宇治市派遣) (1)				
文化芸術課(18)	文化の人づくり係 芸術振興係 地域文化振興係					
スポーツ振興課(13)	企画係 交流推進係	体育館 (6)				
文教課(19)	幼稚園・専修学校係 小・中・高校係 経営支援・宗教法人係					
安心・安全まちづくり推進課(12)	防犯・交通安全係	交通事故相談所				
男女共同参画課(14) (副部長含む)	企画・地域支援係 女性活躍・ワーク・ライフ・ バランス推進係					
府民総合案内・相談センター(3)	総合案内・相談係					
消費生活安全センター(13)	企画・啓発係 相談・情報係 調査・指導係					
生活衛生課(18)	生活営業係 食品衛生係 動物愛護係	動物愛護センター (5)				
【文化施設政策監】						
文化施設政策監付(20) (文化施設政策監含む)						
<table border="1"> <tr> <td>本 地 派</td> <td>域 機 関</td> <td>庁 関 遣</td> <td>192 80 8</td> </tr> </table>		本 地 派	域 機 関	庁 関 遣	192 80 8	計280人
本 地 派	域 機 関	庁 関 遣	192 80 8			

【事務分掌】

■文化生活部

【人権啓発推進室】

- (1) 人権啓発の総合企画及び調整に関する事。
- (2) 人権啓発の推進に関する事。
- (3) 同和事業の整理等に関する事。

【文化政策室】

- (1) 文化行政の企画及び連携推進に関する事。
- (2) 生涯学習（教育委員会の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (3) 文化財を守り伝える京都府基金に関する事。
- (4) 京都府立京都学・歴彩館、京都府立文化芸術会館、京都府立ゼミナールハウス、京都府立府民ホール、京都府立堂本印象美術館及び京都府立陶板名画の庭に関する事。
- (5) その他文化行政（他課及び教育委員会の所管に属するものを除く。）に関する事。

【文化生活総務課】

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 特定非営利活動法人の認証、認定等に関する事。
- (3) 社会貢献活動の促進に関する事。
- (4) 府民運動の企画及び推進に関する事。
- (5) 府民参画の推進に関する事。
- (6) 自転車競技事務所に関する事。
- (7) 京都府立植物園に関する事。
- (8) 部内の人事及び組織に関する事。
- (9) 部に属する予算の経理に関する事。
- (10) 部の広聴及び広報の総括に関する事。
- (11) 部内他課の主管に属さない事。

【文化芸術課】

- (1) 文化を担う人材の育成及び文化の次世代への継承に関する事。
- (2) 文化に関する創造的活動の促進に関する事。
- (3) 文化を生かした産業及び地域の振興に関する事。
- (4) 文化団体等に関する事。

【スポーツ振興課】

- (1) 府民スポーツ（教育委員会の所管に属するものを除く。）の振興に関する事。
- (2) スポーツに係る国際大会の誘致等に関する事。
- (3) 府民スポーツの奨励育成に関する事。
- (4) 京都府府民スポーツ振興基金に関する事。
- (5) 京都府立体育館及び京都府立京都スタジアムに関する事。

【文教課】

- (1) 私立学校に関する事。
- (2) 私立専修学校に関する事。
- (3) 私立各種学校に関する事。
- (4) 学校法人に関する事。
- (5) 宗教法人に関する事。
- (6) その他文教に関する事。

【安心・安全まちづくり推進課】

- (1) 安心・安全なまちづくりの企画及び総合調整に関すること。
- (2) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進に関すること。
- (3) 犯罪被害者等支援に関すること。
- (4) セーフ・コミュニティの推進に関すること。
- (5) 交通安全に関すること。
- (6) 交通事故の被害者の援助に関すること。
- (7) 交通事故相談所に関すること。
- (8) 自動車運転代行業に関すること。

【男女共同参画課】

- (1) 男女共同参画施策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関すること。
- (3) 女性の活躍の推進に関すること。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。

【府民総合案内・相談センター】

- (1) 府民総合案内に関すること。
- (2) 府民相談に関すること。

【消費生活安全センター】

- (1) 消費生活に係る安全確保及び取引方法の適正化に関すること。
- (2) 消費者の教育及び啓発に関すること。
- (3) 災害時における生活必需品等の確保に関すること。
- (4) 消費生活協同組合に関すること。
- (5) 金融広報に関すること。
- (6) 消費生活に係る相談及び指導に関すること。
- (7) 商品テストに関すること。
- (8) その他消費生活の安定と向上に関すること。

【生活衛生課】

- (1) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等に関すること。
- (2) クリーニング師及びふぐ処理師に関すること。
- (3) 食品衛生に関すること。
- (4) と畜場、食鳥処理場及び化製場等に関すること。
- (5) 建築物の衛生的環境の確保に関すること。
- (6) 墓地、埋火葬及び胞衣産汚物に関すること。
- (7) 狂犬病の予防に関すること。
- (8) 動物の飼養管理及び愛護に関すること。
- (9) 人と動物の共生社会づくりに関すること。
- (10) 京都府動物愛護センターに関すること。
- (11) 住宅宿泊事業に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (12) その他生活衛生に関すること。

■文化施設政策監

【文化施設政策監付】

- (1) 文化施設等に係る政策及び整備の推進に関すること。

Ⅱ 令和6年度 文化生活部予算状況

【総括表(一般会計)】 ※()内令和5年度2月補正予算含む

○ 歳入

(単位：千円)

款	予算額	課 別 内 訳										
		人権啓発推進	文化政策室 文化芸術課	文化生活総務課	スポーツ振興課	文教課	安心・安全 まちづくり 推進課	男女共同参画課	府民総合案内・相談センター	消費生活安全センター	生活衛生課	文化施設政策監付
使用料及び手数料	257,724		416		68,881	80					50,548	137,799
国庫支出金	11,047,690 (11,127,690)	271,568	166,007 (246,007)		66,500	10,415,573	1,000	51,808		60,354	14,880	
財産収入	3,874	795	2,839	4	236							
寄附金	411,990 (511,990)		46,000 (146,000)		59,050		6,200	540				300,200
繰入金	87,330		77,458	9,872								
諸収入	224,774 (231,774)	52,622	22,147		134,556 (141,556)	713		1,000		250	5,836	7,650
計	12,033,382 (12,220,382)	324,985	314,867 (494,867)	9,876	329,223 (336,223)	10,416,366	7,200	53,348		60,604	71,264	445,649

○ 歳出

(単位：千円)

款	予算額	課 別 内 訳										
		人権啓発推進	文化政策室 文化芸術課	文化生活総務課	スポーツ振興課	文教課	安心・安全 まちづくり 推進課	男女共同参画課	府民総合案内・相談センター	消費生活安全センター	生活衛生課	文化施設政策監付
総務費	6,350,502 (6,557,502)	217,220	2,160,113 (2,360,113)	2,162,826	605,742 (612,742)	2,351	376,135	156,179	34,586			635,350
民生費	352,720	352,720										
衛生費	308,262			196,651							111,611	
労働費	789							789				
商工費	235,258			119,052					116,206			
教育費	32,998,881			134,848	28,789	32,534,244						301,000
計	40,246,412 (40,453,412)	569,940	2,160,113 (2,360,113)	2,613,377	634,531 (641,531)	32,536,595	376,135	156,968	34,586	116,206	111,611	936,350

【総括表(収益事業特別会計)】

○ 歳入

(単位：千円)

款	予算額	備 考
収益事業収入	24,423,770	競輪事業収入
使用料及び手数料	858	競輪場売店使用料
財産収入	14	向日町競輪場施設等整備基金運用利子
繰越金	1,168,060	前年度からの繰越金
諸収入	393,266	場外開催受託事業収入等
計	25,985,968	

○ 歳出

(単位：千円)

款	予算額	備 考
競輪事業費	25,469,836	競輪場運営に要する経費
繰出金	100,000	一般会計への繰出金
諸支出金	4,297	地方公共団体金融機構納付金
予備費	411,835	予備費
計	25,985,968	

【主要事項等】(令和5年度2月補正予算含む)

1 人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組

事業名	人権啓発費	担当課	人権啓発推進室
予算額	140,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、それぞれの幸福を最大限に追及することができる共生社会の実現を図るため、様々な人権課題に関する啓発・相談等を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 啓発・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞、テレビ・ラジオ、ホームページ、SNSなど様々な媒体を通じた啓発・広報 ・ ヒューマンフェスタ、人権フォーラムなどのイベント開催 ・ インターネット上の人権侵害への対応 ・ 人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)の実施 等 <p>(2) 市町村支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権啓発指導者養成研修会の実施 ・ インターネットによる人権侵害対策研究会の開催 ・ 市町村が実施する人権啓発事業に対する助成 等 		

2 文化力による未来づくりに向けた取組

事業名	文化力による未来づくり事業費	担当課	文化政策室、文化芸術課
予算額	1,271,201千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>文化の保存・継承から発展、創造、活用まで文化政策を総合的に推進する施策を実施し、心豊かでより質の高い府民生活及び各地域の活性化の実現を目指す。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)文化活動を担う人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府域で文化に関わる(担う・支える・楽しむ)人が増え、その裾野が広がることを目指す取組の実施 <p>(2)文化の保存及び継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の行催事や文化財の価値を理解するとともに、大切に守り、継承していく活動に携わる人が増え、関心が高まることを目指す取組の実施 <p>(3)新たな文化の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都の文化と最先端技術をはじめとする多彩な分野との交流が、京都府のいたるところで生まれることを目指す取組の実施 <p>(4)文化資源を生かした地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門人材による支援のもとで、地域における文化活動が活発になることを目指す取組の実施 <p>(5)文化資源を活用した経済の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都が、作品の制作から販売まで行う場であると国内外から認識され、文化に関係する人が集まるとともに、京都から世界に通じる人が輩出されること、さらには文化を基軸とした産業の振興を目指す取組の実施 <p>(6)多様な京都の文化の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本が世界から注目される国際的なイベント等を契機として、京都文化の発信を進めることを目指す取組の実施 <p>(7)文化活動を支える基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化活動を専門人材が支援する仕組みを構築することで、文化の「つくり手」「受け手」双方の水準を向上させるとともに、府内各地域の文化活動の活性化を目指す取組の実施 		

3 文化の力で世界に貢献する京都の実現に向けた取組

事業名	京都文化力世界発信事業費	担当課	文化政策室、文化芸術課
予算額	210,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>誰もが親しみやすい文化である音楽やアートを京都から世界に発信</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) Music Fusion in Kyoto 音楽祭の開催</p> <p>Music Fusion in Kyoto 音楽祭プレコンサート(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年開催に向けた機運醸成のため、府内各地で室内楽コンサートや府内小中学生を対象にした公演・指導等を実施するプレイベント等を開催 <p>(2)「京都国際アートフェア」の開催</p> <p>①「Art Collaboration Kyoto」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Art Collaboration Kyoto の開催により誘客したギャラリー、コレクター等を、連動して実施する各種フェアとマッチングさせることにより、京都の若手作家育成の仕組みを構築 <p>②「ARTISTS' FAIR KYOTO」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で活躍する京都ゆかりの芸術家が主体となり、芸術家自身が出展者として展示販売する京都創発のアートフェアを開催 <p>③「京都アトラウンジ」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手芸術家の作品販売や企業の制作支援等へ繋げるため、若手芸術家と芸術活動に関心を持つ企業経営者等との交流会を開催 <p>④「Kyoto Art for Tomorrow(新鋭選抜展)」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本画、洋画、工芸等の分野を超えた幅広い芸術分野を対象に、京都を中心に活躍する若手芸術家の選抜展を開催 		

4 地域の多様な主体の協働による地域課題解決に向けた取組

事業名	地域交響プロジェクト推進費	担当課	文化生活総務課
予算額	281,833千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>地域の課題に府・市町村等と連携・協働して対応できる地域団体を育成する仕組みを構築し、安心・安全な暮らしを支える地域づくりを推進</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)地域交響プロジェクト交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に地域の支えを必要とする重要課題(子育て、要配慮者支援、防災、多文化共生、移住促進等)の解決を支援 ・地域課題全般の解決を対象とし、伴走支援・基盤強化事業とあわせて、自立的な事業運営を支援 ・地域の総合的な問題解決に取り組む自治会・NPO等の協働体(協働推進型プラットフォーム)の形成を支援 ・災害時の被災地復旧活動を支援 <p>(2)伴走支援・基盤強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家等による支援や財源・人材確保等に関するセミナーによる支援 ・地域コミュニティが地域で抱える課題を掘り起こし、その解決方法や目指すべき方向性を共有するため、地域に関わる多様な主体が対話する場の設置等を支援 		

5 誰もが親しみ夢が広がるスポーツの振興に向けた取組

事業名	京のスポーツ・スタジアム夢づくり事業費	担当課	スポーツ振興課
予算額	10,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>子どもたちがスポーツを通じて夢や希望を持てるよう、府内プロスポーツチームと連携したスポーツ体験教室や、様々な競技のトップアスリートとの交流等を促進することで、スポーツの裾野拡大となる取組を展開</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サンガスタジアムby KYOCERAにおいて、府内プロスポーツチームに所属するトップアスリート等を招聘し、子どもたちが様々な競技種目を、アスリートと体験できる交流会を実施 		
事業名	京のジュニアスポーツアカデミー構想推進事業費	担当課	スポーツ振興課
予算額	1,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>少子化の中でも、将来にわたりすべての子どもたちがやりたいスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に向けた施策を推進</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会議の開催や民間スポーツ団体等へのヒアリングを実施 		

6 私立学校の振興等に向けた取組

事業名	私立学校教育振興補助金	担当課	文教課																
予算額	30,517,788千円																		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>私立学校が京都府の学校教育において重要な役割を果たしていることを踏まえ、私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の教育費負担を軽減</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)私立高等学校あんしん修学支援事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭の経済状況にかかわらず、修学の意志のある私立高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、修学費用負担を軽減 <p>(2)奨学のための給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県民税及び市町村民税非課税世帯の私立高校生等に対して、授業料以外の教育費を給付 <p>○予算の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">予算額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校運営費補助等</td> <td style="text-align: right;">21,322,356</td> </tr> <tr> <td>中学校運営費補助</td> <td style="text-align: right;">2,848,441</td> </tr> <tr> <td>小学校運営費補助</td> <td style="text-align: right;">1,336,593</td> </tr> <tr> <td>幼稚園運営費補助等</td> <td style="text-align: right;">4,341,625</td> </tr> <tr> <td>専修・各種学校教育振興補助等</td> <td style="text-align: right;">91,505</td> </tr> <tr> <td>私学関係団体補助</td> <td style="text-align: right;">577,268</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">30,517,788</td> </tr> </tbody> </table>			区分	予算額(千円)	高等学校運営費補助等	21,322,356	中学校運営費補助	2,848,441	小学校運営費補助	1,336,593	幼稚園運営費補助等	4,341,625	専修・各種学校教育振興補助等	91,505	私学関係団体補助	577,268	計	30,517,788
区分	予算額(千円)																		
高等学校運営費補助等	21,322,356																		
中学校運営費補助	2,848,441																		
小学校運営費補助	1,336,593																		
幼稚園運営費補助等	4,341,625																		
専修・各種学校教育振興補助等	91,505																		
私学関係団体補助	577,268																		
計	30,517,788																		

7 犯罪被害者等支援の推進に向けた取組

事業名	犯罪被害者等支援総合対策事業費	担当課	安心・安全まちづくり推進課
予算額	12,429千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>「京都府犯罪被害者等支援条例」の制定に伴い、犯罪被害者等への支援の更なる充実を図るため、新たな支援体制の構築、(公社)京都犯罪被害者支援センターの体制機能強化、支援を行う人材の育成、生活再建支援や法的援助助成、社会機運の醸成に資する事業を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 犯罪被害者等支援強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関が支援内容を協議し進める支援調整会議の設置 ・ 個々の犯罪被害者等の状況に応じた支援をコーディネートする社会福祉士の配置 ・ 京都犯罪被害者支援センターの体制の充実・強化 <p>(2) 犯罪被害者等生活再建支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等の生活再建に必要な転居費用の助成 <p>(3) 犯罪被害者等法的援助助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等が当事者として刑事裁判に参加するために必要な弁護士費用等の助成 <p>(4) 犯罪被害者等支援府民理解促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等支援に対する府民の理解増進のための啓発 		

8 男女共同参画社会の推進に向けた取組

事業名	女性活躍総合支援事業費	担当課	男女共同参画課
予算額	118,218千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>京都ウィメンズベース・マザーズジョブカフェ・京都府男女共同参画センターの3所が連携し、女性活躍をワンストップで支援するとともに、性別に関わらず様々な困難・課題を抱える方への支援を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 京都ウィメンズベース事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業における女性活躍や多様な働き方導入に関する相談・研修・制度整備等の支援や「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業の拡大 ・ 企業の意思決定に参画できる役職への女性登用を推進するため、企業の中核人材となる女性の育成研修等を実施 <p>(2) マザーズジョブカフェ推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら子育てしたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、就業と子育てをワンストップで支援 <p>(3) 京都府男女共同参画センター運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性相談、男性相談の実施 ・ 女性の社会参画支援のため、起業支援や地域における女性支援等を実施 <p>(4) 女性つながりサポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間団体による無料のカウンセリング・電話相談・SNS相談・伴走支援等を実施 		

9 消費者行政の推進に向けた取組

事業名	消費者あんしんサポート事業費	担当課	消費生活安全センター
予算額	44,532千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>府民の安心・安全な消費生活を実現するため、高齢者の被害防止対策や成年年齢引下げに伴う消費者教育の推進及び市町村消費生活相談窓口の運営支援等を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)市町村相談センター支援事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ネット取引等あんしんチーム」による市町村相談のサポート ・府全域のリアルタイムな情報共有 ・市町村相談センターの運営に対する助成 ・近畿府県合同での調査・指導 等 <p>(2)消費者被害防止対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法等被害の未然防止を図るため、見守り人材の養成や地域の見守りの担い手による啓発を実施 ・市町村見守りネットワークの活動支援 等 <p>(3)成年年齢引下げ対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢引下げ対策として、学校等における消費者教育の支援や、若年者を対象とした悪質商法等による消費者被害防止対策を実施 <p>(4)消費者教育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者市民社会の構築に向けた消費者教育の展開 		

10 食の安心・安全確保に向けた取組

事業名	きょうと「食の安心・安全」確保事業費	担当課	生活衛生課
予算額	16,455千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>食の安心・安全行動計画等を踏まえ、関係部局が連携し、食品表示の適正化、食に関する情報発信、食品衛生監視指導等を強化することにより、府民の食への信頼を確保</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)食品衛生監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法改正に伴うHACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化を踏まえ、事業者に衛生管理の手法について啓発を行うとともに、食品衛生推進員「京の食“安全見はり番”」等による自主衛生管理の推進、食品衛生監視機動班による事業者への監視・指導の実施や食品等の放射性物質、添加物等の検査項目を充実し、食の安心・安全を確保 <p>(2)食品検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内に流通している食品等の検査を行い、その結果を定期的に公表することで食の安心・安全を確保 <p>(3)遺伝子組換え食品検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DNA検査機器により遺伝子組換え食品の分析を実施し、表示内容の検査を行うことにより食の安心・安全を確保 <p>(4)拠点保健所業務管理基準(GLP)導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GLP(業務管理基準)の導入により、精度管理体制を構築するとともに検証体制を整備し、検査の信頼性を確保 		

11 京都府立植物園の次の100年に向けた新たな取組

事業名	植物園100周年記念事業費	担当課	文化施設政策監付、文化芸術課
予算額	243,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>令和6年1月1日に開園100周年を迎えた府立植物園において、更なる魅力を創出する記念事業を実施するとともに、次の100年に向けた新たな植物園の取組を開始</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)植物園100周年記念祭等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100周年記念祭(記念式典、シンポジウム等) ・メディアアートプロジェクト ・季節ごとの植物の魅力を発信する特別展示 <p>(2)子どもはぐみゾーンの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが楽しく遊びながら植物について学べるエリアや、子どもトイレ・授乳室を整備 <p>(3)京都植物誌プロジェクトの始動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都の植物多様性保全を推進するため、府内植物証拠標本を網羅した「京都植物誌」の制作に向け、ボランティアの新規募集や研修、植物調査等を実施 		

12 北山エリア整備に向けた取組

事業名	北山エリア整備関連事業費	担当課	文化施設政策監付
予算額	15,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>北山エリアの整備内容について幅広く周知・理解促進を図るため、必要な調査・検討を実施</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の整備内容や事業手法の調査・検討 ・専門家会議の開催 ・北山エリア全体の整備内容の周知・理解促進 等 		

13 北部医療センターの機能強化に向けた取組

事業名	北部医療センター地域医療連携機能強化検討費	担当課	文化施設政策監付
予算額	1,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>府立医科大学大学院北部地域医学コースの設置や府立看護学校建替整備等の動向を踏まえ、北部地域における医療機関の連携や人材育成の強化を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部医療センターを中心に、北部地域における各病院の役割分担や病院間の連携、人材の養成・確保を強化するための調査・検討等を実施 		

14 「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」整備に向けた取組

事業名	「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」整備応援事業費	担当課	文化施設政策監付
予算額	300,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>府立医科大学附属病院と京都大学医学部附属病院、ドナルド・マクドナルド・ハウス財団が共同で整備を進める「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」について、ふるさと納税制度を活用した財源確保を支援</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税制度を活用して寄附金を募集 		

15 向日町競輪場再整備に向けた取組

事業名	向日町競輪場老朽化施設解体費	担当課	文化施設政策監付
予算額	659,000千円(債務負担行為760,000千円)		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>「向日町競輪場基本構想」を踏まえた向日町競輪場の再整備を行うため、老朽施設の解体を実施</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バンク、スタンド、投票所、選手宿舍など老朽施設の全面的、段階的な解体、除却を実施 		

(その他の主要事項等)

(単位:千円)

	課名	事項	予算額	事業の概要
1	人権啓発推進室	隣保館運営等助成費	352,720	隣保館の運営・活動の助成等
2	文化政策室 文化芸術課	京都の文化次世代継承事業費	102,000	「文化の心」の次世代への継承を図るため、茶道、華道等の生活文化や地域の伝統文化、食文化を深く知る機会を創出
3		文化連携推進事業費	4,000	文化庁京都移転を契機として、行政、経済界、文化団体等がオール京都で全国のモデルとなる新たな文化施策を検討するとともに、一体的な発信を実施
4		こころのふるさと京都の文化財保護事業費	85,900	学術上又は文化的価値の高い貴重な文化財の保全を図るため、「文化財を守り伝える京都府基金」への寄附金等を活用しながら、未指定文化財を含む文化財の保存、修理、防災対策等を総合的に推進
5		祇園祭山鉾懸装品新調事業費補助金	15,000	祇園祭山鉾懸装品のうち文化財的価値が高く、大型で貴重な前掛・胴掛・見送りなどの懸装品を退役保存するため、その代替として現代の意匠・染織技術の粋を集めた懸装品新調事業に対して補助
6	文化生活総務課	きょうと地域創生活動推進事業費	10,000	府民一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府を目指し、府民全体で地域創生に取り組む機運を醸成するため、「きょうと地域創生府民会議」が実施する「府民交流フェスタ」の開催を支援
7	スポーツ振興課	スタジアムわいわい絆づくり推進事業費	5,000	スタジアムのにぎわいづくりのため、TEAM京都コンソーシアムや京都サンガF.C.ホームタウンなどと連携し、府内全体でホームゲームを盛り上げる取組を推進
8	文教課	未入園児保育支援事業費	76,000	私立幼稚園の施設や機能を活用した育児中の保護者向けの子育て相談や育児教室、2歳児受け入れ等の実施を促進することで、育児期の不安の軽減・解消を図る。
9		いじめ防止・不登校支援等総合推進事業費	8,934	学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など、いじめ、不登校、問題行動等に対する総合的なサポート体制の充実を図る。
10	安心・安全まちづくり推進課	防犯まちづくり推進事業費	6,490	地域防犯活動の拠点「府民協働防犯ステーション」や地域を守る子ども・地域安全見守り隊の活動支援等、地域防犯力向上に向けた取組等を実施
11		未来へつなぐ交通安全推進事業費	2,500	交通事故で亡くなった交通巡視員のご遺族からの寄附を活用し、交通事故をなくすための安全教育を実施
12		初期段階再犯防止強化事業費	2,000	軽微な罪を犯した人の立ち直りを支援するため、本来必要な福祉的支援に早期かつ適切につなぐ取組等を実施

(単位:千円)

	課 名	事 項	予 算 額	事 業 の 概 要
13	男女共同参画課	ドメスティック・バイオレンス 対策事業費	4,619	ドメスティック・バイオレンスの被害者支援や予防・啓発等 を実施
14	府民総合案内・相談 センター	府民総合案内・相談セン ター運営費	33,332	府民総合案内・相談センターの運営及び府民相談等を実 施

Ⅲ 文化生活部主要計画等

【主要計画等】

名称	内容	備考
京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)	一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、人権という普遍的文化を構築するため、人権教育・啓発に関する施策の基本的指針を策定	計画期間： 平成28～令和7年度 (10年間)
京都府文化力による未来づくり基本計画	文化の保存・継承から発展、創造、活用まで文化政策をより総合的に推進するため、「京都府文化力による未来づくり条例」第7条に基づき策定 ※京都府文化力による未来づくり基本計画については、6月定例会で新たに上程する「文化が生きる京都の推進に関する条例(案)」に基づき見直し予定。	計画期間： 令和元～5年度 (5年間)
京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画	犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するとともに、再犯防止施策、犯罪被害者支援を実施するため、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」第3条に基づき策定 ※「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に規定する地方再犯防止推進計画及び「京都府犯罪被害者等支援条例」第9条に規定する犯罪被害者等支援推進計画として位置付ける。	計画期間： 令和6～10年度 (5年間)
第11次京都府交通安全計画	府域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「交通安全対策基本法」第25条第1項に基づき策定	計画期間： 令和3～7年度 (5年間)
京都府自転車安全利用促進計画	自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」第7条に基づき策定	計画期間： 令和3～7年度 (5年間)
京都府男女共同参画計画—KYOのあけぼのプラン(第4次)	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を総合的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づき策定	計画期間： 令和3～12年度 (10年間)
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次)	配偶者等からの暴力に関し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づき策定	計画期間： 令和6～10年度 (5年間)

名称	内容	備考
京都女性活躍応援計画	<p>経済団体等と行政（京都府・京都市・京都労働局）とが連携して発足した女性の活躍推進組織「輝く女性応援京都会議」により策定。本会議で採択した4つの行動宣言に基づき取り組むことにより、男女が共に多様な生き方・働き方を実現し、ゆとりがあり、豊かで活力にあふれ、「生産性が高く持続可能なまち・京都」を目指す。</p> <p>※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第1項に基づく京都府の推進計画として位置付ける。</p>	<p>計画期間： 平成28～令和7年度 (10年間)</p>
京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画	<p>府民の連携・協働のもと、安心・安全な消費生活を実現するため、「京都府消費生活安全条例」第7条に基づき策定</p> <p>※「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づく京都府の消費者教育推進計画として位置付ける。</p>	<p>計画期間： 令和4～6年度 (3年間)</p>
京都府食品衛生監視指導計画	<p>年度内に実施する監視指導の内容を定めるとともに、「京都府食の安心・安全行動計画」の食品衛生に係る施策目標を達成するため、「食品衛生法」第24条に基づき策定</p>	<p>計画期間： 令和6年度 (1年間)</p>
京都府動物愛護推進計画	<p>動物の適正飼養の徹底や動物愛護の精神を広く周知・啓発するため、「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づき策定。令和2年4月に示された動物愛護管理基本指針（環境省）に基づき、令和3年3月に一部を改定</p>	<p>計画期間： 令和3～令和12年度 (10年間)</p>

IV 関係施設

施設名	府 立 植 物 園	府 立 陶 板 名 画 の 庭
項目		
所在地	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町
電話番号	075-701-0141(代)	075-724-2188
施設の特徴	植物を育成栽培して公開し広く府民の“いこいの場”“教養の場”として、大正13年1月1日に開園した国内を代表する総合植物園	名画の造形と色彩を忠実に再現し、永く保存できるように作られた陶板画8点を展示した安藤忠雄氏の設計による絵画庭園
設置年月	大正13年1月	平成6年3月
敷地面積	約240,000㎡	2,849㎡
延床面積	—	—
施設の内容	保有植物 約12,000種 入園料 温室観覧料 一般 200円 200円 高校生 150円 150円 ※年間パスポートあり(一般1,000円、高校生750円、有効期間1年) ※中学生以下は無料 ※70歳以上の方、障害のある方とその介護者は免除(証明するものが必要)、きょうと子育て応援パスポート事業対象施設 ※植物園と陶板名画の庭との共通入園券を使用される場合 入園料 一般 250円 高校生 200円 開園 9:00～17:00 (入園は16:00まで) 休園日 年末年始	ミケランジェロ作「最後の審判」等を展示 入園料 一般 100円 ※中学生以下は無料 ※70歳以上の方、障害のある方とその介護者は免除(証明するものが必要)、きょうと子育て応援パスポート事業対象施設 ※植物園と陶板名画の庭との共通入園券を使用される場合 入園料 一般 250円 高校生 200円 開園 9:00～17:00 (入園は16:30まで) 休園日 年末年始
運営者・管理者	府直営	北山街協同組合
担当	文化生活総務課(文化施設政策監付)	文化政策室

施設名	府 立 京 都 学 ・ 歴 彩 館	府 立 ゼ ミ ナ ー ル ハ ウ ス
項目		
所在地	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1-29	〒601-0533 京都市右京区京北下中町鳥谷2
電話番号	075-723-4831	075-854-0216
施設の特徴	京都の歴史・文化の研究支援、学習・交流機能や京都に関する資料を総合的に収集、保存、公開する北山の新文化・学習交流拠点	自然豊かな環境の中で、大学生をはじめ高齢者から子どもまで多世代を対象とする宿泊が可能な研究討議や生涯学習研鑽の場
設置年月	平成28年12月	昭和51年9月
敷地面積	約13,400㎡	90,098㎡
延床面積	約24,000㎡	4,492㎡
施設の内容	○交流フロア(1階) ・大ホール484席、小ホール100席、学習室83席 ・展示室、京都学ラウンジ、京都学デジタル資料閲覧コーナー ○探究フロア(2階) 京都学・歴彩館、府立大学、府立医科大学が収蔵する図書資料、古文書等約106万冊点、学術雑誌約2,000種を閲覧可能 ○開館 平日:9:00～21:00 ※京都学ラウンジは18時まで 土日:9:00～17:00 ○休館日 毎月第2水曜日、祝日法に定める休日、年末年始、蔵書整理期間	総合ゼミ室(定員280人) 1室 ゼミ室(洋室)(定員20～64人) 5室 ゼミ室(和室)(定員4～40人) 10室 ゼミ室料金(1日)1,400円～45,500円 宿泊室(定員143人) 運動広場:ゲートボール1面、テニス2面(バレーボール、バドミントン兼用)、レンタルサイクル50台、オリエンテーリングコース2～5km、キャンプファイヤー(7月～9月) 休館日:1月～2月の第3月曜日、年末年始
運営者・管理者	府直営、一部指定管理者(コガレ・日本管財・丸善雄松堂共同事業体)	一般財団法人 京都ゼミナールハウス
担当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	大 山 崎 山 荘	府立文化芸術会館
所在地 ・ 電話番号	〒618-0071 乙訓郡大山崎町字大山崎銭原5-3 075-957-3123(代)	〒602-0858 京都市上京区寺町通広小路下ル東桜町1 075-222-1046
施設の特徴	天王山地域において、昭和初期に建てられた山荘が美術館としてよみがえり、自然と山荘、庭園が調和した府民の生涯学習の場	文化芸術を愛する人々に発表と交流の場を提供するなど京都における文化芸術創造活動のための専門施設
設置年月	平成8年4月	昭和45年1月
敷地面積	15,617 m ² (うち府所有 10,135 m ²)	4,468 m ²
延床面積	—	4,388 m ²
施設の内容	大山崎山荘周辺庭園(京都府所有) 琅玕洞(トンネル)、旧車庫(現休憩所)、栖霞楼(物見塔)は平成16年に登録有形文化財に登録 入園料 無料 大山崎山荘美術館(アサヒビール(株)所有) ・常設展 山本(アサヒ初代社長)コレクション、モネの名作「睡蓮」を展示 ・企画展 入館料(団体割引) 一 般 900円(800円) 高・大学生 500円(400円) 小中学生 無料 ※障害者手帳をお持ちの方 300円 開園(開館) 10:00～17:00 休園日(休館日) 月曜日、年末年始	ホ ー ル 419席 展 示 室 2室 会 議 室 4室 開 館 9:00～21:30 休 館 日 年末年始
運営者・管理者	公益財団法人アサヒグループ財団	創(公益財団法人京都文化財団・株式会社コングレ共同事業体)
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	府立府民ホール (アルティ)	府立堂本印象美術館
所在地 ・ 電話番号	〒602-0912 京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町590-1 075-441-1414	〒603-8355 京都市北区平野上柳町26-3 075-463-0007
施設の特徴	優れた文化芸術活動の場を提供し、府民の文化の向上に寄与するため整備された舞台芸術発表のためのホール	京都が生んだ世界的芸術家堂本印象画伯が、生涯にわたって創造した多彩な芸術作品(約2,000点余収蔵)を一堂に集めた美術館
設置年月	昭和63年10月	平成4年4月
敷地面積	4,473 m ² (公館含む)	2,435 m ²
延床面積	5,382 m ² ()	1,267 m ²
施設の内容	ホ ー ル 1階 460席 2階 100席 ホール全体が94面に分割された電動昇降床で構成されており、多彩な空間演出が可能 開 館 9:00～21:30 休 館 日 毎月第1・3月曜日 年末年始 特定天井対策等工事のため、令和6年8月末まで休館中	入 館 料 一 般 510円 高 大 生 400円 小 中 学 生 200円 ※ 65歳以上の方、障害のある方は免除(証明するものが必要)、きょうと子育て応援パスポート事業の対象施設 開 館 9:30～17:00 休 館 日 毎週月曜日 年末年始
運営者・管理者	創(公益財団法人京都文化財団・株式会社コングレ共同事業体)	公益財団法人 京都文化財団
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名	府 京 都 文 化 博 物 館	府 丹 後 文 化 会 館
項目		
所在地 ・ 電話番号	〒604-8183 京都市中京区三条高倉 075-222-0888	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 1030 0772-62-5200
施設の特徴	平安建都 1200 年を記念し開館。京都の歴史・文化や国内外の美術・工芸を展示する総合文化施設	丹後地域の文化振興の中核となる広域文化施設
設置年月	昭和 6 3 年 1 0 月	昭和 5 5 年 4 月
敷地面積	4, 7 9 0 m ²	7, 6 9 8 m ²
延床面積	1 5, 8 5 4 m ²	2, 6 2 7 m ²
施設の内容	総合展示 一 般 500 円 大 学 生 400 円 高校生以下 無料 ※ 障害のある方は免除（証明するものが必要）、きょうと子育て応援パスポート事業の対象施設 開 館 10:00~19:30 休 館 日 毎週月曜日 年未年始	ホ ー ル 760 席 (定員 1,000 人) 練 習 室 3 室 野外ステージ 開 館 9:00~22:00 休 館 日 毎週木曜日 年未年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都文化財団	公益財団法人 京都府丹後文化事業団
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名	府 中 丹 文 化 会 館	府 長 岡 京 記 念 文 化 会 館
項目		
所在地 ・ 電話番号	〒623-0005 綾部市里町久田 21-20 0773-42-7705	〒617-0824 長岡京市天神 4-1-1 075-955-5711
施設の特徴	中丹地域 3 市の文化振興の中核となる広域文化施設	乙訓地域 2 市 1 町の文化振興の中核となる広域文化施設
設置年月	昭和 5 8 年 5 月	昭和 6 3 年 5 月
敷地面積	4, 0 5 0 m ²	1 1, 0 0 0 m ²
延床面積	3, 4 7 8 m ²	3, 5 7 7 m ²
施設の内容	ホ ー ル 886 席 (定員 1,000 人) 練 習 室 3 室 開 館 9:00~22:00 休 館 日 毎週月曜日 年未年始	ホ ー ル 1,000 席 練 習 室 3 室 開 館 9:00~22:00 休 館 日 毎週月曜日 年未年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都府中丹文化事業団	公益財団法人 京都府長岡京記念文化事業団
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名	元府議会議員公舎（旧富岡鉄斎邸）	島津アリーナ京都（府立体育館）
項目		
所在地	〒602-0918 京都市上京区室町通薬屋町 424、425、429	〒603-8334 京都市北区大將軍鷹司町
電話番号	075-341-9756	075-462-9191(代)
施設の特徴	国内外へ日本文化等を発信し、文化芸術を通じた交流拠点とすることで、文化芸術の振興にとどまらず産業等の振興を図るための施設	府民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、スポーツの振興を図るとともに、行事、催物その他の用に利用できる府内有数の大規模施設
設置年月	昭和22年10月（建替え：令和6年1月）	昭和46年10月
敷地面積	1,267㎡	12,843㎡
延床面積	411㎡	14,015㎡
施設の内容	洋室1（58㎡） 洋室2（16㎡） 茶室（7畳） 和室1（6畳） 和室2（10畳） ※1 予約に応じて開館（平日9:00～17:00） ※2 土日祝日、年末年始及び管理者が定める日は、閉館	第1競技場 フロア：2,242㎡ バレーボール・バスケットボール等3面可能 固定観覧席 5,016席 階段式移動観覧席 480席 大型映像装置 第2競技場 フロア：864㎡ バレーボール2面、 バドミントン4面可能 会議室10室、選手控室、放送室、トレーニングルーム、事務室、売店など 利用料 第1競技場 1使用区分15,500円他 第2競技場 1使用区分6,120円他 会議室 1使用区分1,020円他 トレーニング場 1回350円 開館 9:00～21:00 休館日 毎月第1.2.5水曜日、年末年始
運営者・管理者	京都商工会議所	府直営
担当	文化政策室	スポーツ振興課

施設名	京都トレーニングセンター	サングスタジアム by KYOCERA(府立京都スタジアム)
項目		
所在地	〒622-0232 京都府船井郡京丹波町曾根崩下代 110-7	〒621-0804 京都府亀岡市追分町
電話番号	0771-82-2460	0771-25-3331
施設の特徴	ジュニアアスリートの育成強化拠点として近隣大学等と連携した医・科学的トレーニング指導を実施	府におけるスポーツ及び文化の振興を図るとともに、地域のにぎわいの創出に資する球技専用スタジアム
設置年月	平成28年7月	令和元年12月
敷地面積	—	33,140㎡
延床面積	5,500㎡（丹波自然運動公園内）	35,601㎡
施設の内容	医・科学的トレーニング ○測定・分析 ・膝伸屈筋力測定 ・基礎体力測定 ・体組成測定 ・動作分析、映像加工 ○各種指導・相談 ・トレーニング指導 ・栄養相談 ・コンディショニング指導 ・メンタルサポート ・メディカルサポート、医事相談 開館 9:00～21:00 休館日 年末年始	○フィールド 126m×84m ○観客席 約21,600席 観戦環境：スタンド最前列からピッチまで 7.5～10.5m、高低差1.2m 屋根：観客席より2m張り出し ○大型映像設備 2面 ○帯状映像設備 3ヶ所 ○サイネージ 37台 ○会議室等 37室 ○フードコート 2店舗 ○クライミング ホルダリング、リード、スピード ○3×3バスケコート 2面 ○足湯施設 ○VR・eスポーツ施設 開館 9:00～21:00 休館日 年末年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都府立丹波自然運動公園協会の	合同会社ビバ&サング
担当	スポーツ振興課	スポーツ振興課

施設名	府交通事故相談所	府男女共同参画センター（らら京都）
項目 所在地 電話番号	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入ル 京都府庁旧本館1階 075-414-4274 (舞鶴支所) 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 (中丹広域振興局舞鶴総合庁舎3階) 0773-62-0726	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2F 075-692-3433
施設の特徴	専門的かつ高度な交通事故相談に対応した施設	男女共同参画と女性の社会参画を推進するための拠点となる施設
設置年月	昭和43年4月(舞鶴支所) 昭和48年1月	平成8年4月
敷地面積	—	—
延床面積	71㎡ (舞鶴支所) 26.5㎡	—
施設の内容	<p>○交通事故に関するさまざまな相談の窓口</p> <p><相談内容> 示談の仕方、自賠責保険等の利用・請求の仕方等の賠償問題等</p> <p><受付時間> 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 面接相談/9:00～11:30、13:00～16:30 電話相談/9:00～17:00</p> <p>○巡回相談 月1～2回 各広域振興局総合庁舎において実施</p> <p>○弁護士相談 本所/偶数月 予約制で交通事故を専門とする弁護士(アドバイザー)を交え相談に対応</p>	<p>○府男女共同参画センター・マザーズジョブカフェ・京都ウィメンズベースの3所を京都テルサへ集結させ、女性活躍支援のワンストップ拠点化を図る</p> <p>相談室 1室 チャレンジオフィス 1室(5区画) ワーキングルーム 1室 ミーティングルーム 1室 交流コーナー</p> <p>開館 月～土曜日9:00～19:00</p> <p>休館日 日曜日、祝日 年末年始</p>
運営者・管理者	府直営	一般財団法人 京都府民総合交流事業団
担当	安心・安全まちづくり推進課	男女共同参画課

施設名	京都動物愛護センター	京都向日町競輪場
項目		
所在地 ・ 電話番号	〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町 11 番地 075-671-0336 (支所) 〒610-1101 京都市西京区大枝沓掛町 24-5	〒617-0002 京都府向日市寺戸町西ノ段 5 075-921-0321
施設の特徴	人と動物が共生する社会づくりを目指し、全国初となる都道府県と政令市が共同して設置・運営する動物愛護・管理施設	自転車競技法に基づき運営される公営競技・競輪を開催するための施設
設置年月	平成 27 年 4 月 (支所: 昭和 63 年 4 月)	昭和 2 5 年 1 1 月
敷地面積	1 1, 3 1 2 m ²	5 7, 8 8 8. 5 5 m ²
延床面積	1, 2 7 3 m ² (支所: 4 1 6 m ²)	4 1, 1 8 5 m ²
施設の内容	<p>○動物棟にて、保護・収容された犬猫の飼育、健康管理を行う譲渡事業を中心に、動物愛護や犬・猫等ペットの適切な飼養管理の普及啓発事業を実施</p> <p><付帯施設・設備></p> <p>○事務所棟 ・会議室 ・ふれあい室</p> <p>○動物棟 ・治療室 ・収容室、検疫室、譲渡室</p> <p>○その他 ・ドッグラン (利用料) 共用ゾーン 1 頭につき 300 円/時間 専用ゾーン (要事前予約) 5 頭まで 3,050 円/時間 ※ 6 頭目からは 1 頭を超えるごとに 300 円追加</p> <p>・トリミングルーム (利用料) 1,010 円/時間</p> <p><開所> 9:00~17:00 <休所> 木曜日 (祝日の場合は翌平日)、年末年始</p>	<p>バンク 周長 4 0 0 m 収容人数 約 20,000 人 球技施設 テニスコート (2 面)</p> <p>入 場 料 無料 (本場開催時のみ 5 0 円) 開 門 10:00 ~ 最終レース終了後 閉門 休 場 日 不定休</p>
運営者・管理者	府・市共同運営	株式会社 J P F
担 当	生活衛生課	文化生活総務課 (文化施設政策監付)

京都府健康福祉行政の概要

(令和6年度版)

京都府健康福祉部

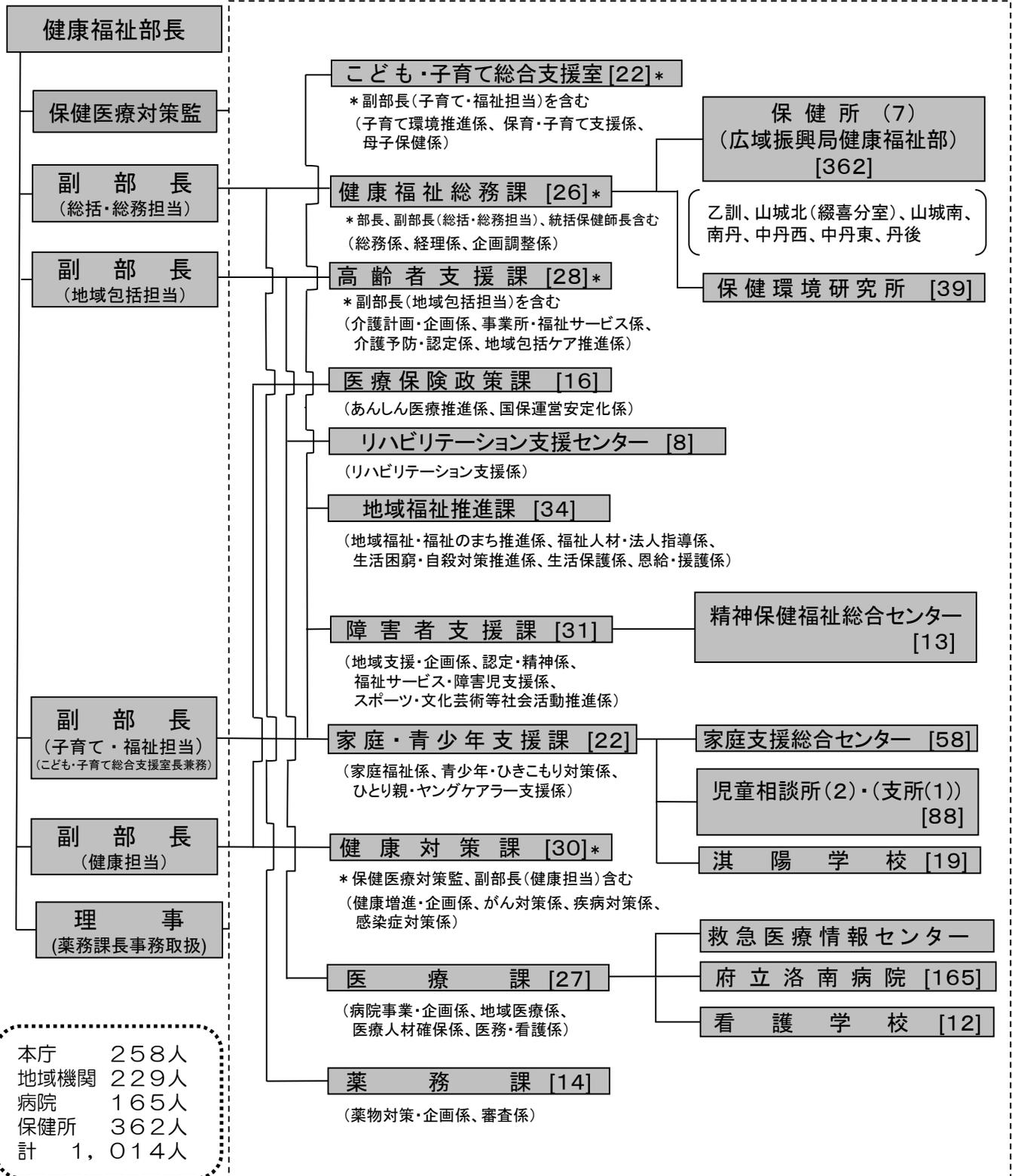
目次

第1 健康福祉部の組織	1
1 健康福祉部の執行体制(令和6年6月1日現在)	1
2 所掌事務	2
3 健康福祉部関係附属機関	12
第2 令和6年度健康福祉部予算	15
1 一般会計予算	15
2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業 特別会計予算	15
3 国民健康保険事業特別会計予算	15
4 病院事業会計予算	15
5 施策の柱	16
6 令和6年度主要事項一覧	17
資料	20
1 健康福祉部関係の法定計画一覧	21
2 健康福祉年表 ダイジェスト	24
3 主要指標の状況	26
4 京都府所管保健所等一覧	27

第1 健康福祉部の組織

1 健康福祉部の執行体制(令和6年6月1日現在)

現行の健康福祉部の組織は、次のとおり1室・9課・1センター、35係で構成されており、部に属する地域機関は、7保健所(広域振興局健康福祉部)をはじめ、保健環境研究所、家庭支援総合センター、府立洛南病院等の総計16機関です。



本庁 258人
地域機関 229人
病院 165人
保健所 362人
計 1,014人

全広域振興局に「地域連携・子育て環境推進係」を設置(令4. 5. 1)

2 所掌事務

本 庁

課 名	所 掌 事 務
こども・子育て 総合支援室	<ul style="list-style-type: none"> (1) こども・子育て支援の企画、総合調整及び推進に関する事。 (2) 次世代育成に関する事。 (3) 結婚、出産及び育児の支援に係る気運の醸成に関する事。 (4) 母子保健に関する事。 (5) 児童手当に関する事。 (6) 児童健全育成事業に関する事。 (7) 保育所及び認定こども園に関する事。 (8) 保育士に関する事。
健康福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関する事。 (2) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事。 (3) 健康危機管理の総合調整に関する事。 (4) 厚生統計調査に関する事。 (5) 保健所、保健環境研究所及び福祉に関する事務所に關する事。 (6) 京都府社会福祉事業団及び京都府立総合社会福祉会館に関する事。 (7) 部内の人事及び組織に関する事。 (8) 部に属する予算の経理に関する事。 (9) 部の広聴及び広報の総括に関する事。 (10) 部内他課の主管に属さない事。
高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢化対策の企画及び総合調整に関する事。 (2) 介護保険に係る企画調整並びに市町村への助言及び支援に関する事。 (3) 介護支援専門員に関する事。 (4) 介護認定審査会の運営に関する事。 (5) 認定調査の指導及び認定調査員の研修に関する事。 (6) 介護保険審査会の設置及び運営等に関する事。 (7) 訪問介護員養成研修に関する事。 (8) 老人福祉施設等の整備及び運営指導等に関する事。 (9) 京都府立洛南寮に関する事。 (10) 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進に関する事。 (11) 公益財団法人京都SKYセンターに関する事。 (12) 老人クラブの育成指導に関する事。 (13) 介護予防事業に関する事。 (14) 地域包括ケアの推進に関する事。 (15) 社会福祉施設の指導に関する事。 (16) 介護サービス事業者の指定又は許可及び指導監督の総括に関する事。 (17) 介護サービスの質の向上に関する事。 (18) 社会福祉施設の第三者評価等に関する事。

課 名	所 掌 事 務
医療保険政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療制度に係る企画調整に関する事。 (2) 医療、健康等に関する調査研究並びに施策の企画及び調整に関する事。 (3) 医療、健康等に係る計画の総合調整に関する事。 (4) 国民健康保険制度の運営の安定化に関する事。 (5) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会が行う国民健康保険事業の指導監督に関する事。 (6) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する国庫負担金、国庫補助金、調整交付金等の交付に関する事。 (7) 保険医療機関及び保険薬局の指導監督に関する事。 (8) その他国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する事。 (9) 老人、重度心身障害児、重度心身障害者、母子家庭、父子家庭、乳幼児及び児童に対する医療給付に関する事。
リハビリテーション支援センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) リハビリテーション施策に係る企画立案及び推進に関する事。 (2) リハビリテーションの実地指導に関する事。 (3) リハビリテーションに係る資源調査、研修計画作成並びに情報の収集、分析及び提供に関する事。 (4) リハビリテーションに係る広報啓発及び地域リハビリテーション支援センター連絡協議会の運営に関する事。
地域福祉推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉のまちづくりの推進に関する事。 (2) 生活困窮者の自立支援に関する事。 (3) 生活保護に関する事。 (4) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 (5) 自殺対策に関する事。 (6) 未帰還者の調査及び引揚者の援護に関する事。 (7) 戦没者の慰霊及び遺族の援護に関する事。 (8) 戦没者、旧軍人・軍属の叙位及び叙勲に関する事。 (9) 公務扶助料、遺族年金等の進達並びに各種給付金及び特別弔慰金の裁定に関する事。 (10) 旧軍人・軍属の恩給及び一時金に関する事。 (11) 旧軍人・軍属の履歴調査及びその証明に関する事。 (12) 戦傷病者の援護に関する事。 (13) 地域福祉振興に関する事。 (14) 福祉ボランティア及び災害ボランティアの振興に関する事。 (15) 民生委員に関する事。 (16) 福祉人材の確保及び定着に関する事。 (17) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関する事。 (18) 社会福祉施設の振興に関する事。

課 名	所 掌 事 務
障 害 者 支 援 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害児施策及び障害者施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 身体障害児及び身体障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (3) 知的障害児及び知的障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (4) 精神保健福祉並びに精神障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (5) 障害児福祉手当、特別障害者手当等に関すること。 (6) 障害者の社会参加の促進に関すること。 (7) 心神喪失者等の医療及び観察等に関すること。 (8) 心身障害者扶養共済事業に関すること。 (9) 精神保健福祉総合センター、京都府立視力障害者福祉センター、京都府立桃山学園、京都府立心身障害者福祉センター、京都府立こども発達支援センター及び京都府立舞鶴こども療育センターに関すること。 (10) 障害福祉サービス事業者の指定又は許可及び指導監督の総括に関すること。 (11) 障害福祉サービスの質の向上に関すること。
家庭・青少年支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待対策に関すること。 (2) ドメスティック・バイオレンス対策に関すること。 (3) 児童福祉施設、里親及び児童の福祉に係る養子縁組に関すること。 (4) 児童委員に関すること。 (5) 要保護女性の福祉に関すること。 (6) 家庭支援総合センター、児童相談所、淇陽学校及び京都府立東山母子生活支援施設に関すること。 (7) 青少年活動の推進に関すること。 (8) 青少年の健全育成に関すること。 (9) 京都府立青少年海洋センターに関すること。 (10) 非行・ひきこもり対策に関すること。 (11) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 (12) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (13) 子どもの貧困対策に関すること。 (14) ヤングケアラーの支援等に関すること。
健 康 対 策 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくり対策の企画立案及び推進に関すること。 (2) 地域保健対策に関すること。 (3) がん対策に関すること。 (4) 感染症対策に関すること。 (5) 結核予防に関すること。 (6) 予防接種に関すること。 (7) 難病の保健医療に関すること。 (8) 原子爆弾被爆者の保健医療に関すること。 (9) 歯科保健に関すること。 (10) 栄養改善及び栄養士に関すること。 (11) 小児慢性特定疾病に関すること。 (12) その他健康対策に関すること。

<p>医 療 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療対策の企画立案及び推進に関すること。 (2) 医師、保健師、助産師、看護師その他の医療従事者に関すること。 (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関すること。 (4) 病院、診療所、助産所及び医療関係諸施設に関すること。 (5) 医療法人に関すること。 (6) 死体の解剖及び保存に関すること。 (7) 災害応急衛生救護に関すること。 (8) 救急医療情報センターに関すること。 (9) 洛南病院及び看護学校に関すること。
<p>薬 務 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 薬剤師に関すること。 (2) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること。 (3) 薬事支援に関すること。 (4) 献血に関すること。 (5) 採血業に関すること。 (6) 毒物及び劇物に関すること。 (7) 覚醒剤に関すること。 (8) 薬用植物の栽培に関すること。 (9) 麻薬、向精神薬、大麻及びあへんに関すること。 (10) 温泉に関すること。 (11) 有害物質を含有する家庭用品に関すること。 (12) 室内空気環境に関すること。 (13) 造血幹細胞移植に関すること。 (14) 衛生検査所に関すること。 (15) その他薬事に関すること。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	<p>(企画調整課)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 所管区域内の健康福祉行政の企画及び調整に関する事。 (2) 所掌事務に係る市町村及び関係団体との調整に関する事。 (3) 各種計画の市町村への助言援助及び推進に関する事。 (4) 所掌事務に係る各種統計及び調査研究の総括に関する事。 (5) 広聴及び広報並びに情報の集積及び発信に関する事。 (6) 地域医療対策の推進に関する事。 (7) 医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師その他の医療従事者に関する事。 (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師その他の医業類似行為者に関する事。 (9) 病院、診療所、助産所その他の医療関係諸施設に関する事。 (10) 死体の解剖及び保存に関する事。 (11) 災害援助に関する事。 (12) 老人福祉に関する事 (13) 介護保険に関する事。 (14) 引揚者等援護に関する事。 (15) 元軍人軍属の身上取扱いに関する事。 (16) 部(所)内の総務事務に関する事。 (17) 部(所)内他課の主管に属さないこと。 <p>(保健課)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域保健の推進に関する事。 (2) 衛生思想の普及及び向上に関する事。 (3) 公衆衛生看護業務に関する事。 (4) 健康相談に関する事。 (5) 感染性疾患に関する事。 (6) 結核に関する事。 (7) 予防接種に関する事。 (8) 原子爆弾被爆者に関する事。 (9) 栄養改善及び栄養士に関する事。 (10) 生活習慣病に関する事。 (11) 難病に関する事。 (12) 小児慢性特定疾病に関する事。 (13) 歯科保健に関する事。 (14) 献血に関する事。 (15) 造血幹細胞移植に関する事。 (16) 老人保健に関する事。 (17) 母子保健に関する事。 (18) 老人福祉に関する事(企画調整課の主管に属するものを除く。) (19) 介護保険に関する事(企画調整課の主管に属するものを除く。) (20) その他健康の保持及び増進に関する事。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	<p>(福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活困窮者の自立支援に関する事。 (2) 生活保護に関する事。 (3) 民生委員及び児童委員の指導に関する事。 (4) 児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事。 (5) 身体障害者福祉に関する事。 (6) 知的障害者福祉に関する事。 (7) 精神保健福祉に関する事。 (8) 障害者及び障害児の自立支援に関する事。 (9) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関する事。 (10) 支援費制度に関する事。 (11) 福祉のまちづくりに関する事。 (12) その他福祉に関する事。 <hr/> <p>(山城北保健所綴喜分室)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害援助に関する事。 (2) 生活困窮者の自立支援に関する事。 (3) 生活保護に関する事。 (4) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事。 (5) 精神保健福祉に関する事。 <hr/> <p>(衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所その他の生活衛生関係営業に関する事。 (2) 理容師、美容師及びクリーニング師に関する事。 (3) 食品衛生に関する事。 (4) ふぐ処理師に関する事。 (5) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する事。 (6) 墓地及び埋火葬に関する事。 (7) 建築物の衛生的環境の確保に関する事。 (8) と畜場、食鳥処理場及び化製場等に関する事。 (9) 狂犬病の予防及び動物の飼養管理と愛護に関する事。 (10) 胞衣産汚物及び消毒営業に関する事。 (11) 住宅及び衣類の衛生に関する事。 (12) 公園、休養地、プール、海水浴場等多数集合する場所の衛生に関する事。 (13) 住宅宿泊事業に関する事。 (14) 上水道、簡易水道、井戸水その他水の衛生に関する事。 (15) 下水道終末処理場に関する事。 (16) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関する事。 (17) 有害物質を含有する家庭用品に関する事。 (18) 毒物及び劇物に関する事。 (19) 覚醒剤、あへん、麻薬、向精神薬及び大麻に関する事。 (20) 温泉に関する事。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	<p>(続き)</p> <p>(21) 衛生上の試験検査に関すること。 (22) その他生活衛生及び薬務に関すること。 ※山城北保健所以外の保健所では、環境衛生課がこれらの事務を所管</p> <p>(環境課)</p> <p>(1) 地域における環境対策の企画、調整及び推進に関すること。 (2) 廃棄物の処理に関すること。 (3) 浄化槽に関すること。 (4) 大気汚染の防止に関すること。 (5) 水質汚濁の防止に関すること。 (6) 環境保全に係る苦情処理に関すること。 (7) 環境保全に係る試験検査に関すること。 (8) その他環境対策に関すること。 ※山城北保健所以外の保健所では、環境衛生課がこれらの事務を所管</p> <p>(食肉・試験検査課)</p> <p>(1) と畜検査に関すること。 (2) 温泉に関すること。 (3) 環境保全に係る試験検査に関すること。 ※中丹西保健所にのみ設置</p>
保 健 環 境 研 究 所	<p>(1) 感染症、食品衛生、環境衛生等に係る微生物学的、病理学的試験検査及び調査研究に関すること。 (2) 食品衛生に係る食品、添加物、器具、容器包装等の試験検査及び調査研究に関すること。 (3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、家庭用品、毒物及び劇物等に係る試験検査及び調査研究に関すること (4) 温泉、飲料水等に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (5) 衛生動物及び水生動物に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (6) 一般廃棄物及び産業廃棄物に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (7) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (8) 放射能に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (9) 水質汚濁に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (10) 試験検査技術者の研修に関すること。 (11) 公衆衛生に係る情報の収集及び整理に関すること。 (12) その他公衆衛生に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p>

地域機関名	所 掌 事 務
家庭支援総合センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭問題に係る総合相談及び支援に関すること。 (2) 家庭問題に係る関係機関の総合調整に関すること。 (3) 児童の福祉に係る市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 (4) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること。 (5) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 (6) 児童の一時保護を行うこと。 (7) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。 (8) 里親に関すること。 (9) 児童の福祉に係る養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。 (10) 施設退所者の生活支援に関すること。 (11) 性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）に関する各般の問題につき、相談に応じること。 (12) 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 (13) 要保護女子の一時保護及び収容保護を行うこと。 (14) その他要保護女子に関する業務を行うこと。 (15) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。 (16) 市町村の身体障害者の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 (17) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 (18) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要に応じ、補装具の処方及び適合判定を行うこと。 (19) 市町村の自立支援給付（身体障害者及び知的障害者に係るものに限る。）の実施に関し、技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。 (20) 市町村の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。 (21) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 (22) 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

地域機関名	所 掌 事 務
児童相談所 (家庭支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭問題に係る総合相談に関すること。 (2) 児童の福祉に係る市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 (3) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること。 (4) 児童及びその家族につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 (5) 児童の一時保護を行うこと。 (6) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。 (7) 里親に関すること。 (8) 児童の福祉に係る養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。 (9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。
淇陽学校	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条に規定する児童自立支援施設に関すること。 (2) 不良行為を行い又は行うおそれ等のある児童の入所又は通所による自立支援に関すること。
救急医療情報センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急医療に係る情報の管理及び連絡調整に関すること。 (2) 医療機関、関係行政機関等に対する救急医療情報の提供に関すること。
洛南病院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づく精神障害者の医療及び保護に関すること。
看護学校	看護師の養成に関すること。

地域機関名	所 掌 事 務
精神保健福祉 総合センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健所及び精神保健関係機関に対する技術指導及び技術援助に関すること。 (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務従事者の教育及び研修に関すること。 (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及啓発に関すること。 (4) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。 (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導に関すること。 (6) 精神医療審査会に関すること。 (7) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。 (8) 自立支援医療（精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。 (9) 市町村の自立支援給付（精神障害者に係るものに限る。）の実施に関し、技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。 (10) 酒害予防の相談及び指導に関すること。 (11) デイ・ケア（回復途上にある精神障害者に対する生活指導、作業指導等をいう。）に関すること。 (12) 精神科病院の指導監督に関すること。 (13) 精神保健指定医に関すること。 (14) その他精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

3 健康福祉部関係附属機関

名 称	根 拠 法	事 項
京都府社会福祉審議会	社会福祉法第7条第1項	社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議
京都府介護認定審査会	介護保険法第38条第2項	府内7町村からの委託を受けた、要介護認定に係る審査・判定
京都府介護保険審査会	介護保険法第184条	市町村が行った行政処分（保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分）に不服がある者からの審査請求についての審理
京都府国民健康保険審査会	国民健康保険法第92条	保険給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分の不服申立てに対する審査
京都府後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第129条	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分の不服申立てに対する審査
京都府国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条	国民健康保険事業の運営に関する事項について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申
京都府医療扶助審議会	京都府附属機関設置条例第1条	要保護者入院医療の要否その他医療の給付に関し、知事の諮問に対する答申
京都府自殺対策推進協議会	京都府自殺対策に関する条例第20条	自殺対策推進計画の策定又は変更に関する事項及び自殺対策に関する重要事項の調査審議
京都府精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項	精神保健福祉に関する事項の調査審議
京都府精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	精神病院入院者の定期の病状報告等の審査及び退院等の請求の審査
京都府障害者施策推進協議会	障害者基本法第36条第1項	障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての必要な事項の調査審議、施策の実施状況の監視及び関係行政機関相互の連絡調整

名 称	根 拠 法	事 項
京都府障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項	市町村の介護給付費等に係る処分についての審査請求に対する審査
京都府障害者相談等調整委員会	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例第19条	条例に規定する「不利益取扱い等」の解決のための助言又はあっせん。障害者の権利利益の擁護のための施策に関する重要事項の調査審議
京都府青少年健全育成審議会	青少年の健全な育成に関する条例第24条の14	有害図書類の指定等に係る知事の諮問のほか、青少年の健全な育成を図るための総合的施策の樹立及び実施に関する重要事項の調査審議
京都府小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の4第1項	小児慢性特定疾病医療費の支給認定についての審査
京都府感染症診査協議会 (府内3協議会を設置)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第2項、第3項	・ 感染症患者の就業制限に関する通知及び入院期間の延長に関する必要な事項の審議 ・ 感染症患者の公費負担申請に関する医療内容の適否の審議
京都府指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第8条第1項	特定医療費の支給認定についての審査
京都府がん対策推進協議会	京都府がん対策推進条例第17条	都道府県がん対策推進計画の策定又は変更に係る知事の諮問及びがん対策に関する重要事項の調査審議
歯と口の健康づくり推進協議会	京都府歯と口の健康づくり推進条例第19条	保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等の施策や取組との連携を図るための計画の進行管理
京都府医療審議会	医療法第72条第1項	医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議

名 称	根 拠 法	事 項
京都府麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法 第58条の13第1項	麻薬中毒患者の入院措置に関する審査
京都府薬事審議会	京都府附属機関設置条例 第1条	薬事に関する重要事項の調査審議
京都府薬物等指定審査会	京都府薬物の濫用の防止 に関する条例第28条第1 項	知事指定薬物及び知事監視店舗の指定等 のための調査審議
京都府循環器病対策推進協議会	健康寿命の延伸等を図る ための脳卒中、心臓病そ の他の循環器病に係る対 策に関する基本法第21条	京都府循環器病対策推進計画の推進等に当 たり、必要な事項を協議

〈指定管理施設〉

施 設 名	指定管理者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立心身障害者福祉センター ・ 府立洛南寮 ・ 府立東山母子生活支援施設 ・ 府立視力障害者福祉センター ・ 府立桃山学園 ・ 府立こども発達支援センター 	社会福祉法人京都府社会福祉事業団
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立総合社会福祉会館 	日本管財株式会社
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立舞鶴こども療育センター 	国家公務員共済組合連合会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府立青少年海洋センター 	公益社団法人京都府青少年育成協会

第2 令和6年度 健康福祉部予算

1 一般会計予算

令和6年度の健康福祉部の一般会計予算は総額1,969億31百万円余で、前年度予算と比較して約15.9%の減となっている。

主な増減は、総務費については京都子ども文化会館解体費の減、社会福祉費については、障害者自立支援費、後期高齢者医療助成事業費の増、児童福祉費については、児童措置費、児童手当支給事業費の増、公衆衛生費及び医薬費については、新型コロナウイルス感染症対策費の減などによるものである。

健康福祉部一般会計予算款項別内訳

(単位：千円、%)

款・項	令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減	前年度比
総務費	463,262	593,597	▲130,335	78.0
企画費	463,262	593,597	▲130,335	78.0
民生費	181,526,246	180,041,099	1,485,147	100.8
社会福祉費	142,810,734	141,752,571	1,058,163	100.7
児童福祉費	35,425,327	34,904,232	521,095	101.5
生活保護費	3,290,185	3,384,296	▲94,111	97.2
衛生費	14,941,829	53,514,367	▲38,572,538	27.9
公衆衛生費	4,948,006	18,112,915	▲13,164,909	27.3
保健所費	2,220,551	2,221,449	▲898	100.0
医薬費	7,773,272	33,180,003	▲25,406,731	23.4
計 (A)	196,931,337	234,149,063	▲37,217,726	84.1
府全体 (B)	995,031,000	1,030,220,000	▲35,189,000	96.6
全体比 (A)／(B)	19.8	22.7		

2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

(単位：千円、%)

令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減	前年度比
380,863	338,493	42,370	112.5

3 国民健康保険事業特別会計予算

(単位：千円、%)

令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減	前年度比
221,705,900	218,784,238	2,921,662	101.3

4 病院事業会計予算

(単位：千円、%)

令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減	前年度比
3,709,532	3,778,840	▲69,308	98.2

令和6年度京都府予算編成の基本方針

- 人口減少や少子高齢化の進展により、産業、文化、医療などの担い手の減少をはじめ、地域社会の衰退といった構造的な課題も深刻さを増す中、府政運営の羅針盤となる京都府総合計画に基づき「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から「あたたかい京都づくり」を加速化するために必要となる予算を編成

【予算体系及び主な予算事項(健康福祉部所管事項抜粋)】

あたたかい京都づくりの加速化

- 1 安心できる健康・医療・福祉
 - ▶ 重度心身障害児(者)等医療給付事業助成費
 - ▶ 看護補助者・福祉施設職員処遇改善事業費(一部2月補正含む)
 - ▶ 生活困窮者等物価高騰対策緊急生活支援事業費(2月補正)
 - ▶ 京都子育て支援医療助成費
- 2 災害・犯罪等からの安心・安全
 - ▶ 被災地支援事業費(危機管理部で計上)
- 3 子育て環境日本一・京都
 - ▶ きょうと婚活応援強化事業費
 - ▶ プレコンセプションケアプロジェクト推進事業費
 - ▶ 親子通園支援事業費
- 4 誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都
 - ▶ 障害者文化・スポーツ振興費

【令和6年度 健康福祉部当初予算 ※ 主要事項一覧】 ※令和5年度2月補正予算を含む

事項名	予算額 (千円)	事業の概要
あたたかい京都づくりの加速化		
1 安心できる健康・医療・福祉		
○ 重度心身障害児(者)医療給付事業助成費	2,020,467	・市町村が実施する重度心身障害児(者)医療給付事業に対する助成
○ 京都子育て支援医療助成費	2,917,847	・子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、3歳～小学校卒業(12歳)までの児童に係る通院時の窓口負担額の引き下げを実施
○ 看護補助者・福祉施設職員処遇改善事業費 (うち2月補正予算 1,310,000)	1,419,000	・人材確保、職場定着を図るため、看護補助者や介護・障害福祉職員の処遇改善を推進
○ 生活困窮者等物価高騰対策緊急生活支援事業費 (2月補正予算 85,000)	85,000	・物価高騰の影響により生活に困窮されている方々の状況を把握するとともに、生活に必要な支援物資等を提供
3 子育て環境日本一・京都		
○ 子育て環境日本一推進戦略事業費 (うち2月補正予算6,000)	22,996,985	
・ キッズフレンドリー制度拡充検討費	(1,000)	・大手ロコミサイトや子育て世代が活用している大規模商業施設、公共交通機関等で「キッズフレンドリー協議会(仮称)」を設置し、子育て世帯のニーズ把握、認知度向上に向けた連携方法等を検討
・ 家族の心ふれあい便り事業費	(1,019)	・親子や家庭でのほほえましい雰囲気表現した絵画等を募集し、表彰・展示することで、子どもの笑顔や子育ての楽しさを広く発信
・ 若者ライフデザイン・育児と仕事両立体験事業費	(14,669)	・大学生が、インターンシップ実習先の共働き社員の家庭に訪問し、育児の手伝いや子どもとの触れ合いをすることで、仕事と育児の両立を体験
・ きょうとこどもの城づくり事業費 (うち2月補正予算6,000)	(183,609)	・子どもの生活の確立と学習習慣の定着を支援する「こどもの城」の設置・運営支援及び子どもの貧困対策の推進やフードバンク活用等の取組を実施
・ きょうと婚活応援強化事業費	(14,200)	・企業・団体等が主体となる婚活支援を推進するため、取組企業の掘り起こしや企業間マッチングを強化するとともに、社会貢献活動等を通じた出会いの場を提供する「プロジェクト婚」を新たに実施
・ プレコンセプションケアプロジェクト推進事業費	(14,100)	・望む妊娠を叶え、予期せぬ妊娠を防ぐため、妊娠・出産に関する医学的知識の普及やライフデザインを考える機会の提供等を行う全国初のプレコンセプションケアに関する教育・研修プログラムの取組を実施
・ 結婚・子育て応援住宅総合支援事業費	(22,000)	・新婚世帯、子育て(多子・三世代)世帯に対し、住宅確保に係る支援を総合的に実施し、経済的負担の軽減を実施
・ 医療的ケア児支援体制強化事業費	(1,000)	・「京都府医療的ケア児者及び重症心身障害児者基本情報調査」の検証結果を踏まえ、医療的ケア児や家族等が地域の中で安心して暮らすことができるように、圏域単位等に対応策の検討会等を開催
・ 発達障害者支援整備事業費	(9,000)	・初診待機の解消を図るため、専門医療機関とかかりつけ医との連携体制等の仕組みづくりの検討等を実施
・ 親子通園支援事業費	(51,000)	・子育て環境日本一の推進に向け、最も身近な子育て支援拠点である保育所等において、子どもだけでなく親の通園も受け入れ、「子育て」、「親育ち」を支援する全国初の「親子誰でも通園」を実施
・ 京都子育て支援医療助成費(再掲)	(2,917,847)	・子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、3歳～小学校卒業(12歳)までの児童に係る通院時の窓口負担額の引き下げを実施
・ 保育環境等向上支援事業費	(80,000)	・子育て環境日本一の推進を図るため、保育所等が行う保育の質の向上のための施設整備や多機能化の取組を支援し、保育環境の充実を促進
・ その他	(19,687,541)	
○ 発達障害者支援体制整備事業費(再掲)	95,040	・発達障害児・者への切れ目のない支援の実現に向け、医療、保健、福祉等の関連分野が連携して一貫した支援を実施
○ ヤングケアラー支援体制強化事業費 (うち2月補正予算 5,000)	32,000	・ヤングケアラー総合支援センターを中心に、当事者や社会全体への広報啓発や、相談から適切な支援につなげるための仕組みづくりを実施するとともに、こどもの居場所においてヤングケアラーへの支援を実施

事項名	予算額 (千円)	事業の概要
4 誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都		
○ 障害者文化・スポーツ振興費	83,991	・ 障害のある人もない人もともに安心していきいき暮らせる共生社会を実現するため、障害のある人の文化芸術活動及びスポーツ活動の普及・振興を推進
その他の主要事項		
○ 京都市地域包括ケアセカンドステージ事業費 (うち国民健康保険事業特別会計 61,500)	2,348,463	・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる「あんしん社会」を構築するため、医療、介護、福祉のサービスを一体的に提供する地域包括ケアの実現に向けて介護予防体制を強化するとともに、京都地域包括ケア推進機構を中心にオール京都体制での取組を推進
○ 地域支え合い型生活支援推進事業	(181,939)	
・ 地域における介護予防や生活支援の促進	(38,300)	・ 高齢者が地域の担い手として活躍できる人材育成や住民主体の通いの場の再開に向けた支援など、市町村が行う介護予防・生活支援事業等の取組の推進
・ データヘルスの推進など市町村域を越えた課題への対応	(79,282)	・ きょうと健康長寿・未病改善センターの運営やエビデンスに基づくデータヘルスの推進など、市町村が実施する健康増進事業への支援
・ 市町村や団体等が活動しやすい土壌づくり	(64,357)	・ 京都地域包括ケア推進機構の運営や各保健所に設置した共助型生活支援推進隊による働きかけ
○ 地域包括ケア基盤の整備等	(2,166,524)	
・ 地域包括ケア基盤の整備	(2,005,941)	・ 介護施設の整備に対する支援や在宅医療提供体制の充実など、地域包括ケア基盤の整備を促進するとともに、府内における法人後見制度を推進
・ 認知症施策の推進	(96,160)	・ 認知症になっても本人の意志が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会づくりの推進
・ リハビリテーションプロジェクトの推進	(64,423)	・ 急性期から回復期、維持・生活期まで継続した総合リハビリテーション提供体制を推進
○ 福祉医療制度充実費	7,113,662	
・ 京都子育て支援医療助成費（再掲）	(2,917,847)	・ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、3歳～小学校卒業（12歳）までの児童に係る通院時の窓口負担額の引き下げを実施
・ ひとり親家庭医療給付事業助成費（再掲）	(937,623)	・ 市町村が実施するひとり親家庭医療給付事業に対する助成
・ 重度心身障害児（者）医療給付事業助成費（再掲）	(2,020,467)	・ 市町村が実施する重度心身障害児（者）医療給付事業に対する助成
・ 重度心身障害老人健康管理事業助成費	(1,029,098)	・ 市町村が実施する重度心身障害老人健康管理事業に対する助成
・ 老人医療給付事業助成費	(208,627)	・ 市町村が実施する老人医療給付事業に対する助成
○ 後期高齢者保険料低減対策事業費	444,000	・ 令和6年度の保険料について、府が設置している基金を活用し、高齢者の保険料を低減
○ 自殺防止総合対策事業費	74,281	・ 京都府自殺対策推進計画に基づき、一人で悩みを抱え込ませない体制づくり、若者の自殺予防、自殺対策に取り組む民間団体支援など、自殺対策を総合的に推進
○ 医療的ケア児支援強化事業費（一部再掲）	20,485	・ 医療的ケア児及びその家族への負担軽減のため、医療的ケア児等支援センターの運営などの支援を実施
○ 京都市農福連携事業費	28,000	・ 障害者の社会参加促進と多種多世代の共生社会づくりを加速させるため、府内で広がりを見せている農福連携事業の事業所基盤の更なる拡充を図るとともに、障害者の就農人材の育成等を実施
○ 障害者施設整備助成費 (2月補正予算 479,000)	479,000	・ 障害者自立のための社会福祉施設の整備に対する助成
○ 子どもの未来を守る事業費	572,818	
・ きょうとこどもの城づくり事業費等 (一部再掲) (うち2月補正予算 6,000) (母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計)	(191,955)	・ 子どもの生活習慣の確立と学習習慣の定着を支援する「こどもの城」の設置・運営支援及び子どもの貧困対策の推進やフードバンク活用等の取組を実施
・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金	(380,863)	・ 母子父子寡婦世帯への経済的助成のための資金貸付を実施

事 項 名	予 算 額 (千 円)	事 業 の 概 要
○ ひきこもり自立支援総合事業費 (一部再掲)	117,163	・ ひきこもりからの自立を促進するため、より身近な市町村域での相談体制の構築や学齢期からの早期支援、社会適応訓練や就労支援等を総合的に実施
○ ひとり親家庭等見守り・生活 応援事業費(再掲) (うち2月補正予算 6,000)	215,352	・ 厳しい状況にあるひとり親家庭等の子どもの見守り強化などを行い、ひとり親家庭等が安心してくらしを過ごせるようサポート
○ 青少年再チャレンジ支援事業費	16,442	・ 非行少年の立ち直り支援や少年非行抑止を図るため、関係機関と一体となって総合的に少年非行対策を実施
○ 児童虐待総合対策事業費 (一部再掲)	179,705	・ すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止、自立支援に至るまで、一貫した施策を関係機関と連携しながら総合的に推進
○ ドメスティック・バイオレンス対策 事業費	20,616	・ 家庭支援総合センター(配偶者暴力相談支援センター)を中心に、市町村や関係機関と連携・協力しながら被害者の相談・保護・自立支援等を実施
○ 京都性暴力被害者ワンストップ相 談支援センター事業費 (一部再掲)	24,014	・ 性暴力被害者の心身の負担軽減と回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性暴力のない社会づくりを目指すため、行政、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携して被害直後から総合的な支援を提供するワンストップ相談支援センター(京都SARA)を運営
○ 新興感染症対策強化事業費 (うち2月補正予算 359,000)	906,800	・ 新たな感染症への対応力を強化するため、一般病床から新興感染症の対応病床に変更可能な施設の整備や感染症に対する知識や技術を習得した医療従事者を育成
○ がん対策総合推進事業費	231,448	・ 京都府がん対策推進条例に基づき、がん検診受診率の向上をはじめ、がん教育の推進、相談支援の強化、がん医療提供体制の充実など、総合的ながん対策を推進
○ 難病対策総合推進事業費	2,098,250	・ 難病医療法に基づく医療費助成、難病医療提供体制の整備、難病患者の療養生活支援、多領域の難病に対応できる相談支援を実施
○ 肝炎対策費	83,000	・ ウイルス性肝炎(B型、C型)について、感染の予防や早期発見、早期かつ適切な治療による病状の進行防止等を図るため、総合的な肝炎対策を実施
○ 歯と口の健康づくり事業費	28,500	・ 京都府歯と口の健康づくり推進条例に基づき、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期などライフステージや環境に応じた歯と口の健康づくり対策を推進
○ 循環器病対策事業費	10,000	・ 循環器病の多角的な対策を講じるため、「京都府循環器病対策推進計画」に基づき、病気のステージに応じた切れ目のない循環器医療ネットワークを構築するとともに、循環器病に係る相談支援体制を整備
○ 総合医師確保対策費 (一部再掲)	1,024,977	・ 医師の確保が困難な地域等における医療体制を確保するため、「京都府地域医療支援センター(KMCC)」を活用し、オール京都体制で総合的な医師確保対策を推進
○ 医療施設設備整備助成費	410,000	・ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保し、また、医療施設における患者の療養環境等の充実、災害時の医療施設の機能を維持するための医療施設・設備等の整備に対して助成
○ 医療機関物価高騰対策事業費	68,000	・ 食材費高騰の影響が長期化する中、診療報酬改定までの間、入院患者向けに食事を提供する医療期間の負担を軽減するため、支援金を支給
○ 北部地域看護師確保対策費	31,305	・ 北部地域の看護師確保・定着を図るため、北部地域の病院等での看護実習の受入等を強化し、人材確保を推進
○ 潜在看護師再就業支援強化事業費	26,000	・ 慢性的に不足する看護人材を確保するため、看護スキル確認制度や求職者の働き方、技術に応じたマッチングの仕組みを構築することで、潜在看護師に対する再就業支援を促進
(病院事業会計)		
○ 洛南病院建替整備事業費	1,086,999	・ 施設の老朽化や精神科ニーズの多様化に対応するため、児童思春期、薬物依存症、重症うつ病、医療観察法対応等の新たな機能を備えた現地建替整備を実施
○ 薬物乱用ゼロ推進事業費	11,814	・ 府民、特に小中高中生や大学生等の若年層の薬物乱用ゼロを目指し、PTA・業界団体・民間団体等との協力・連携の下、薬物乱用防止対策を総合的に推進

資料

健康福祉部関係の法定計画一覧

法定計画名	関係法規	計画策定の根拠条文	府の該当計画 計画期間
老人福祉計画	老人福祉法	第20条の9 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画(以下「都道府県老人福祉計画」という。)を定めるものとする。	第10次京都府 高齢者健康福祉計画 令和6年度 ～8年度
介護保険事業支援計画	介護保険法	第118条 都道府県は、基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。	
高齢者居住安定確保計画	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第4条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画(以下「都道府県高齢者居住安定確保計画」という。)を定めることができる。	
医療費適正化計画	高齢者の医療の確保に関する法律	第9条 都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、6年ごとに、6年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画(以下「都道府県医療費適正化計画」という。)を定めるものとする。	京都府中期的な医療費の推移に関する見通し(第4期) 令和6年度 ～11年度
地域福祉支援計画	社会福祉法	第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。	京都府地域福祉支援計画 令和6年度 ～10年度
障害者計画	障害者基本法	第11条 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。	京都府障害者・ 障害児総合計画 令和6年度 ～11年度
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。	
障害児福祉計画	児童福祉法	第33条の22 都道府県は、基本指針に則して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。	
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。	

法定計画名	関係法規	計画策定の根拠条文	府の該当計画 計画期間
アルコール健康障害対策推進計画	アルコール健康障害対策基本法	第14条 都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画（以下「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。	京都府依存症等対策推進計画 令和3年度～8年度
ギャンブル等依存症対策推進計画	ギャンブル等依存症対策基本法	第13条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。	
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画	次世代育成支援対策推進法	第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。	京都府子ども・子育て応援プラン 令和2年度～6年度
子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法	第62条 都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。	
自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。 (1) 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業活動の動向に関する事項 (2) 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項 (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第5次） 令和6年度～10年度
医療計画	医療法	第30条の4 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。	京都府保健医療計画 令和6年度～11年度
健康増進計画	健康増進法	第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。	

法定計画名	関係法規	計画策定の根拠条文	府の該当計画 計画期間
予防計画	感染症の 予防及び 感染症の 患者に対 する医療 に関する 法律	第10条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条及び次条第2項において「予防計画」という。）を定めなければならない。	京都府感染症 予防計画 令和6年度 ～11年度
がん対策推 進計画	がん対策 基本法	第12条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。	第3期京都府 がん対策推 進計画 令和6年度 ～11年度
献血推進計 画	安全な血 液製剤の 安定供給 の確保等 に関する 法律	第10条 5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。	京都府献血推進 計画 令和6年度
自殺対策計 画	自殺対策 基本法	第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。	第2次京都府自 殺対策推 進計画 令和3年度 ～7年度
子どもの貧 困対策につ いての計画	子どもの 貧困対策 の推進に 関する法 律	第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第3項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。	第2次京都府子 どもの貧困対策 推 進計画 令和2年度 ～6年度
困難な問題 を抱える女 性への支援 のための施 策の実施に 関する基本 的な計画	困難な問 題を抱え る女性へ の支援に 関する法 律	第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならない。	困難な問題を抱 える女性への支 援に関する京都 府基本計画 令和6年度 ～10年度
循環器病対 策推 進計画	健康寿命 の延伸等 を図るた めの脳卒 中、心臓 病その他 の循環器 病に係る 対策に関 する基本 法	第11条 都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画（以下「都道府県循環器病対策推進計画」という。）を策定しなければならない。	京都府循環器病 対策推 進計画 令和6年度 ～11年度
国民健康保 険運営方針	国民健康 保険法	第82条の2 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、おおむね6年ごとに、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。	京都府国民健康 保険運営方針 令和6年度 ～11年度

健康福祉年表 ダイジェスト

年	国の動き	府の取組
平26 2014	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消費税率8%へ引き上げ(4月) ◆ 2040年に896自治体で若年女性人口5割減、日本創生会議が推計(5月) ◆ アレルギー疾患対策基本法(6月) ◆ デング熱の国内感染を約70年ぶりに確認(8月) ◆ iPS細胞を用いた世界初の再生医療(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 京都市立医科大学附属北部医療センターに認知症疾患医療センターを設置(3月) ◆ 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」制定(3月) ◆ 難病対象新制度相談窓口の開設(5月) ◆ 生活困窮者支援のための「くらしとしごとの相談窓口」設置(7月) ◆ 府災害ボランティアセンター常設事務局開設(7月) ◆ 婚活支援ボランティア(婚活マスター)制度開始(10月) ◆ こども健康情報管理システム「ちやいるす」の運用開始及びスマートフォンアプリ版の開始(10月) ◆ 京都府薬物の濫用の防止に関する条例制定(12月)
平27 2015	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活困窮者自立支援法(4月) ◆ 韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生を受け注意喚起(6月) ◆ 安倍首相アベノミクス「新三本の矢」を提唱(「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」)(9月) ◆ 社会保障・税番号制度における個人番号(マイナンバー)の通知開始(10月) ◆ がん対策加速化プラン(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て支援制度の拡充(第三子以降保育料無償化、子育て支援医療助成制度の拡充)(4月～) ◆ 京都府自殺対策に関する条例施行(4月) ◆ 「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)」開設(4月) ◆ 「京都動物愛護センター」グランドオープン(5月) ◆ 京都障害者雇用企業サポートセンター設立(6月) ◆ 「京都介護・福祉人材総合支援センター」開設(10月) ◆ 「きょうと婚活応援センター」開設(10月)
平28 2016	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども・子育て支援法改正(4月) ◆ 熊本地震(4月) ◆ 神奈川県での知的障害者福祉施設で殺傷事件(7月) ◆ 日本の出生数が、統計開始後初の100万人割れ(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 京都府少子化対策条例施行(4月) ◆ 熊本地震における被災地支援 ・医療救護班、保健師、福祉チーム等を派遣 ◆ NPOドラッグキャラバン隊を結成(5月) ◆ 「サン・アビリティーズ城陽」パラリンピック競技ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定(7月) ◆ きょうと子育てピアサポートセンター開設(8月) ◆ 京都府こころのケアセンター開設(8月) ◆ 潜在介護人材・保育人材が新たに就職する場合の就職準備金制度の創設(8月)
平29 2017	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住宅宿泊事業法(いわゆる「民泊新法」)公布(6月) ◆ 介護保険法等が改正施行、「介護医療院」の創設(6月) ◆ 民生委員制度創設100周年 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「京都府地域包括ケア構想(地域医療ビジョン)」策定(3月) ◆ 「少子化対策基本計画」策定(3月) ◆ 「きょうとこどもの城づくり事業」開始(4月) ◆ 「きょうと農福連携センター」設置(5月) ◆ 「ピロリ菌除菌治療費助成事業」、「小児・AYA世代がん患者生殖機能温存療法助成事業」の創設(11月)
平30 2018	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民健康保険の財政運営が都道府県単位化(4月) ◆ 住宅宿泊事業法が施行(6月) ◆ ギャンブル等依存症対策基本法(7月) ◆ ノーベル生理学・医学賞にがん免疫治療薬「オプジーボ」を開発した本庶京都大学特別教授が決定(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 聞こえの共生社会づくり条例施行(3月) ◆ きょうとフードセンター開設(3月) ◆ 京都認知症総合センター開設(4月) ◆ 京都府周産期医療体制強化に関する4者協定を締結(6月) ◆ 子育て環境日本一推進本部を設置(6月) ◆ 健康長寿・データヘルス推進プロジェクトを設置(6月) ◆ 北部リハビリテーション支援センター開設(9月)

年	国の動き	府の取組
平31 2019	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 毎月勤労統計調査の不正調査問題発覚(1月) ◆ 「平成」から「令和」への改元(5月) ◆ 医療機能等の再検討を求める公立・公的病院名の公表(9月) ◆ 消費税率10%へ引き上げ(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 京都大学を総合周産母子医療センターに指定(2月) ◆ 全国車いす駅伝競走大会が天皇杯に(3月) ◆ 「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」企業が100社を突破(7月) ◆ 府内3箇所の専門医療機関を「発達障害児支援拠点」として整備(8月) ◆ 「京都府子育て環境日本一推進戦略」策定(9月) ◆ 幼児教育・保育の無償化と副食費支援開始(10月) ◆ 京都府保健環境研究所・京都市衛生環境研究所を開設(12月)
令2 2020	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナウイルス感染症の国内初患者確認(1月) ◆ 全国に緊急事態宣言が発令(4月) ◆ 特別養護老人ホームの入所者14人を含む多数の犠牲者が出た「令和2年7月豪雨」が九州において発生(7月) ◆ 新型コロナウイルス感染症について2021年1月末を期限とする感染症法上の「指定感染症」としての扱いを1年延長(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「ひとり親家庭総合相談フェスタ」初開催(2月) ◆ 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、入院医療コントロールセンターを設置(3月) ◆ 医療機関・社会福祉施設でのクラスターを早期に封じ込めるため、「施設内感染専門サポートチーム」による支援を開始(4月) ◆ 京都府外国人介護人材支援センターの開設(6月) ◆ 「きょうと子育て応援レーン」の運用開始(7月) ◆ 「パラ・パワーリフティングチャレンジカップ京都」初のライブ配信(10月) ◆ 特定不妊治療にかかる通院交通費助成の開始(10月) ◆ 「きょうと新型コロナ医療相談センター」を開設し、府市の相談窓口を一本化(11月)
令3 2021	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナワクチン接種開始(2月) ◆ 3度目の緊急事態宣言が発令(4月) ◆ 東京パラリンピック開催(8月) ◆ オミクロン株対策のため、外国人の新規入国停止(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自宅療養者生活支援事業の実施(1月) ◆ 京都府内商店街・コンビニエンスストアでの「きょうと子育て応援施設」のモデル展開(2月) ◆ 京都府ワクチン接種会場を設置(6月) ◆ パラスポーツ体験会を開催(7月) ◆ 城陽市内のNTCを拠点としているパラ・パワーリフティング競技選手が東京2020パラリンピックに出場(8月) ◆ 入院待機ステーションの設置(8月) ◆ 子育て環境日本一を目指して「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」始動(11月)
令4 2022	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 宮城・福島で震度6強(3月) ◆ 改正民法施行、成人年齢18歳に(4月) ◆ 不妊治療が保険適用に(4月) ◆ 新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直し(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」をオール京都で展開(3月～) ◆ 京都府子どもを虐待から守る条例を制定(3月) ◆ 京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」を開設(4月) ◆ 京都府ヤングケアラー総合支援センターを開設(4月) ◆ 第42回全京都障害者総合スポーツ大会が開催(6月～10月) ◆ 京都府健康フォローアップセンターを開設(9月)
令5 2023	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日本の出生数が統計開始後初めて80万人を下回る(2月) ◆ 文化庁が京都での業務を開始(3月) ◆ こども基本法施行、こども家庭庁が発足(4月) ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更(5月) ◆ 内閣感染症危機管理統括庁発足(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 親子健康手帳(京都版母子健康手帳)・きょうとすくすくブック(京都版リトルベビーハンドブック)の配布開始(4月) ◆ 西脇知事が「こどもまんなか応援サポーター」に就任(6月) ◆ 府立看護学校の整備に係る基本協定締結(7月) ◆ 京都子育て支援医療助成制度を拡充(9月) ◆ 丹後地域に「児童家庭支援センター」を新設し、こどもの見守り体制を強化(12月) ◆ 子育て環境日本一推進戦略を改定し、新条例を制定(12月)

主要指標の状況

項目	京都府	全国	備考
人口 総人口	2,578,087	126,146,099	国勢調査 令和2年10月1日
	0~14歳	15,031,602	
	65歳以上	36,026,632	
	高齢化率	28.6	
出生	15,068	770,759	人口動態統計 令和4年
	6.1	6.3	
	1.18	1.26	
死亡数 総数	31,491	1,569,050	
	悪性新生物	385,797	
	心疾患	232,964	
	脳血管疾患	107,481	
	自殺	21,252	
	その他	821,556	
医療施設数	160	8,156	医療施設調査 令和4年10月1日
	2,496	105,182	
	1,281	67,755	
社会福祉施設 総数	1,469	83,821	社会福祉施設等調査 令和4年10月1日
	5	290	
	127	5,158	
	78	5,498	
	15	315	
	1	47	
	938	46,997	
	1	55	
	304	25,461	
生活保護	41,622	1,643,463	被保護者調査 令和4年度(月平均)
	53,680	2,024,586	
要介護(要支援)認定者数	165,632	6,932,616	介護保険事業状況報告 (暫定)令和5年1月
	21,822	988,562	
	27,449	961,780	
	30,003	1,447,128	
	32,055	1,160,547	
	23,390	915,764	
	18,341	876,399	
	12,572	582,436	
身体障害者手帳数	137,466	4,842,344	福祉行政報告例 令和4年度
療育手帳数	29,898	1,249,939	
精神障害者保健福祉手帳数	31,733	1,420,885	衛生行政報告例 令和4年度

京都府所管保健所等一覽

令和6. 6. 1現在

※1 広域振興局	二次医療圏域 高齢者健康福祉圏域	※1 保健所	市町村名
山城広域振興局 (宇治市)	※2 京都・乙訓	乙訓 (向日市)	向日市
			長岡京市
			大山崎町
	山城北	山城北 (宇治市)	宇治市
			城陽市
			久御山町
			八幡市
			京田辺市
			井手町
			宇治田原町
	山城南	山城南 (木津川市)	木津川市
			笠置町
			和束町
精華町			
南山城村			
南丹広域振興局 (亀岡市)	南丹	南丹 (南丹市)	亀岡市
			南丹市
			京丹波町
中丹広域振興局 (舞鶴市)	中丹	中丹西 (福知山市)	福知山市
		中丹東 (舞鶴市)	綾部市
			舞鶴市
			丹後広域振興局 (京丹後市)
京丹後市			
与謝野町			
伊根町			
4 広域振興局	-	7 保健所	25市町村

※1 広域振興局欄及び保健所欄のカッコ内は、広域振興局及び保健所の所在地である。

※2 京都・乙訓二次医療圏域及び同高齢者健康福祉圏域は、上記3市町村と京都市により構成されている。

■ □ ■ □ 京都府所管保健所・圏域地図 ■ □ ■ □



■二次医療圏域

医療法により設定が定められ、高度・特殊・専門的な医療を除く一般的な入院医療の整備を図るべき地域的単位

◆設定基準：圏域内に一般入院医療の需要に対応しうる医療機関が存在している
 圏域内の各地点から医療機関までの所要時間がおおむね1時間程度である
 圏域内の各市町村間に一般入院患者に関する相互依存関係がある

■高齢者健康福祉圏域及び障害福祉圏域

市町村の区域を超えた広域的な見地から、各市町村間で均衡のとれた福祉サービス供給体制の確保を図るため設定
 保健・医療・福祉の連携を図る観点から、医療法に基づく京都府における二次医療圏と整合を図っている

■ □ ■ □ 京都府所管児童相談所・圏域地図 ■ □ ■ □



令和6年度

京都府商工労働観光部の概要

(抜粋版)

京都府商工労働観光部

I 商工労働観光行政の執行体制

1 商工労働観光部の組織

【知事部局】

〈本庁〉 (〒602-8570) 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

[商工労働観光部]

産業労働総務課	総務係	(075-414-4818)
	経理係	(075-414-4817)
	企画調整係	(075-414-4819)

中小企業総合支援課	金融・経営支援係	(075-414-4826)
	商業支援係	(075-342-0303)

〈中小企業応援センター〉(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
(京都経済センター4階) (075-366-4356)

〈商店街創生センター〉(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
(京都経済センター4階) (075-342-0303)

産業振興課	中小企業育成係	(075-414-5103)
	地域産業戦略係	(075-414-4852)
	特区・イノベーション推進係	(075-414-4849)
	スタートアップ支援係	(075-414-4852)

染織・工芸課	染織係	(075-414-4856)
	工芸係	(075-414-4869)
	産地再構築推進係	(075-414-4856)

産業立地課	調整係	(075-414-4848)
	産業立地係	(075-414-4848)

経済交流課	港湾経済係	(075-414-4844)
	海外ビジネス支援係	(075-414-4840)
	京都舞鶴港振興係	(0773-75-1317)

〈京都海外ビジネスセンター〉(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
(京都経済センター3階) (075-366-4364)

文化学術研究都市推進課	計画推進係	(075-414-5194)
	景観・整備係	(075-414-5196)

労働政策室	労働政策企画係	(075-414-5082)
	リカレント教育推進係	(075-414-5550)
	人材確保推進係	(075-682-8925)

雇 用 推 進 課	雇 用 推 進 係	(075-692-3232)
	北 部 ジ ョ ブ パ ー ク 係	(0773-22-3857)
	安 定 雇 用 ・ 障 害 者 雇 用 推 進 係	(075-682-8918)

〈京都ジョブパーク・京都お仕事相談窓口〉(〒601-8047)京都市南区東九条下殿田町70(京都テルサ内)(075-682-8915)
〈北京都ジョブパーク〉(〒620-0045)福知山市駅前町400(市民交流プラザふくちやま内)(0773-22-3815)

人 材 育 成 課	企 画 ・ 技 能 振 興 係	(075-414-4872)
	職 業 訓 練 推 進 係	(075-414-5102)

観 光 室	観 光 企 画 係	(075-414-4854)
	地 域 観 光 振 興 係	(075-414-4877)
	広 域 観 光 推 進 係	(075-414-4859)

2 商工労働観光部の事務分掌

〈中小企業総合支援課〉

- (1) 商工業の金融に関すること。
- (2) 商工会、商工会議所及び商工会連合会の育成強化に関すること。
- (3) 中小企業団体及び中小企業団体中央会等の育成強化に関すること。
- (4) 貸金業に関すること。
- (5) 商店街等小売商業及びサービス業の振興及び指導に関すること。
- (6) 大規模小売店舗及び商業に関すること。

〈観光室〉

- (1) 観光施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 宿泊施設等の観光客の受入環境の整備に関すること。
- (3) 旅行業に関すること。
- (4) 観光統計に関すること。
- (5) 府内各地域の観光振興に関すること。
- (6) 広域観光及びMICEの振興に関すること。
- (7) その他観光に関すること(他課の主管に属するものを除く。)

II 令和6年度京都府予算（令和5年度2月補正予算を含む）の概要

令和6年度予算においては、京都府総合計画に基づき、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から、誰もが未来に夢や希望を持てる「あたたかい京都づくり」の実現に向け、取組を加速化するために必要となる予算を編成した。

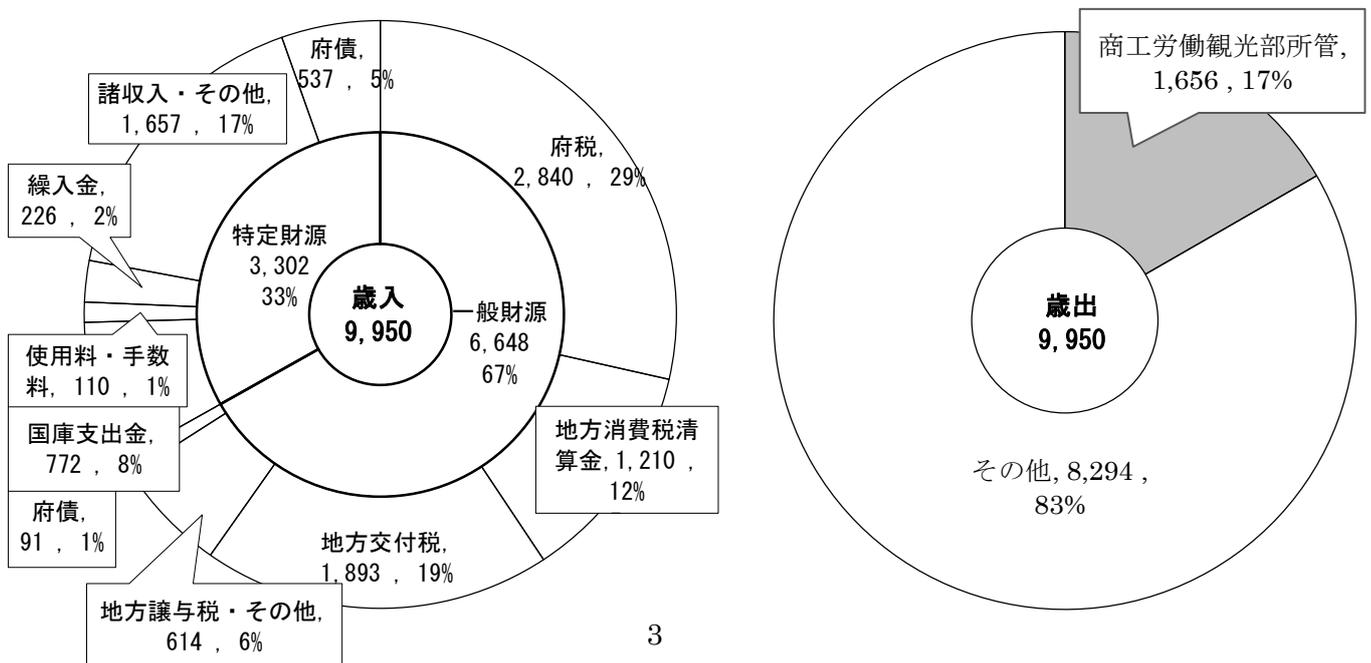
◆あたたかい京都づくり加速化予算

- 全ての営みの土台となる「安心」
 - ・安心できる健康・医療・福祉
 - ・災害・犯罪等からの安心・安全
- 子どもたちを育み、絆を守る「温もり」
 - ・子育て環境日本一・京都
 - ・誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都
 - ・共生による環境先進地・京都
- 希望や活力の源泉となる「ゆめ実現」
 - ・未来を拓く京都産業
 - ・文化の力で世界に貢献する京都
 - ・交流と連携による活力ある京都

【令和6年度京都府及び商工労働観光部予算の概要】

区分		令和6年度予算 (当初予算)	令和5年度 2月補正予算	令和5年度予算 (当初予算)
京都府	一般会計	9,950億3,100万円	94億4,500万円	1兆302億2,000万円
	特別会計	5,762億1,300万円	—	5,784億7,800万円
	公営企業会計	376億7,300万円	—	372億9,300万円
うち 商工労働観光部	一般会計	1,655億6,047万円	16億200万円	1,710億4,400万円
	特別会計	2億821万円	—	6億4,900万円

【令和6年度京都府一般会計の内訳】（単位：億円）



IV 商工労働観光行政施策（主要事項）

令和6年度当初予算（令和5年度2月補正予算を含む）

■ 商工業関係

1. **産業創造リーディングゾーン総合推進費【一部新規】27,000千円（再掲）**
産業創造リーディングゾーン全体の取組を進めるため、戦略的で一元的な広報や企業誘致の推進、産学公が連携して行う研究会等を実施する。
2. **伝統産業産地振興拠点創出事業費【継続】108,000千円（再掲）**
海外展開等の新規マーケット開拓や新商品開発等を総合的に支援することで、世界から注目されるテキスタイル産地の形成や新事業の創出を促進する。
3. **ZET-valley推進事業費【継続】12,000千円（再掲）**
国内外のスタートアップ企業や脱炭素関連企業の集積を図るため、大企業・自治体・住民とスタートアップ企業等が共創し、ゼロカーボンまちづくりを実現する「ZET-valley」の形成を推進する。
4. **太秦メディアパーク共創拡大事業費【一部新規】8,000千円（再掲）**
アニメ・ゲームなどのコンテンツを生み出し続けてきた京都・太秦に、コンテンツ関連企業に加えて、メタバース、WEB3.0などのDX・ICT関連企業の集積を図り、教育・ものづくり・医療・観光など様々な分野において世界をリードする次世代産業を創造する国際的なオープンイノベーション拠点を形成する。
5. **貨物自動車運送事業者等経営改善支援事業費【継続】40,000千円**
燃料費高騰や2024年問題の影響を受ける府内の貨物自動車運送事業者等の事業継続を図るため、経営効率化の取組を支援する。
6. **中小企業金融支援費【継続】151,567,000千円**
厳しい経営環境にある中小企業者等を資金面で支援するため、京都府及び京都市が金融機関と連携しながら、長期・固定金利による中小企業融資制度を通じて、中小企業等の経営の安定・強化を図る。
7. **新しい商店街づくり総合支援事業費【継続】51,430千円**
商店街の多機能化、多様な人材の集積及びネットワークの拡大を進めることで、商店街が地域コミュニティの核となり、地域と一体的に発展していくことを支援する。
8. **金融・経営一体型支援体制強化事業費【一部新規】430,000千円（再掲）**
金融機関、経営支援団体が一体となって構築した府内地域毎の支援体制を強化し、中小企業等の事業継続を支援する。
9. **中小企業事業継続・承継支援強化事業費【継続】61,700千円**
業界・サプライチェーンを支える企業の休廃業や業績悪化企業の増加に対応するため、事業継続・事業承継に対する意識醸成から業界団体等のネットワークを活かした事業承継に関する掘り起こし機能の強化、関係機関によるマッチングまで、全段階での伴走支援を実施する。
10. **地域商業活性化事業費【一部新規】200,000千円（再掲）**
物価高騰等により消費者の買い控えの影響を受ける商店街等への来街を促し、売上回復に向けた消費喚起を図るための取組を支援する。
11. **「産学公の森」推進事業費【継続】460,800千円**
人口減少、脱炭素、働き方改革をはじめとする様々な社会課題の解決に寄与する新たなビジネス創出を図るため、多様なプレイヤーのコラボレーションを支援し、新たな成長産業を創生する。

12. **京都クロスメディアパーク整備事業費【継続】 67,700千円**
映像を核としたクロスメディア産業の育成と府内への波及を図るため、産学公で設置した「京都クロスメディアパーク推進会議」のもと、拠点の整備、人材育成、国際ネットワークの形成等、府内に波及効果をもたらす事業を総合的に展開する。
13. **北部産業活性化推進事業費【継続】 106,410千円**
北部産業創造センター及び丹後・知恵のものづくりパークを核に、北部地域における中小企業の技術の高度化やものづくり人材の育成、新分野展開に向けた取組等を支援する。
14. **京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業費【継続】 500,000千円**
産業の分業体制を支える中小企業の担い手不足、社会の諸課題や経済情勢の著しい変化に対応するため、プロセスの見直しによる生産性向上と高付加価値化を両立する取組を調査分析から体制構築、実践まで一貫支援を行う。
15. **共創型ものづくり等支援事業費【継続】 140,000千円**
産業の分業体制を支える中小企業の担い手不足、社会の諸課題や経済情勢の著しい変化に対応するため、経営資源の共有化による企業間連携ビジネスの創出に向けて、企業間連携グループの形成から連携ビジネスの実践まで一貫支援を行う。
16. **起業するなら京都・プロジェクト推進事業費【継続】 140,171千円**
スタートアップ創出から成長発展までステージに応じた支援を、国や京阪神で連携しながらオール京都で体系的に実施し、世界に伍するスタートアップの輩出を目指す。
17. **グローバル・スタートアップ・エコシステム構築事業費【一部新規】 128,000千円（再掲）**
オープンイノベーションの基盤となる外国人起業家等が集積するダイバーシティの推進と世界レベルの海外展開の環境整備により、グローバル・スタートアップ・エコシステムの構築を加速する。
18. **生産性向上モデル創出支援事業費【新規】 100,000千円（再掲）**
人口減少に伴う人手不足や国内市場の縮小、原材料価格の高騰に加え、賃上げへの対応が必要であるなど、厳しい経営状況にある中小企業に対し、生産性・付加価値向上に資するAI・IoT・ロボット等のテクノロジー導入に対する支援を行う。
19. **海外市場開拓・展開支援事業費【新規】 130,000千円（再掲）**
海外市場で京都の伝統産業や先端技術等の需要が拡大している中、原材料価格の高騰等の影響を受けながらも海外展開に取り組む中小企業に対し、販路開拓等に対する総合的な支援を行う。
20. **匠の公共事業費【継続】 16,300千円**
「伝統と文化のものづくり産業振興条例」に基づき、和装・伝統産業の基盤づくりを積極的に推進する。
21. **次世代職人育成事業費【継続】 41,750千円**
伝統産業の次世代を担う若手職人の育成を図るとともに、新分野展開等に取り組む意欲ある事業者を支援するため、商品開発から国内外の販路開拓までを伴走型で一貫支援する。
22. **伝統産業産地再構築事業費【継続】 29,642千円**
長年の課題であった産地の構造改革を推進するため、令和3年度に設置した「シルクテキスタイル・グローバル推進コンソーシアム」を核として、西陣織・京友禅・丹後織物の3産地が連携し、新たなマーケット開拓と産地を支える生産体制の再構築を図る。
23. **伝統産業事業継続支援事業費【継続】 80,000千円（再掲）**
原材料及びエネルギー価格高騰等の影響により厳しい経営状況にある伝統産業事業者及び産地組合等に対し、生産工程の集約化・内製化等のために行う生産設備の導入等を支援する。

24. **京都産業立地促進事業費【継続】1,611,903千円**
「京都府企業立地促進条例（略称）」及び「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」に基づき、税の特例措置や「雇用のための企業立地促進融資制度」による低利融資制度と併せて、本補助制度を効果的に活用することにより、企業等の誘致を促進し、雇用の安定・創出と地域の特性を生かした産業の集積を図る。
25. **京都舞鶴港日本海側拠点機能推進費【継続】1,096,498千円**
京都舞鶴港において、国際コンテナ航路拡充やそれに伴う舞鶴国際ふ頭の拡張、国際フェリー航路利用促進、外航クルーズ船誘致等、ソフト・ハード一体となった事業を推進する。
26. **「Kyoto Japan」海外戦略プロジェクト費【継続】53,981千円**
ジェトロ海外事務所や京都倶楽部等による海外ネットワークを確立し、京都海外ビジネスセンターを拠点に、海外販路開拓や外資誘致などを戦略的に推進する。
27. **京都舞鶴港コンテナ利用推進事業費【新規】8,000千円**
京都舞鶴港の取扱貨物量を回復させ、戦略的な物流の展開を推進するため、京都舞鶴港のトリアル利用を行う事業者を支援する。
28. **けいはんな「スマート京都」推進事業費【継続】279,183千円**
けいはんな学研都市において、スマートシティ・イノベーションシティの構築に向けた取組を展開する。
29. **けいはんな万博準備事業費【新規】15,000千円（再掲）**
令和7年のけいはんな万博に向けて、機運醸成のための体制を構築するとともに、プレイベントを開催する。

■ 雇用対策・人材育成関係

30. **就労・奨学金返済一体型支援事業費【継続】44,700千円**
中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業を支援する。
31. **学生就職・定着応援事業費【継続】89,670千円**
就職支援協定締結大学と連携し、学生生活の早い時期から「働くこと」や「京都企業」への理解を促進するため、子育てにやさしい職場づくり実践企業での職場体験やリクルートフェアの開催等により、学生の京都企業への就職と職場定着を支援
32. **中小企業人材確保・多様な働き方推進事業費【継続】113,033千円（再掲）**
人手不足が深刻化するなか、府内中小企業の人材確保支援として、企業訪問を通じた企業ニーズの把握やマッチング機会の提供に加え、採用力の向上に繋げることを目的としたセミナー等を実施する。
33. **京都府生涯現役クリエイティブセンター事業費【継続】92,000千円（再掲）**
「京都府生涯現役クリエイティブセンター」において、人生100年時代を輝き続けるために、働く人の新しい学びを応援し、生涯働き続けることができる人材を育成する。
34. **障害者雇用促進・活躍応援事業費【一部新規】239,933千円**
障害者の就労と企業の人材確保・定着に向け、地域就労支援機関等との連携により、障害者と京都企業双方の適性に合った就労支援を実施する。

35. **京都ジョブパーク推進費【継続】199,822千円**
京都ジョブパーク及び北京都ジョブパークにおいて、若年者をはじめ、就職氷河期世代の方、中高年齢者や女性、障害者等を対象に、ハローワークと一体となって、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する。
36. **就職氷河期世代雇用支援総合対策事業費【一部新規】151,248千円（再掲）**
国の就職氷河期世代支援プログラムとも連携し、就職氷河期世代の方が希望に応じた就業ができるよう、きめ細やかな就業支援を実施する。
37. **京都の未来をつくる「DX人材育成・産業創発」プロジェクト事業費【継続】237,500千円**
急激な社会変化やデジタル化に対応できるよう、産業政策と労働政策を一体的に推進し、府内企業における新たな価値や新ビジネスの創造、DX化を促進することで、更なる産業活性化・生産性向上に繋げるとともに、質の高い安定的な雇用を創出する。
38. **技能習得型リカレント教育モデル事業費【新規】24,000千円（再掲）**
未経験者の専門的・技術的職業への労働移動促進のため、認定職業訓練校や技能士会が実施する入門訓練を支援し、中小企業の人材確保や求職者等のスキルアップを促進する。

■ 観光関係

39. **京都観光アカデミー運営事業費【継続】10,000千円（再掲）**
持続可能な京都観光を実現するため、観光産業の経営者や従業員として活躍する人材に加え、他業種連携により新しい観光サービスを提供できる人材を育成する「京都観光アカデミー」を展開する。
40. **「もうひとつの京都」情報発信事業費【継続】9,000千円**
東京をはじめ全国から観光客を「もうひとつの京都」へ呼び込むため、情報発信の強化、受入環境の整備を推進する。
41. **京都・かぐや姫観光推進事業費【継続】162,101千円**
世界的観光都市・京都市に近接し、多くの歴史・文化遺産、自然等の資源を有する乙訓エリアを「竹の里・乙訓」をテーマに、「京都・かぐや姫観光」を推進する。
42. **インバウンド対策事業費【継続】74,721千円**
インバウンドの効果を府域全体に行き渡らせるため、情報発信をはじめとするプロモーションを実施する。
43. **「食の京都」推進事業費【一部新規】41,000千円**
府域共通の観光資源である「食」を目的とした観光誘客を促進するため、「食の京都」をキーワードに地域のいちおし食材等を活用した地域の魅力向上・消費地での認知度向上を図る。
44. **文化観光推進事業費【継続】8,000千円（再掲）**
文化庁移転を契機に、これまで取り組んできた文化財を活用した観光誘客をさらに発展させ、京都ならではの本物の文化を体験できる文化観光を推進する。
45. **ミニMICE等誘致促進事業費【継続】5,000千円**
学会等大規模なものだけでなく、会議や招聘旅行等小規模なMICE（ミニMICE）を京都府域へ誘致する。
46. **京都府観光連盟DMO推進事業費【継続】121,189千円**
地域連携DMOとして、多様な関係者と協働し、京都の観光地域づくりを広域的な視点から推進する公益社団法人京都府観光連盟におけるデータ収集・分析による効果的なプロモーションや、京都観光を支える受入基盤強化の取組を推進する。

47. 京の修学旅行・教育旅行府内誘致促進事業費【継続】 8,600千円

2025年大阪・関西万博を見据えて、京都市をはじめとする他団体と連携し京都に国内外からの修学旅行・教育旅行を誘致するとともに、京都市を訪れる修学旅行生が「もうひとつの京都」エリアに訪問する機会を創出し、京都ファンの裾野を拡大する。

48. 持続可能な観光地域づくり事業費【一部新規】 369,770千円（再掲）

京都府観光総合戦略に掲げた「持続性の高い観光」の実現のため、DMOによる観光振興や、新たな観光コンテンツを活用した府域周遊の取組を推進する。

令和6年度

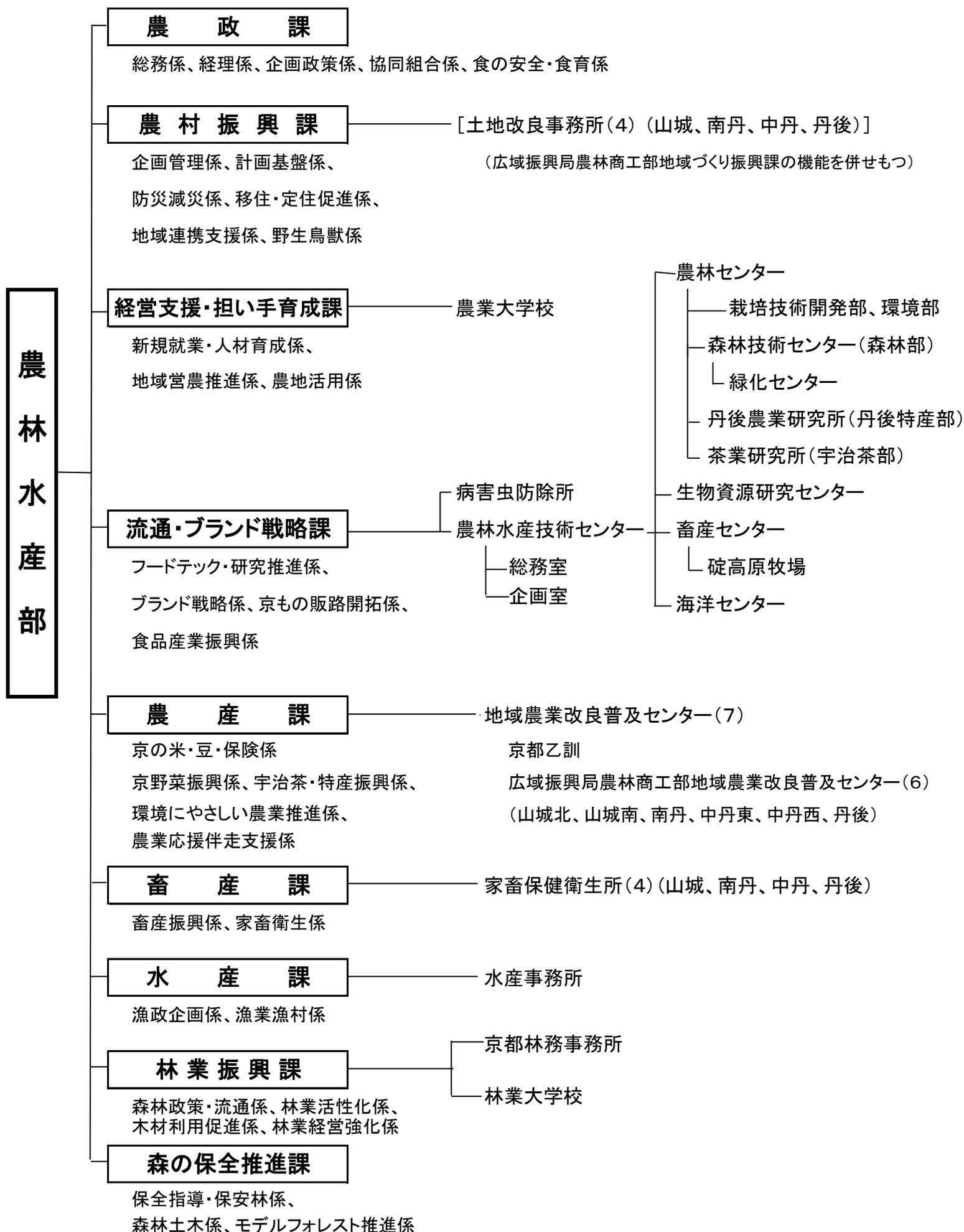
農林水産部の事務事業概要

(抜粋)

令和6年6月

農林水産部

農 林 水 産 部 の 組 織



○農林水産部の事務分掌（抜粋）

（農村振興課の事務）

- 1 農山漁村集落の対策及び都市と農村の交流に関する事。
- 2 移住の促進に関する事（地域政策室の主管に属するものを除く。）。
- 3 農林振興事業に関する事。
- 4 農業基盤整備資金に関する事。
- 5 部の公共事業の総括に関する事。
- 6 農業農村整備事業に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- 7 土地分類調査及び水調査に関する事。
- 8 農地及び農業用施設の災害復旧及び防災減災事業に関する事。
- 9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事（自然環境保全課の主管に属するものを除く。）。
- 10 野生鳥獣被害対策の推進に関する事。
- 11 土地改良区に関する事。
- 12 土地改良事務所に関する事。
- 13 その他農村振興に関する事。

（経営支援・担い手育成課の事務）

- 1 農林水産業の担い手育成に関する事。
- 2 農林水産業に関する新規就業対策に関する事。
- 3 農業金融に関する事。
- 4 農業経営体の育成に関する事。
- 5 農地中間管理事業に関する事。
- 6 農地の調整及び争議の調停に関する事。
- 7 農林水産省所管国有財産の管理及び処分に関する事。
- 8 農業委員会等に関する事。
- 9 農業大学校に関する事。

「京都府農林水産ビジョン」 ～希望と活力に満ちた農林水産業と農山漁村暮らしの共創～

長期化するコロナ禍や今般の資材高騰などの社会情勢の変化を踏まえ、府農林水産行政の運営指針となる「京都府農林水産ビジョン（令和元年12月策定）」を令和5年3月に改定しました。

京都府農林水産ビジョン —希望と活力に満ちた農林水産業と農山漁村暮らしの共創—

京都府における農林水産施策を計画的かつ総合的に進めるため、京都府総合計画における農林水産分野の将来像や施策の方向性を体系化・具体化して示すものです。

＜計画期間＞ 令和元年度から令和10年度まで（目標年度：令和8年度）

農林水産業・農山漁村の将来ビジョン —2040年に目指す姿—

ビジネス

魅力的な「産業」として夢あふれる農林水産業のイノベーションを実現



コミュニティ

地域の人々の希望と活力に満ちた「農山漁村」を実現



セキュリティ

防災対策や食料の安定供給、食の安全性確保など「安心・安全」な地域社会を実現

5つの重点戦略 —将来ビジョンを実現するため、今後4年間で集中展開—

戦略1 フードテックと基盤強化で農林水産業の夢と安心を創造する

- ・最先端技術と京都の食文化が融合した「京都ならではのフードテック」で、成長産業化を促進
- ・環境負荷の低減や京都の特長を生かした生産力強化で、持続的な農林水産業を推進
- ・農地やため池、漁港等の生産基盤の適正な管理と、食の安心・安全を守る取組を着実に推進

戦略2 森林を適正に管理し、林業の発展と豊かな森を実現する

- ・森林所有者への啓発や市町村への技術的サポートで、手入れ不足の森林の整備を加速
- ・木材サプライチェーンの再構築と府内産木材の利用促進で、森林資源の循環を促進
- ・治山施設の設置や危険木の処理等を進め、山地災害対策を強化

戦略3 オープンイノベーションでブランド価値を進化させる

- ・異業種連携で、中食需要や健康志向に対応した商品開発を促進し、新たなブランド価値を創造
- ・「京もの」の輸出を含む販路の多角化や、「食の京都」PRによる地域食材の消費拡大を推進

戦略4 人づくりの裾野を広げ、産業・地域を支える多様な人材を育む

- ・人材育成拠点の機能強化や伴走支援体制の充実で、新規就業者の確保や経営の発展を総合支援
- ・半農半Xや定年帰農者、若い世代への情報発信を強化し、担い手の裾野を拡大
- ・話し合いによる地域農業の将来像の明確化を支援し、持続的な農業構造への転換を推進

戦略5 人と資源の活用で、持続可能な農山漁村コミュニティを創る

- ・地域活動の最適化や外部人材の活用、移住の総合支援で、活力に満ちた地域づくりを推進
- ・地域の多様な資源を生かしたビジネス展開で、地域に雇用と所得を創出

戦略4 人づくりの裾野を広げ、産業・地域を支える多様な人材を育む

- 人材育成拠点の機能強化や伴走支援体制の充実で、新規就業者の確保や経営の発展を総合支援
- 半農半Xや定年帰農者、若い世代への情報発信を強化し、担い手の裾野を拡大
- 話し合いによる地域農業の将来像の明確化を支援し、持続的な農業構造への転換を推進



目標数値

項目	単位	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
新規就業者数（農業）	人/年	123 (令和4年度)	160
うち、宇治茶	人/年	3 (令和4年度)	14
うち、畜産	人/年	5	12
新規就業者数（林業）	人/年	54 (令和4年度)	35
新規就業者数（漁業）	人/年	61 (令和4年度)	50
認定農業者数	経営体	1,419 (令和4年度)	1,830
販売額2,000万円/年以上の農業経営体数	経営体	367 (令和4年度)	450
素材生産量1万m ³ /年以上の林業事業体数	事業体	4 (令和4年度)	10
販売額400万円/年以上の個人漁業者数	人	6 (令和4年度)	9
農業法人数	法人	調査中	467
経営継承に向けた支援により法人化した畜産農家数	経営体	0	6
担い手への農地集積率	%	33.8 (令和4年度)	53.0
農業参入している農外企業数	法人	96 (令和4年度)	159

戦略5 人と資源の活用で、持続可能な農山漁村コミュニティを創る

- 地域活動の最適化や外部人材の活用、移住の総合支援で、活力に満ちた地域づくりを推進
- 地域の多様な資源を生かしたビジネス展開で、地域に雇用と所得を創出



目標数値

項目	単位	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
農村型地域運営組織（農村RMO）等を形成した地区数	地区	0	6
地域のファン（参加型住民）数	人	2,660	6,000
京都府への移住者数	人	調査中	7,000
多面的機能支払交付金事業に取り組む集落数	集落	調査中	935
野生鳥獣被害金額	百万円/年	256	120
ICTを活用した野生鳥獣被害対策数	件/年	4	9
狩猟又は有害鳥獣捕獲事業を行う狩猟登録者数	人/年	2,714	2,800
地域ビジネス創業数	件/年	28	22
野生鳥獣のジビエ利用量	t/年	65 (令和4年度)	83.5

**令和6年度
京都府建設交通部の概要
【抜粋】**

目 次

I	京都府の概要	1
II	施策展開の方向	3
III	組織	5
IV	予算・決算	9
	1 令和6年度当初予算額	9
	2 部所管予算・決算額の推移	10
	3 令和6年度当初及び2月補正予算（主要事項）	11
V	事業の概要	15
1	成長・交流・暮らしの基盤づくり	15
	1 道路	15
	2 交通政策	19
	3 港湾	24
	4 都市計画	28
	5 公園	31
	6 水道・工業用水道・電気	33
	7 下水道（污水）	38
	8 建築	42
	9 住宅	46
2	ハード・ソフト一体的な防災・減災対策	50
	1 河川	50
	2 下水道（雨水）	54
	3 砂防	58
	4 海岸	62
	5 防災情報	64
	6 耐震対策（住宅・建築物、宅地）、盛土対策	67
3	公共インフラ施設の計画的管理	69
	インフラ長寿命化	69
4	事業推進のための取組	71
	1 公共事業の適正・円滑な推進	71
	2 用地取得・土地対策	77
	3 営繕	79

土木事務所管内各市町村の面積・人口

広域振興局	土木事務所	郡及び市町村名	面積 (k m ²)	人口 (人)	
	京都土木事務所 (京都市)	京都市	827.83	1,436,247	
山城広域振興局 (宇治市)	乙訓土木事務所 (向日市)	向日市	7.72	55,916	
		長岡京市	19.17	81,823	
		乙訓郡 大山崎町	5.97	16,223	
		小計	32.86	153,962	
	山城北土木事務所 (京田辺市)	宇治市	67.54	174,637	
		城陽市	32.71	72,485	
		八幡市	24.35	68,933	
		京田辺市	42.92	74,885	
		久世郡 久御山町	13.86	14,800	
		綴喜郡	井手町	18.04	7,088
			宇治田原町	58.16	8,494
	小計	257.58	421,322		
	山城南土木事務所 (木津川市)	木津川市	85.13	78,653	
		相楽郡	笠置町	23.52	988
			和束町	64.93	3,142
精華町			25.68	35,491	
南山城村			64.11	2,209	
小計	263.37	120,483			
南丹広域振興局 (亀岡市)	南丹土木事務所 (南丹市)	亀岡市	224.80	84,806	
		南丹市	616.40	30,254	
		船井郡 京丹波町	303.09	11,801	
		小計	1,144.29	126,861	
中丹広域振興局 (舞鶴市)	中丹東土木事務所 (綾部市)	舞鶴市	342.13	75,466	
		綾部市	347.10	30,209	
		小計	689.23	105,675	
	中丹西土木事務所 (福知山市)	福知山市	552.54	74,890	
丹後広域振興局 (京丹後市)	丹後土木事務所 (宮津市)	宮津市	172.74(a)	15,406	
		京丹後市	501.44(a)	47,606	
		与謝郡	伊根町	61.95(a)	1,780
			与謝野町	108.38	18,603
		小計	844.51	83,395	
合計 (15市10町1村)			4612.20	2,522,835	

* 広域振興局及び土木事務所の()内は、所在地を示している。

* 京都市域については、一部、乙訓土木事務所及び南丹土木事務所の所管する地域があるが、面積・人口は市町村の行政域ごとに示した。

* 面積：令和4年10月1日現在(令和4年京都府統計書(令和6年刊行))

人口：令和6年4月1日現在(京都府推計人口)

* (a)宮津市、京丹後市及び与謝郡伊根町は、境界の一部が未定のため、参考値を示した。

II 施策展開の方向

1 京都府総合計画【全体構成】

改定した京都府総合計画の将来構想で掲げる「京都府の将来像」の実現に向けては、全ての営みの土台となる「安心」、未来を担う子どもたちをあたたく育み、生活や絆を守る「温もり」、夢や希望、魅力や活力の源泉となる「ゆめ実現」の3つの視点から、誰もが未来に希望が持てる「あたたかい京都づくり」を進めてまいります。

■ 京都府総合計画の構成・内容

(1) 将来構想

「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府」をめざして	
【2040年に実現したい京都府の将来像】	
①人と地域の絆を大切に する共生の京都府	②文化の力を継承し 新たな価値を創造する 京都府
③豊かな産業と交流を 創造する京都府	④環境と共生し安心・ 安全が実感できる 京都府

(2) 基本計画

■ 京都府がめざす施策の方向性を示した「8つのビジョンと基盤整備」

あたたかい京都づくり			
視点	安心	温もり	ゆめ実現
ビジョン	①安心できる健康・医療・福祉の実現 ②災害・犯罪等からの安心・安全の実現	③子育て環境日本一・京都の実現 ④誰もが活躍できる生涯現役・共生京都の実現 ⑤共生による環境先進地・京都の実現	⑥未来を拓く京都産業の実現 ⑦文化の力で世界に貢献する京都の実現 ⑧交流と連携による活力ある京都の実現
礎	「8つのビジョン」を支える人・物・情報・日々の生活の基盤づくり		

■ 市町村単位を越えた連携に着目した「8つの広域連携プロジェクト」

4分野	4つのエリア
①産業・物流広域連携プロジェクト ②環境広域連携プロジェクト ③文化・スポーツ広域連携プロジェクト ④観光・交流広域連携プロジェクト	⑤京都府北部地域連携都市圏広域連携プロジェクト ⑥南丹地域スポーツ&ウェルネス&ニューライフ広域連携プロジェクト ⑦京都府南部イノベーションベルト広域連携プロジェクト ⑧グレーターけいはんな広域連携プロジェクト

■ 全体を分野別に体系化した「分野別基本施策」

20に分けた分野ごとに「2040年に実現したい姿」を示すとともに、「現状分析・課題」、「4年間の対応方向・具体方策」、「数値目標」により、目標達成に向けた方向性や手段を体系的に明らかにするもの。

(3) 地域振興計画

山城・南丹・中丹・丹後の広域振興局ごとに各地域の資源や特性を生かした、地域振興策を示すもの。

2 京都府総合計画【8つのビジョンと基盤整備（主な建設交通部の取組）】

「8つのビジョン」を支える人・物・情報・日々の生活の基盤づくり

改定した京都府総合計画の基本計画で掲げる「8つのビジョン」を効果的に推進するためには、人・物・情報の流れや、日々の生活の基盤づくりが必要不可欠であり、さらに、広域連携プロジェクトや地域振興計画との連動により、地域の個性ある魅力づくりや更なる成長・発展につなげていくため、人流・物流・情報通信・日々の生活の基盤づくりを促進します。

【重点分野】 人流・物流の基盤づくり

（主要な方策）

- ・新名神高速道路の全線開通と6車線化の促進
- ・山陰近畿自動車道の早期全線開通に向けた整備とルート確定の促進
- ・舞鶴国際ふ頭における第2バースの整備とⅡ期整備等による京都舞鶴港の機能強化

【重点分野】 情報通信の基盤づくり

（主要な方策）

- ・融資制度の拡充などにより、情報通信を利用するテレワーク等に適した間取り変更等の住宅改修を促進

【重点分野】 日々の生活の基盤づくり

（主要な方策）

- ・持続可能な地域公共交通の確立をめざすための「地域公共交通計画」の策定支援
- ・鉄道駅における利用環境の整備や駅を中心としたにぎわいづくり等による公共交通の利用促進
- ・誘導ラインの設置や舗装の補修など、自転車走行環境整備の推進
- ・府立公園における手洗い場やトイレ等の衛生環境の改善や、芝生広場等のオープンスペースの整備の推進
- ・京都府公共施設等管理方針の個別施設計画に基づくインフラ施設の計画的な点検、補修



【安心】 災害・犯罪等からの安心・安全の実現

危機管理体制を充実し、ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策を着実に推進することで、激甚化・頻発化する自然災害への対応力を高め、災害に強い京都をめざします。

【重点分野】 ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策の推進

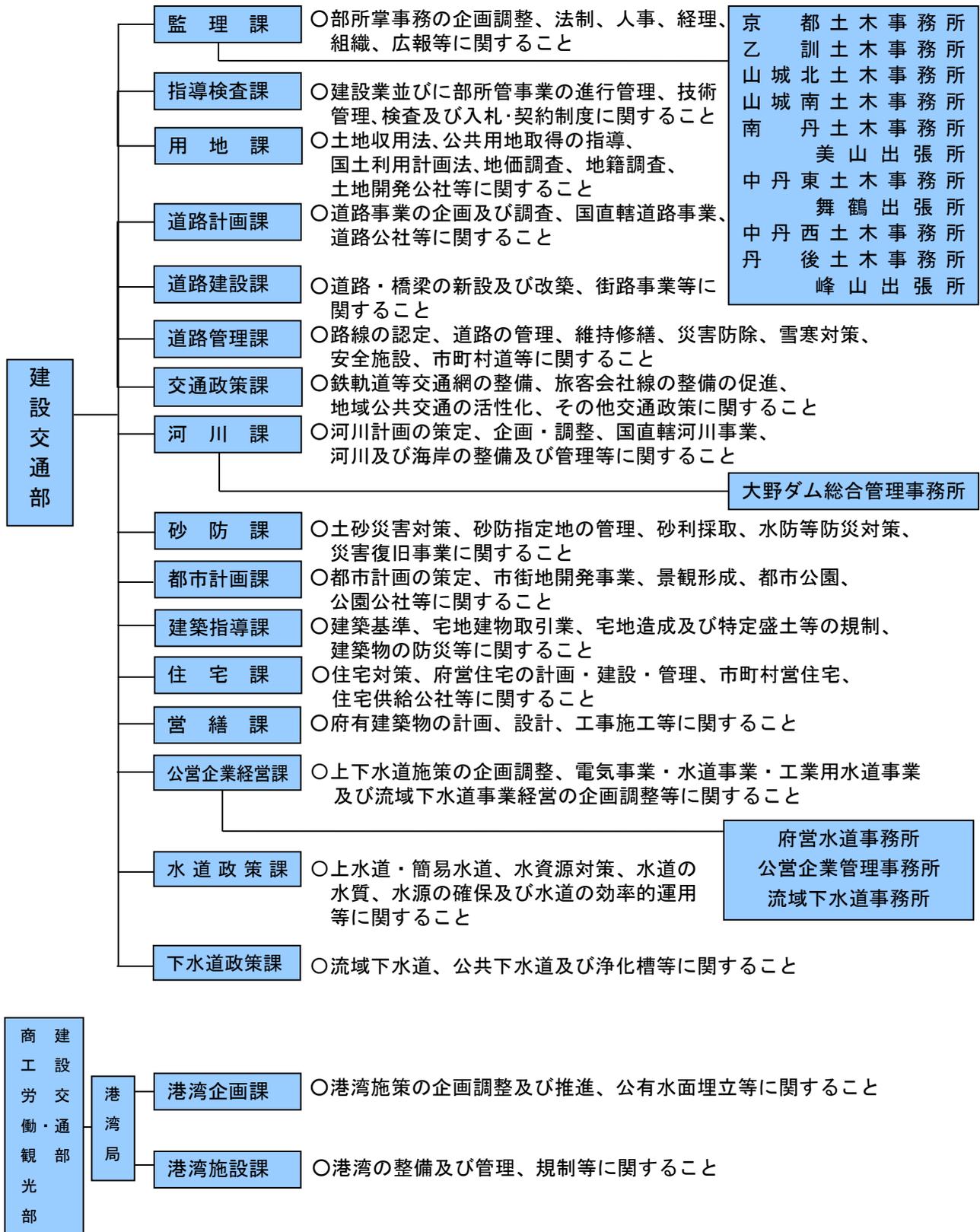
（主要な方策）

- ・あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水プロジェクト」の充実
- ・「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」等に基づく危険な盛土の規制等の推進
- ・京都府市町村災害復旧サポーターによる市町村への技術的支援の強化

Ⅲ 組織

機 構 図

(令和6年4月1日現在)



Ⅲ 組織

職 員 配 置 表

(令和6年4月1日現在)

区 分		事務 職員	技術 職員	技・労 職員	合計	備 考	
課(所)名							
本 庁	監 理 課	20	3	-	23	市町村派遣 6名 福島県派遣 2名(任期付)	
	指 導 検 査 課	7	16	-	23	サポートセンター派遣12名	
	用 地 課	10	-	-	10	公社派遣 7名	
	道 路 計 画 課	6	9	-	15	公社派遣 12名	
	道 路 建 設 課	-	11	-	11		
	道 路 管 理 課	4	10	-	14		
	交 通 政 策 課	11	7	-	18	KTR派遣 2名	
	河 川 課	6	17	-	23		
	砂 防 課	6	13	-	19		
	都 市 計 画 課	6	15	-	21		
	建 築 指 導 課	7	19	-	26		
	住 宅 課	15	17	-	32	公社派遣 2名	
	営 繕 課	-	25	-	25		
	公 営 企 業 経 営 課	17	1	-	18		
	水 道 政 策 課	2	10	-	12		
	下 水 道 政 策 課	1	12	-	13		
	港湾局	港 湾 企 画 課	5	7	-	12	
		港 湾 施 設 課	2	9	-	11	
	小 計		125	201	-	326	
地 域 機 関	京 都 土 木 事 務 所	17	20	2	39		
	大 野 ダ ム 総 合 管 理 事 務 所	3	10	-	13		
	府 営 水 道 事 務 所	4	32	-	36		
	公 営 企 業 管 理 事 務 所	2	8	-	10		
	流 域 下 水 道 事 務 所	7	31	1	39		
	小 計		33	101	3	137	
合 計		158	302	3	463		
土 木 事 務 所 公 域 振 興 局 設 部	乙 訓	12	19	4	35		
	山 城 北	27	55	-	82		
	山 城 南	15	28	1	44		
	南 丹	31	57	11	99		
	中 丹 東	23	39	3	65		
	中 丹 西	17	32	2	51		
	丹 後	29	48	6	83		
合 計		154	278	27	459		
総 計		312	580	30	922		

(注) 1 監理課には部長、指導検査課及び建築指導課には技監、道路計画課には理事(道路政策担当)、交通政策課には理事(交通政策担当)、河川課には理事(治水政策担当)、公営企業経営課には公営企業管理監、港湾企画課には局長及び副局長を含む。

2 市町村派遣及び公社等派遣職員(備考欄に記入)は外数である。

3 フルタイム等再任用職員は、上表を含む。

4 市町村派遣受入職員・併任職員は上表を含むが、市町村実務研修生は含まない。

令和5年度台風第7号に伴う大雨等による被害

■令和5年台風第7号に伴う大雨による被害

【事象の概要】

- 近畿地方に上陸した台風第7号の影響により、府内各地で大雨が降り、特に福知山市、舞鶴市及び綾部市では1時間に約100mmの記録的短時間大雨情報が発表
- 上記3市を中心に、床上、床下浸水や道路の土砂崩れによる孤立集落が発生
- 府内の道路約70箇所の通行止めが生じ、府民生活に多大な影響を及ぼした。

<降雨の状況>

観測所	総雨量		最大時間雨量	
大雲橋（福知山市）	376mm	14日22時～15日17時	79mm	15日0時～1時
於与岐（綾部市）	356mm	14日18時～16日2時	78mm	14日22時～23時
古和木（綾部市）	325mm	14日18時～16日2時	21mm	14日22時～23時



府道綾部大江宮津線（福知山市大江町南有路）



府道金河内地頭線（舞鶴市桑飼上）



府道物部西舞鶴線（綾部市久井町）



京都縦貫自動車道 坊口トンネル（綾部市）

■防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等による整備効果

(事例) 谷河川 (福知山市)

平成30年7月豪雨により地すべりが発生し、天然ダムが形成されたが、**令和2年度に砂防堰堤**が完成。国土強靱化5か年加速化対策などを活用し、崩落斜面の対策工を実施中。

令和5年台風第7号においては、砂防堰堤の整備により、流出した土砂を捕捉し、下流への土石流を回避し、被害発生を防止。

(事例) 野田川、加悦奥川 (与謝野町)

平成30年7月豪雨により、野田川水系の沿川において18戸の家屋浸水被害が発生。国土強靱化3か年緊急対策、5か年加速化対策を活用し、**令和元年から河道掘削、河道拡幅等**を実施。

令和5年台風第7号の降水量は、平成30年7月豪雨を上回ったものの、河道掘削、河道拡幅等により最高水位を氾濫危険水位以下に抑えられ、内水被害を防止。

■防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の予算措置状況

5か年加速化対策(加速化・深化分)の進捗状況

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

【令和5年11月時点の集計】

区分	事業規模の目的 〈協議決定時〉	〈1年目〉 令和2年度第3次補正等		〈2年目〉 令和3年度補正等		〈3年目〉 令和4年度第2次補正等		〈4年目〉 令和5年度補正等		果 計
		事業規模	うち国費 〔うち公共〕	事業規模	うち国費 〔うち公共〕	事業規模	うち国費 〔うち公共〕	事業規模	うち国費 〔うち公共〕	
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(加速化・深化分)	おおむね15兆円程度 (うち国費は7兆円台半ば)	約4.16兆円	約1.97兆円 〔約1.65兆円〕	約3.02兆円	約1.52兆円 〔約1.25兆円〕	約2.70兆円	約1.53兆円 〔約1.25兆円〕	約2.36兆円	約1.52兆円 〔約1.30兆円〕 注3	事業規模 約11.8兆円 (うち国費 約6.2兆円)
1	激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	約3.46兆円	約1.54兆円	約2.45兆円	約1.15兆円	約2.12兆円	約1.14兆円	約1.82兆円	約1.17兆円	事業規模 約9.5兆円
2	予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	約0.68兆円	約0.40兆円	約0.50兆円	約0.30兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	事業規模 約2.0兆円
3	国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.07兆円	約0.07兆円	約0.10兆円	約0.10兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	事業規模 約0.2兆円

- (注1) 事業規模には財政投融资によるものも含まれる。
- (注2) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。
- (注3) 5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)を含む。(累計には含まない)

※内閣官房公表資料を一部加工

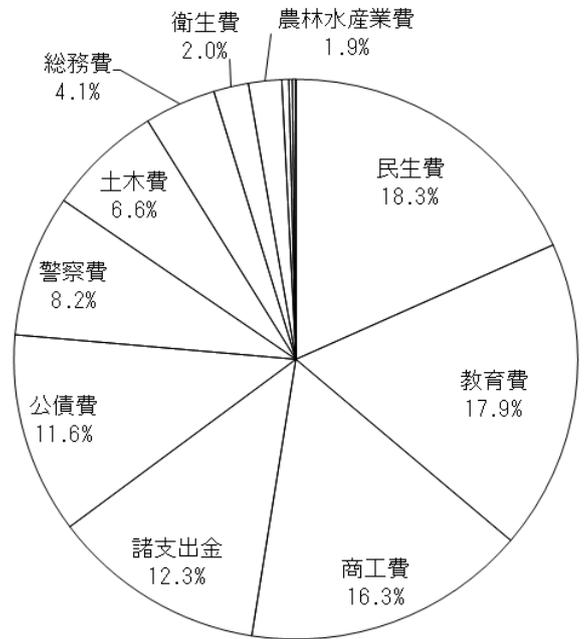
IV 予算・決算

1 令和6年度当初予算額

1 京都府当初予算額内訳（一般会計）

款	予 算 額	構成比
議 会 費	1,969,299	0.2%
総 務 費	40,682,224	4.1%
民 生 費	181,910,535	18.3%
衛 生 費	19,652,066	2.0%
労 働 費	4,077,481	0.4%
農 林 水 産 業 費	18,606,034	1.9%
商 工 費	162,183,612	16.3%
土 木 費	66,199,931	6.6%
警 察 費	81,188,712	8.2%
教 育 費	178,687,627	17.9%
災 害 復 旧 費	1,681,497	0.2%
公 債 費	115,816,149	11.6%
諸 支 出 金	122,075,833	12.3%
予 備 費	300,000	0.0%
歳 出 計	995,031,000	100.0%

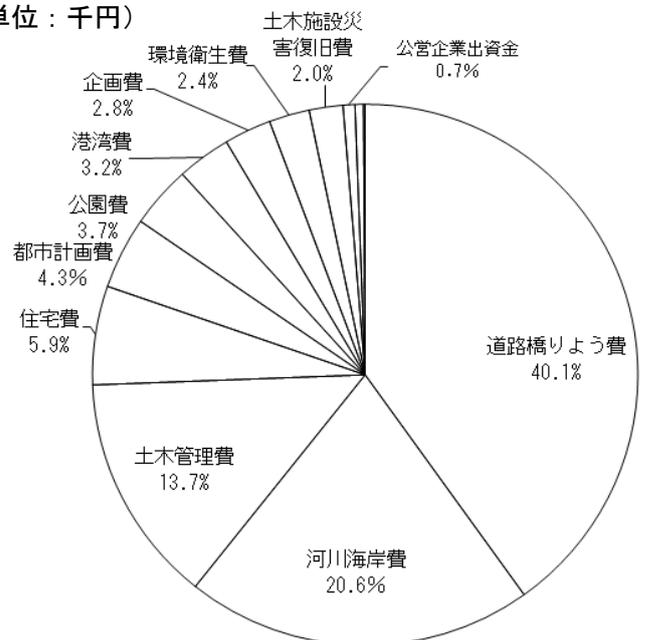
(単位：千円)



2 建設交通部当初予算額内訳（一般会計）

科目（項）	予 算 額	構成比
企 画 費	1,992,279	2.8%
環 境 衛 生 費	1,749,186	2.4%
環 境 対 策 費	44,155	0.1%
農 地 費	363,991	0.5%
土 木 管 理 費	9,846,339	13.7%
道 路 橋 り よ う 費	28,776,203	40.1%
河 川 海 岸 費	14,790,679	20.6%
港 湾 費	2,326,972	3.2%
都 市 計 画 費	3,055,496	4.3%
公 園 費	2,675,862	3.7%
住 宅 費	4,250,860	5.9%
土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,426,636	2.0%
公 営 企 業 出 資 金	483,462	0.7%
部 所 管 計	71,782,120	100.0%

(単位：千円)

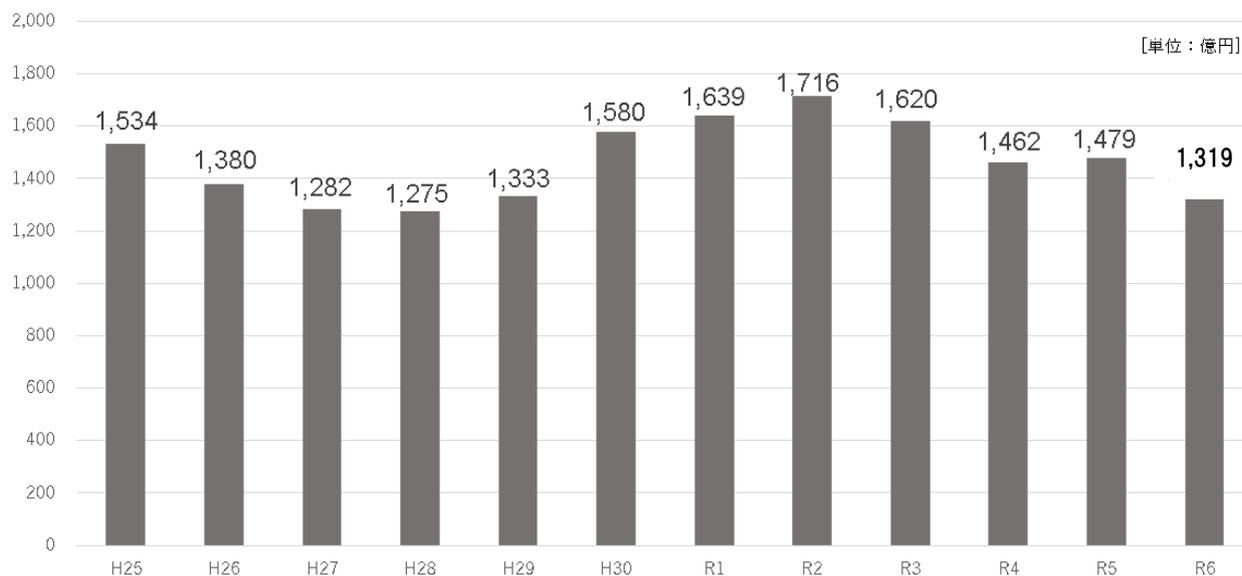


3 建設交通部当初予算額内訳（特別会計・事業会計） ※【】書きは、対前年度当初予算比

○公共用地先行取得事業特別会計	72,004千円	【 2.6%】
○港湾事業特別会計	2,205,322千円	【105.5%】
○京都府電気事業会計	561,682千円	【112.0%】
○京都府水道事業会計	8,348,446千円	【 99.4%】
○京都府工業用水道事業会計	517,431千円	【 94.5%】
○京都府流域下水道事業会計	24,535,920千円	【101.9%】
●全会計	108,022,925千円	【 96.3%】

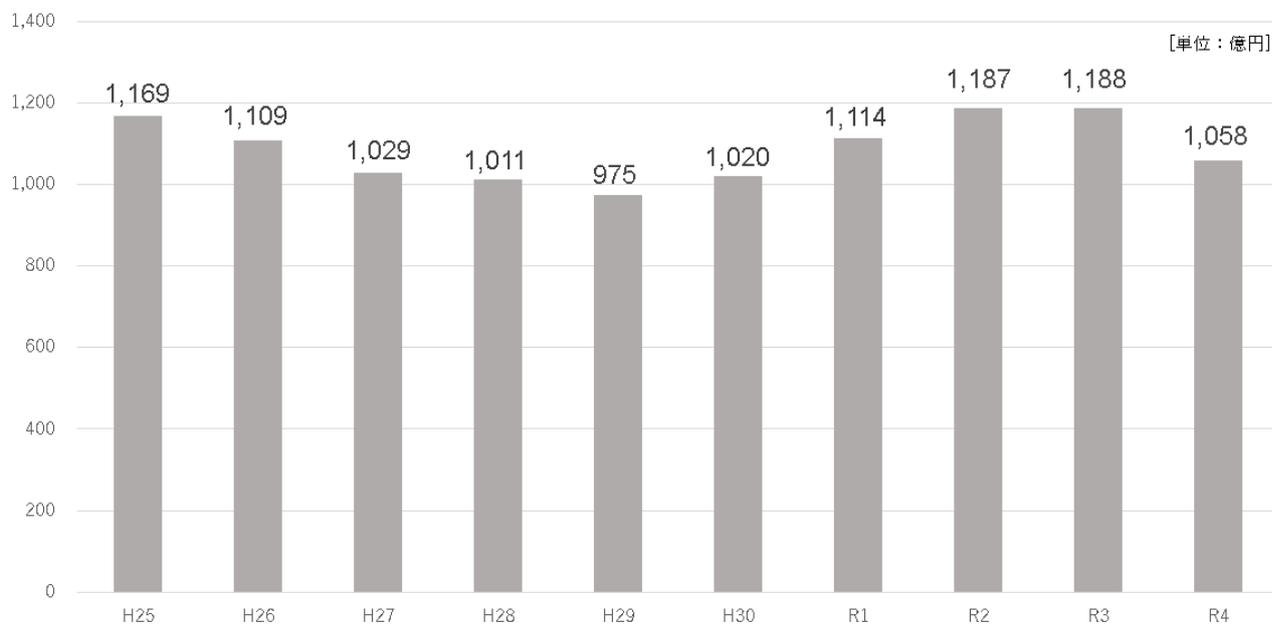
2 部所管予算・決算額の推移

1 部所管予算額の推移



(補足)令和5年度までは、各年度の最終予算額(補正予算含)と繰越額の合計をまとめたもの。
令和6年度は、6月補正予算まで反映。

2 部所管決算額の推移



3 令和6年度当初及び2月補正予算（主要事項）

（単位：千円）

	事業名	予算額	説明
1	公共事業費	40,062,790	<p>京都府総合計画に定められている、「『8つのビジョン』を支える人・物・情報・日々の生活の基盤づくり」等を着実に推進する。</p> <p>生活・交通基盤整備 30,843,949 安心・安全基盤整備 9,218,841</p>
2	単独公共事業費	17,993,000	<p>府民の暮らしの安心・安全を守るための防災基盤整備、橋りょう等社会インフラの計画的な予防補修、きめ細やかな小規模改良事業の実施に加え、河川における維持管理上重要な箇所の新設を推進する。</p> <p>防災基盤整備 4,875,812 インフラ長寿命化対策 3,956,741 地域密着型基盤整備 9,160,447</p>
3	府民協働型インフラ保全事業費 緊急浚渫推進事業費【再掲】	4,323,000	<p>(1) インフラの長寿命化やきめ細やかな地域づくりに活かすため、劣化箇所の報告や、身近な安心・安全につながる提案を府民から募集し、府民協働によるインフラ保全を推進する。 【建設交通部所管分】 2,900,000</p> <p>(2) 河川や砂防設備において、土砂堆積状況や人家への危険度に応じた対策の優先度の高い箇所を選定し、浚渫を実施する。 1,223,000</p>
4	建設DX促進事業費	20,252	<p>建設分野における生産性向上に向けてICT活用工事の普及を図るため、産学官連携のプラットフォームを通じた課題及び先進的取組の共有並びに、建設事業者に対するICT活用スキル習得に係る研修等を実施する。</p>
5	多様な担い手確保支援事業費	291,600	<p>担い手確保に係る課題解決を図るため、各業界の実態に合った人手不足への対応及び高度人材の育成を支援する。 【建設交通部所管分】 216,200</p>
6	地籍調査事業費	265,000	<p>土地の境界や面積、所有者など土地の基礎的情報(地籍)を明確にするため、市町村が実施する地籍調査を支援する。</p>
7	自転車活用推進事業費【再掲】	623,020	<p>京都の地域資源を紡ぐサイクルルートの形成及び活用による地域の活性化に向けた取組等を推進する。 【建設交通部所管分】 620,000</p>

IV 予算・決算

	事業名	予算額	説明																				
8	地域交通総合対策費【一部再掲】	2,036,150	<p>住民の豊かな暮らしを支える「生活の足」として不可欠な地域交通の運行を維持・確保するため、利用促進とともに利便性向上や安全確保に係る取組を支援する。</p> <p>(1) 鉄道輸送の安全・安定性確保のための取組への支援</p> <table border="0"> <tr> <td>地域公共交通再構築事業費【新規】</td> <td>608,774</td> </tr> <tr> <td>鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費</td> <td>242,176</td> </tr> <tr> <td>北近畿タンゴ鉄道支援費</td> <td>351,112</td> </tr> <tr> <td>鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業費</td> <td>118,000</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設耐震補強事業費</td> <td>3,000</td> </tr> </table> <p>(2) 地域交通の維持・確保のための取組への支援</p> <table border="0"> <tr> <td>公共交通人材確保対策事業費【一部再掲】</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td>地域モビリティサービス実証支援費【新規】</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>地域公共交通利用・観光誘客促進事業費</td> <td>66,000</td> </tr> <tr> <td>生活交通ネットワーク構築支援費</td> <td>368,338</td> </tr> <tr> <td>地域公共交通計画策定支援事業費等</td> <td>2,750</td> </tr> </table>	地域公共交通再構築事業費【新規】	608,774	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費	242,176	北近畿タンゴ鉄道支援費	351,112	鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業費	118,000	鉄道施設耐震補強事業費	3,000	公共交通人材確保対策事業費【一部再掲】	260,000	地域モビリティサービス実証支援費【新規】	16,000	地域公共交通利用・観光誘客促進事業費	66,000	生活交通ネットワーク構築支援費	368,338	地域公共交通計画策定支援事業費等	2,750
地域公共交通再構築事業費【新規】	608,774																						
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費	242,176																						
北近畿タンゴ鉄道支援費	351,112																						
鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業費	118,000																						
鉄道施設耐震補強事業費	3,000																						
公共交通人材確保対策事業費【一部再掲】	260,000																						
地域モビリティサービス実証支援費【新規】	16,000																						
地域公共交通利用・観光誘客促進事業費	66,000																						
生活交通ネットワーク構築支援費	368,338																						
地域公共交通計画策定支援事業費等	2,750																						
9	防災・減災対策事業費【再掲】	24,954,815	<p>府総合計画の実現に向け、頻発・激甚化傾向にある集中豪雨や今後発生が予想される南海トラフ地震等に備えた先進的な防災・減災対策を講じる。</p> <table border="0"> <tr> <td>【建設交通部所管分】</td> <td>17,631,424</td> </tr> <tr> <td>先進的な危機管理・安心安全体制の構築</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>防災・減災基盤づくり</td> <td>16,053,453</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,572,971</td> </tr> </table>	【建設交通部所管分】	17,631,424	先進的な危機管理・安心安全体制の構築	5,000	防災・減災基盤づくり	16,053,453	その他	1,572,971												
【建設交通部所管分】	17,631,424																						
先進的な危機管理・安心安全体制の構築	5,000																						
防災・減災基盤づくり	16,053,453																						
その他	1,572,971																						
10	JR向日町駅周辺地区市街地再開発事業費補助金【再掲】	4,750	<p>JR向日町駅周辺地区に商業・業務・サービス・居住等の多様な機能を集積し、市の中心拠点としての魅力を高めるため、市街地再開発事業による再開発ビルや駅前広場等の整備を支援する。</p>																				
11	木津川運動公園整備事業費【再掲】	200,000	<p>新名神高速道路の整備や周辺土地利用が進む中、供用中の南側区域と一体となった魅力あふれる都市公園とするため、本公園の北側区域の整備を推進する。</p>																				
12	市町村上下水道経営基盤強化事業費	42,500	<p>将来にわたる安心・安全な上下水道サービスの供給体制を築くため、市町村上下水道事業の経営基盤強化に資する取組を支援する。</p>																				
13	盛土対策総合推進事業費	36,000	<p>令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機に、宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)が施行されたことに伴い、これまで実施してきた造成宅地における予防対策に加え、土地の用途に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、必要な基礎調査を実施する。</p> <table border="0"> <tr> <td>【建設交通部所管分】</td> <td>31,000</td> </tr> </table>	【建設交通部所管分】	31,000																		
【建設交通部所管分】	31,000																						
14	住宅・建築物耐震化総合支援事業費	308,000	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「京都府建築物耐震改修計画」により、府内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、支援事業を実施する市町村等を支援する。</p>																				
15	子育て世帯向け府営住宅リノベーション事業費【再掲】	80,000	<p>令和5年12月に改定の京都府子育て環境日本一推進戦略に基づき、子育てに喜びや楽しみを感じられる住まいを整備する。</p>																				

IV 予算・決算

	事業名	予算額	説 明
16	京都舞鶴港日本海側拠点機能推進費	1,096,498	<p>京都舞鶴港において、国際コンテナ航路拡充やそれに伴う舞鶴国際ふ頭の拡張、国際フェリー航路利用促進、外航クルーズ船誘致、ソフト・ハード一体となった事業を推進する。</p> <p>【建設交通部所管分】 1,005,805</p> <p>国際クルーズ誘致事業 5,805</p> <p><港湾事業特別会計></p> <p>京都舞鶴港物流基盤重点整備事業【再掲】 1,000,000</p>

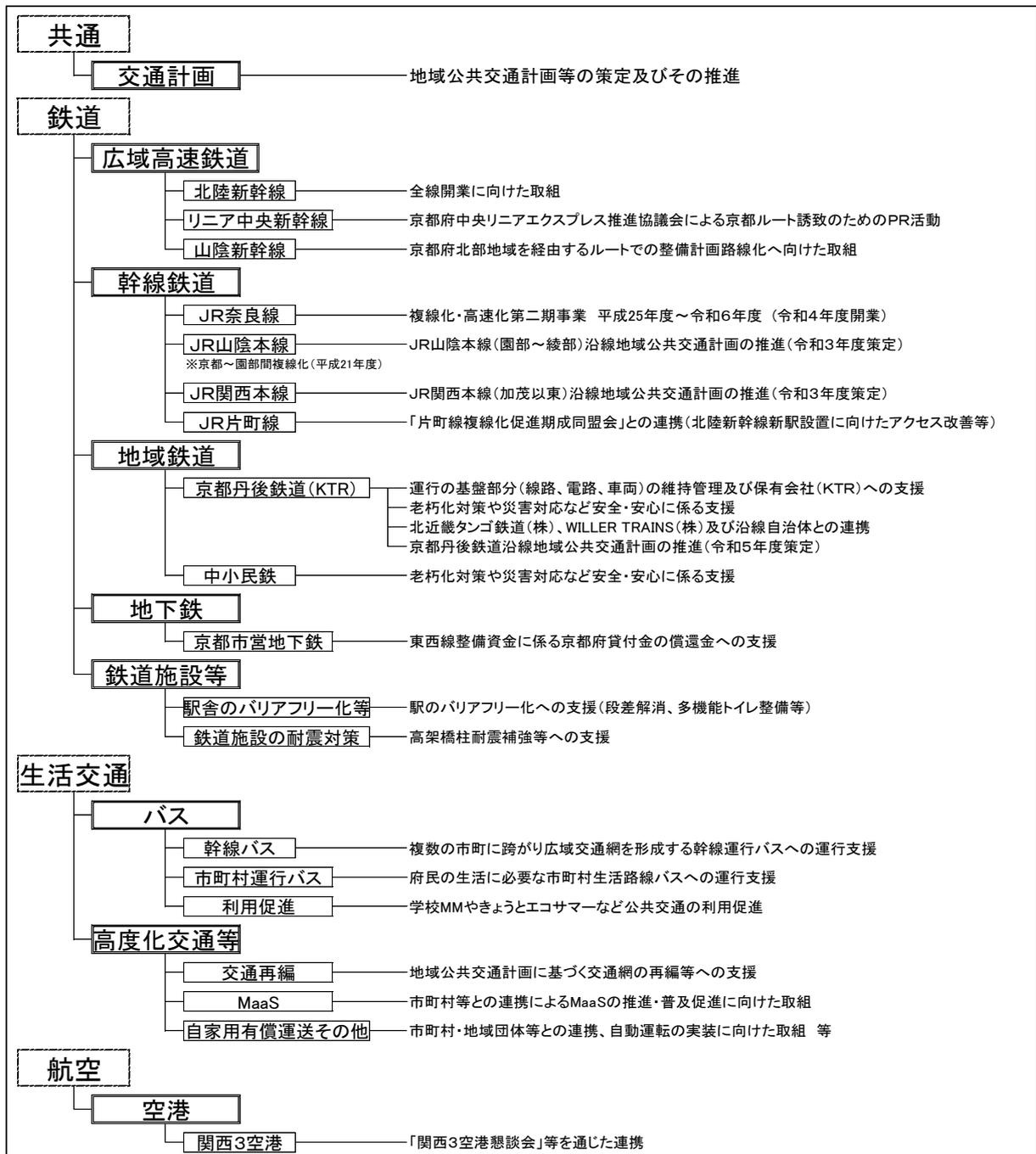
2 交通政策

基本方針

京都府総合計画に掲げる「成長・交流・情報・暮らしの基盤づくり」を進めるため、鉄道ネットワークの整備や鉄道駅の利便性や安全性の向上を促進するとともに、府民の日常生活の移動を担う地域公共交通の維持・確保に取り組みます。

- ・北陸新幹線（敦賀～新大阪間）等の広域高速鉄道網の整備を促進します。
- ・高速化・複線化、バリアフリー化など、JR線の整備を促進します。
- ・京都丹後鉄道の輸送の安全性向上や利用促進により運行を支援します。
- ・地域の生活を支える路線バスネットワーク等の維持・確保に取り組みます。
- ・持続可能な公共交通の確立を目指し、地域公共交通計画の策定を支援します。

<交通施策体系>



現状と課題

1 JR線の整備促進

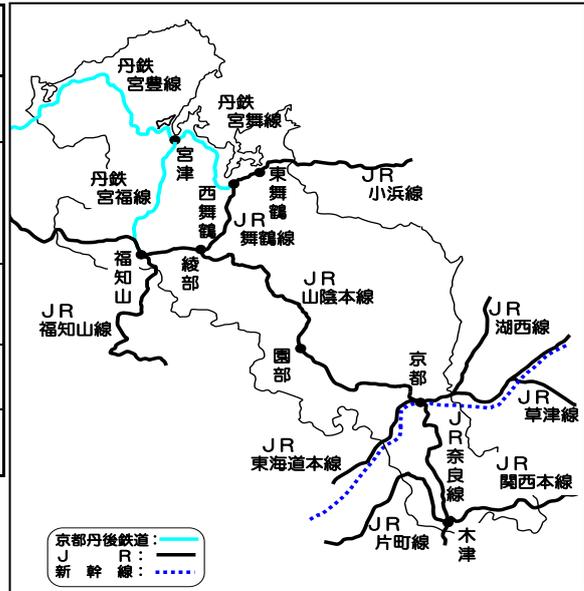
鉄道網の整備は、これまでから府政の最重要施策の一つに位置付けており、JR西日本の協力、関係市町との連携のもと取り組んでいます。

平成22年にJR山陰本線 京都・園部間の複線化が、令和5年3月にJR奈良線の高速化・複線化第二期事業が開業し、府域におけるJR線の複線化率は37.8%に向上しました（全国平均34.4%）。引き続き、JR奈良線第二期事業の完了をはじめとするJR線の整備促進に向け、市町村と連携した利用促進に取り組むとともに、国に対し、支援制度の創設などを求めています。

近年の路線整備の状況

【JR等鉄道網図】

事業名 [事業区間]	事業期間	事業費 (億円)	開業
山陰本線複線化 [京都～園部]	H15～21	233.0	H22. 3. 13
奈良線高速化・複線化 [京都～木津]	第一期 京都～JR藤森 宇治～新田	H9～12 152.0	H13. 3. 3
	第二期 JR藤森～宇治 新田～城陽 山城多賀～玉水	H25～R6 397.1	R 5. 3. 18
片町線高速化・輸送力増強 [京田辺～松井山手]	H10～13	18.2	H14. 3. 23
小浜線電化 [敦賀～東舞鶴]	H12～14	3.6 府域分	H15. 3. 15



駅舎の整備

区分	箇所名	事業期間	開業
改築橋上化	宇治駅 (奈良線)	H10～12	H12. 8. 7
	京田辺駅 (片町線)	H10～14	H14. 2. 2
	亀岡駅 (山陰本線)	H16～20	H20. 4. 12
	嵯峨嵐山駅 (山陰本線)	H18～20	H20. 6. 14
	山城多賀駅 (奈良線) (下段は北口設置)	H10～11 (H27～28)	H12. 4. 7 (H28. 8. 8)
	玉水駅 (奈良線)	H27～R1	H30. 12. 15
	山城青谷駅 (奈良線)	R1～ 4	R4. 7. 23
新駅設置	六地蔵駅 (奈良線)	R1～ 5	R5. 3. 18
	円町駅 (山陰本線)	H9～13	H12. 9. 23
	JR小倉駅 (奈良線)	H10～12	H13. 3. 3

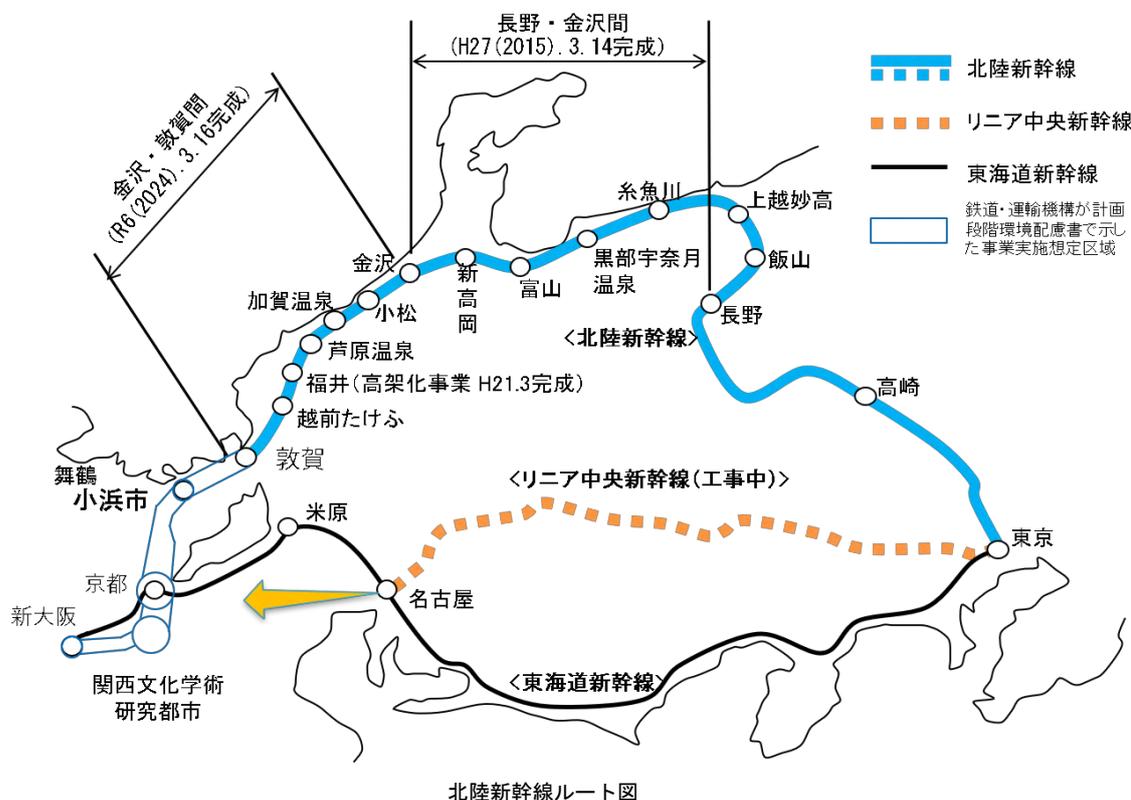
JR奈良線玉水駅橋上化 (平成30年度開業)



2 北陸新幹線の現状

北陸新幹線における敦賀以西のルートは、平成29年3月15日に『敦賀駅—小浜市（東小浜）附近—京都駅—京田辺市（松井山手）附近—新大阪駅』を結ぶものと決定されました。

平成29年度から、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構により、駅の位置及びルートの公表に向けた詳細調査や環境アセスメントが実施されており、令和元年5月31日には、環境アセスメントの最初の手続である計画段階環境配慮書が、令和元年11月26日に環境影響評価方法書が公表され、現在、現地調査・予測・評価が進められています。



北陸新幹線ルート図

3 地域公共交通の現状

(1) 地域公共交通の停滞

人口減少や高齢化が進む中、公共交通の利用者が減少しており、地方の鉄道やバスなどの減便や廃線、中山間地域における公共交通の空白地域の拡大といった課題があります。また、運転手不足によりバス路線が減便されるケースもあり、公共交通の維持・確保が非常に困難なものになっています。

(2) 活性化のための取組

地域の活力を維持し、強化するためには、行政と地域の関係者が連携してまちづくりと公共交通ネットワークの一体的な整備が重要となってきております。

・京都丹後鉄道沿線地域公共交通計画（令和6年1月策定）

平成26年12月に策定した「北近畿タンゴ鉄道沿線地域公共交通網形成計画」（計画期間：平成26年度～令和6年度）に基づき、上下分離方式の導入による鉄道事業の再構築を実施するとともに、観光まちづくりや鉄道の利用促進などに取り組んできましたが、人口減少や新型コロナウイルス感染症による利用者の減少など、沿線地域の公共交通は大きな影響を受けております。このような中で、将来にわたって安心・安全で持続可能な鉄道の活性化・再生を計画的に図っていくため、令和6年1月に「京都丹後鉄道沿線地域公共交通計画」を策定しました。

・JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画（令和4年3月策定）

・JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画（令和4年3月策定）

令和4年3月に策定した地域公共交通計画に基づき、高齢者や子ども連れにも利用しやすい駅及び駅周辺の環境整備、公共交通の空白地や不便な地域における新たな移動手段の導入などを進めています。

令和6年度主要事業の概要

1 幹線鉄道網の整備促進

(1) JR 奈良線

- 「京都縦貫幹線鉄道構想」の実現を目指して、平成25年度に事業着手し、令和5年3月に開業したJR奈良線の高速化・複線化第二期事業の完了に向けて取り組みます。

(2) 片町線、関西本線、奈良線、山陰本線（園部以北）

- 需要動向や沿線地域整備の進展等を踏まえ、沿線市町村とも連携しつつ、複線化の整備のあり方について検討を進めるとともに、国やJR西日本に対し、整備促進を要望します。



JR奈良線の高速化・複線化第二期工事
(新田～城陽間)

2 高速鉄道の整備促進

- 北陸新幹線について、沿線自治体や関西広域連合等と連携した要請活動等、全線早期整備に向けた取組を推進します。また、環境アセスメント等について、引き続き、国や（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対し、慎重な調査と十分な地元説明、環境の保全への適切な対応を要請します。
- 日本海国土軸形成に資する舞鶴を経て日本海に至る山陰新幹線の整備計画化へ向けた取組を推進します。
- リニア中央新幹線の京都を通る整備ルートを選定と、大阪までの早期開業に向けPR活動を行うとともに、国への働きかけを実施します。

3 京都丹後鉄道の整備促進



新型車両KTR300形

- 京都丹後鉄道は、沿線住民の日常生活の移動手段として、また地域全体の活性化の核として重要な公共交通機関です。鉄道事業の最大の使命である安心・安全な運行を確保するため、沿線自治体と連携し、安全性向上に資する施設の老朽化対策、更新等を支援します。
- 北部地域の府民生活の足を将来にわたって確保し、また地域外の人たちに自慢でき、地域に愛される鉄道を目指して、車両・設備の整備を計画的に推進するとともに、デザイン車両を軸として地域や鉄道の魅力を向上させるための取組を進め、新型コロナウイルス感染症等の影響により減少した利用者数の回復に努めます。
- 沿線自治体、運行会社やJR西日本とも連携した利用促進策を推進します。

4 地域公共交通の活性化

- 鉄道、路線バス等の幹線交通と地域内交通との統合がとれ、地域特性に応じた最適な公共交通ネットワークを構築するため、沿線の市町村と連携した取組を推進します。
- 公共交通の利用を促進するため、乗り継ぎの利便性向上など利用環境の改善に取り組みます。また、交通事業不採算地域等において、日常生活における移動手段として不可欠な路線バス等の運行を確保するための支援を行います。
- 市町村等による地域公共交通計画策定を支援し、地域の輸送資源を総動員した、持続可能な公共交通の維持・確保を目指します。

V事業の概要ー 1 成長・交流・暮らしの基盤づくり

- 地域の実情に応じた公共交通の構築に向け、地域公共交通計画に基づくバス路線等の再編に対して支援を行い、持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

5 鉄道軌道安全輸送設備等の整備支援

- 地域公共交通を担う中小民鉄の安心・安全な輸送を確保するため、地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等を支援します。

6 鉄道駅舎のバリアフリー化の促進

- 高齢者や障害者をはじめとするすべての府民の移動の円滑化と利便性・安全性の向上を目指し、関係市町等と連携し、鉄道駅舎のバリアフリー化等を促進します。令和6年度は、JR黄檗駅の段差解消を促進します。



鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業
(JR京都駅ホーム柵整備)



鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業
(近鉄山田川駅下りスロープ整備)

7 ローカル鉄道の利用促進

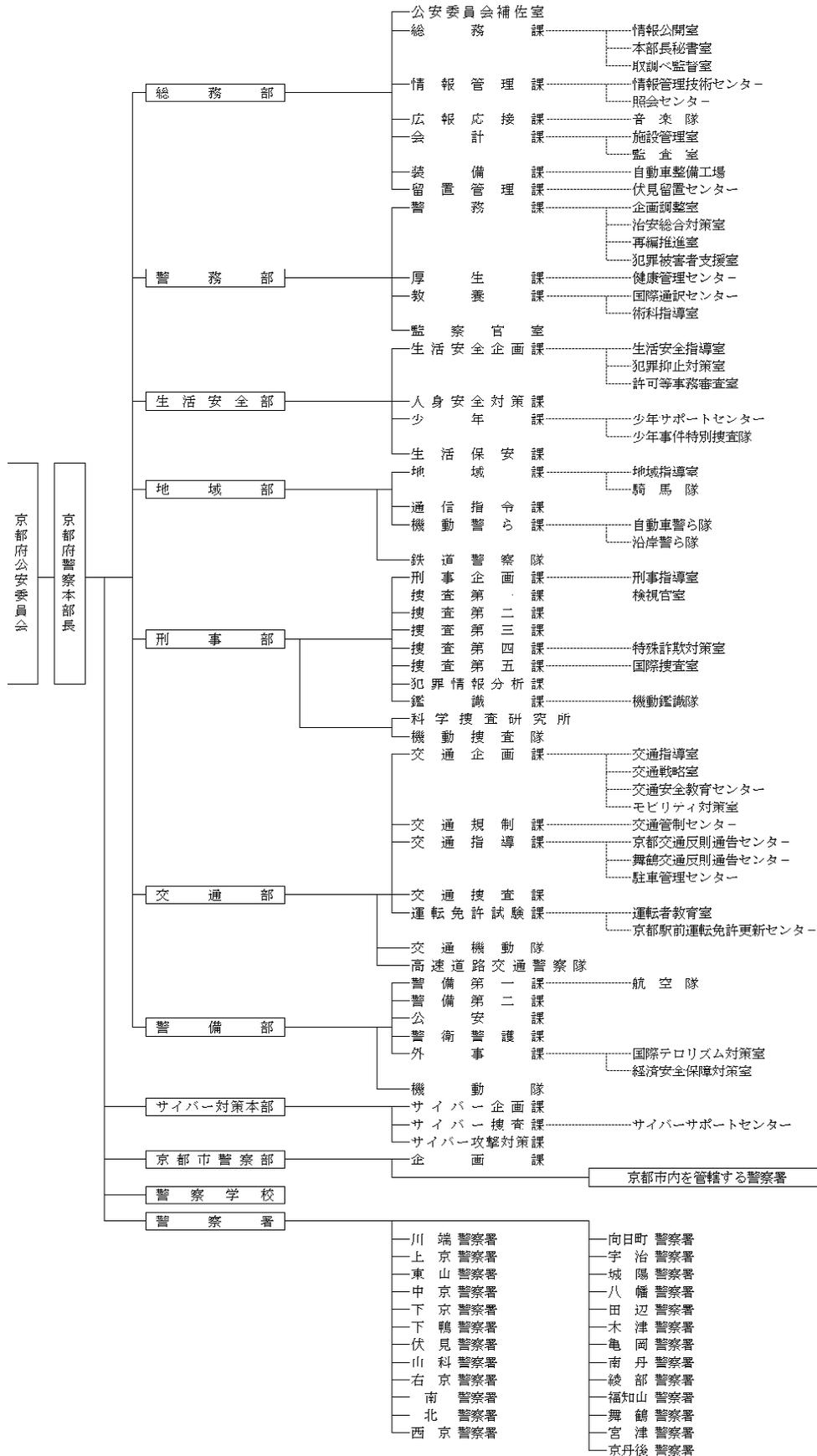
- 危機的状況にあるローカル鉄道に対し、イベント列車運行等の需要喚起に向けた取組を支援します。

事務事業概要 (抜粋)

令和6年度

京都府警察本部
交通部

1 組織図



2 所掌事務

(1) 交通企画課

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	1 部及び課の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部内の他の課及び隊に属しない事務に関すること。
企 画	企 画	1 交通警察の調査、研究及び企画に関すること。 2 交通警察の教養に関すること。
	法 令	1 交通警察関係法令に関すること。 2 交通相談に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
交 通 指 導 室	指 導 教 養	指 導 教 養	交通警察の指導教養に関すること。
	業 務 管 理	業 務 管 理	交通警察の業務管理に関すること。
交 通 戦 略 室	交 通 戦 略	交 通 戦 略	1 総合的な交通事故防止対策に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 交通事故の調査及び検討に関すること。 3 交通事故の分析に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、交通事故防止対策に関すること（他の課の所掌及び他の係に属するものを除く。）。
	統 計	統 計	交通統計に関すること。
交 通 安 全 教 育 セ ン タ ー	交 通 安 全 教 育	交 通 安 全 教 育	1 交通安全教育に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 交通安全教育の実施及び交通安全教育に係る指導教養に関すること。 3 交通安全運動に関すること。 4 交通安全に係る広報活動に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。 5 交通安全関係機関及び団体との連絡調整に関するこ

			と。 6 地域交通安全活動推進委員に関すること。 7 安全運転管理者に関すること。 8 交通安全に係る表彰に関すること（監察官室の所掌に属するものを除く。）。 9 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
モビリティ対策室	モビリティ企画	モビリティ企画	1 自転車、電動キックボード等新たなモビリティに係る調査、研究及び企画に関すること。 2 自転車、電動キックボード等新たなモビリティに係る指導教養に関すること。 3 自転車取締小隊の運用に関すること。
	モビリティ対策	モビリティ対策	1 自転車、電動キックボード等新たなモビリティに係る交通安全対策に関すること。 2 自転車及び特定小型原動機付自転車運転者講習制度に係る審査、登録及び講習に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。 3 特定自動運行に係る許可制度、遠隔操作型小型車の交通方法等新たなモビリティの運行に関すること。

(2) 交通規制課

担当	係	分掌事務
	庶務	課の庶務に関すること。
規制企画	規制企画・許認可	1 交通規制に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 都市交通対策に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。 3 道路使用許可、制限外許可及び牽引の許可に関すること。 4 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定に関すること。 5 交通規制の特例の許可に関すること。 6 自動車運送事業の許認可に係る意見提出に関すること。 7 自動車保管場所及び駐車場に関すること。 8 パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備に関すること。

	大規模交通対策	<ul style="list-style-type: none"> 1 警衛警護に伴う交通対策に関する事。 2 祭礼等に伴う交通対策に関する事。 3 路上競技の実施に関する事。
規制実施・協議	規制実施・協議	<ul style="list-style-type: none"> 1 交通規制の実施及び支援に関する事（他の係に属するものを除く。）。 2 道路法（昭和27年法律第180号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づく協議に関する事（他の係に属するものを除く。）。 3 信号機の新設に関する事。
渉外	渉外	<ul style="list-style-type: none"> 1 府民要望の受理、調査及び回答に関する事。 2 要望にかかる他部門、他機関との連絡調整に関する事。

室等	担当	係	分掌事務
交通管制センター	交通安全施設	施設企画	<ul style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設等に係る調査、研究及び企画に関する事。 2 信号機整備の在り方に関する事。 3 信号機及び道路標識等の老朽化対策に関する事。 4 自動運転に対応する交通安全施設に関する事。
		施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路標識、道路標示等に関する事。（他の係に属するものを除く。）。 2 信号機に関する事（他の係に属するものを除く。）。
	管制・設計管理	<ul style="list-style-type: none"> 1 交通管制に関する事。 2 制限外許可に伴う照会及び通報に関する事。 3 交通渋滞、交通障害等に関する交通情報の収集及び提供に関する事。 4 交通安全施設等の設備に係る設計、監督、検査等に関する事。 5 交通管制機器の設置計画及び保守管理に関する事（他の係に属するものを除く。）。 	

(3) 交通指導課

担当	係	分掌事務
----	---	------

	庶務	課の庶務に関すること。
取締企画	取締企画	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通指導取締りの企画、調整及び実施に関すること。 2 交通関係法令違反事件の統計に関すること。 3 関係行政庁、使用者等に対する違反等の通報及び通知に関すること（交通捜査課の所掌に属するものを除く。）。 4 自動車の使用の制限に関すること（交通捜査課の所掌に属するものを除く。）。 5 自動車の運行供用制限に関すること（交通捜査課の所掌に属するものを除く。）。 6 交通警察活動における受傷事故の防止に関すること。
	取締指導	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通指導取締りの指導教養に関すること。 2 交通関係法令違反事件の処理の指導に関すること。
自動速度取締管理	自動速度取締管理	速度違反自動監視装置の運用及び管理に関すること。
事件処理	事件処理	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通切符適用事件の迅速処理に関すること。 2 交通切符適用外事件の迅速処理に関すること。

室等	担当	係	分掌事務
京都交通反則通告センター		反則通告	京都地区（京都市内、向日町、宇治、城陽、八幡、田辺、木津、亀岡及び南丹の各警察署管内）における交通反則通告に関すること。
舞鶴交通反則通告センター		反則通告	舞鶴地区（綾部、福知山、舞鶴、宮津及び京丹後の各警察署管内）における交通反則通告に関すること。
駐車管理		管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 放置車両確認機関に関すること。 2 駐車監視員資格者に関すること。 3 放置違反金の納付命令に関すること（他の係に属するものを除く。）。 4 放置駐車違反管理システムに関すること（他の係に属するものを除く。）。 5 放置違反金の納付命令に係る弁明書の審査に関する

センター	管 理	こと。
	審 査	1 放置違反金の納付命令等に対する審査請求に関する こと。 2 放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限に関する こと。
	運 用	放置違反金の滞納処分等に関すること。

(4) 交通捜査課

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	課の庶務に関すること。
捜査企画	捜査企画	1 交通事故事件及び交通関係法令違反事件に係る調査、研究及び 調整に関すること（他の課に属するものを除く。）。 2 交通事故事件及び交通関係法令違反事件の捜査共助及び手配に 関すること（他の課に属するものを除く。）。
	本部直轄	交通事故事件の捜査に関すること。
捜査指導	捜査指導 ・ 交通鑑識	1 交通事故事件の捜査の指導に関すること。 2 交通関係法令違反事件の捜査の指導に関すること。 3 交通事故事件の鑑識及び鑑定に関すること。
	図 化	図化機等の運用に関すること。
交通事故 事件捜査	捜査第一	1 交通事故事件の捜査に関すること。 2 交通特殊事件の捜査に関すること。 3 交通関係法令違反事件の捜査に関すること。 4 特命事案の捜査に関すること。 5 暴走族対策に関すること。
	捜査第二	
	捜査第三	
	捜査第四	
	捜査第五	
	捜査第六	

捜査第七

(5) 運転免許試験課

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	1 課の庶務に関すること。 2 運転免許施設の管理に関すること。
企 画	企 画	運転免許事務の調査、研究、企画及び調整に関すること。
電算管理	電算管理	1 運転免許証の照会に関すること。 2 電子計算機器の管理に関すること。 3 電子計算組織による運転免許事務に関すること。 4 警察庁電子計算組織による運転免許データの送受信に関すること。
免許申請	免許申請	1 運転免許証（新規、併記及び更新の運転免許証を除く。）の作成及び交付並びに記載事項の変更に関すること。 2 国際運転免許証に関すること。 3 申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書の交付に関すること。
免許更新	免許更新	運転免許証（更新に限る。）の作成及び交付に関すること。
試 験	試 験	1 運転免許の適性試験、学科試験及び学科再試験の実施に関すること。 2 運転免許証（新規及び併記の運転免許証に限る。）の作成及び交付に関すること。 3 運転免許の拒否及び保留処分に関すること。
	技能試験	運転免許の技能試験及び技能再試験の実施に関すること。
	審 査	行政処分事案の審査及び登録に関すること。
行政処分	執 行	1 行政処分（聴聞係に属するものを除く。）の執行に関すること。 2 行政処分に係る審査請求に関すること。

	聴 聞	聴聞及び意見の聴取に係る行政処分に関する事。
	臨時適性 検 査	1 臨時適性検査に関する事。 2 適性相談に関する事。

室 等	係	分 掌 事 務
運 転 者 教 育 室	講 習	1 違反者講習に関する事。 2 行政処分を受けた者に対する講習に関する事。 3 原付講習に関する事。 4 更新時講習に関する事。 5 初心運転者講習に関する事。 6 取得時講習に関する事。 7 再試験に係る通知に関する事。 8 若年運転者講習に関する事。
	教 習 所	1 自動車教習所に関する事。 2 教習指導員等に対する講習及び審査に関する事。
	高 齢 運 転 者	1 高齢者講習その他の高齢運転者に係る事務に関する事（他の係に属するものを除く。） 2 高齢運転者の安全運転に係る支援に関する事（臨時適性検査係に属するものを除く。）

室 等	係	分 掌 事 務
京 都 駅 前 運 転 免 許 更 新 セ ン タ ー	更 新	1 優良運転者及び更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者の更新に係る運転免許証の作成及び交付に関する事。 2 優良運転者に対する更新時講習に関する事。 3 適性相談に関する事。
	申 請	1 運転免許証の再交付に関する事。 2 運転免許証の記載事項の変更に係る事。 3 国外運転免許証に関する事。 4 申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書の交付に関する事。

(6) 交通機動隊

係	分 掌 事 務
庶 務	隊の庶務に関すること。
訓練指導	1 隊員の教育訓練に関すること。 2 隊の装備の維持管理に関すること。
送 致	交通関係法令違反事件等の送致に関すること。
機動取締 第一小隊	1 交通取締用自動車による交通の指導取締りに関すること。 2 交通事故事件のうち重要事件の初動捜査に関すること。
機動取締 第二小隊	
機動取締 第三小隊	
機動取締 第四小隊	
自 転 車 取締小隊	1 自転車による交通の指導取締りに関すること。 2 交通事故事件のうち重要事件の初動捜査に関すること。

(7) 高速道路交通警察隊

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	隊の庶務に関すること。
管 理	管 理	1 高速自動車国道及び自動車専用道路（道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 110条第 1 項の規定により国家公安委員会が指定するものに限る。以下「高速自動車国道等」という。）における交通事故防止に関すること。 2 高速自動車国道等における交通規制及び道路使用許可に関すること。 3 高速道路管理室及び交通関係機関・団体との連絡調整に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道等における交通警

		察に関すること。
運 用	第一小隊	高速自動車国道等における交通の指導取締り並びに交通事故事件の捜査及び処理に関すること。
	第二小隊	
	第三小隊	